

今治市人権施策基本計画

令和6（2024）年3月

今 治 市

はじめに



「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」昭和 23（1948）年 12 月 10 日、国連総会で採択された『世界人権宣言』の第 1 条です。また、『日本国憲法』においても、「基本的人権」は誰にも侵すことのできない永久の権利として保障されています。

今治市では、平成 17（2005）年 6 月「今治市人権都市宣言」を行い、「今治市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、市と市民が互いに協力しながら「明るく住みよい人権尊重のまちづくり」の実現に努めてまいりました。

また、平成 27（2015）年には、国連サミットにおいて採択された持続可能な開発目標（SDGs）において、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するために 17 の目標が掲げられました。

本市においても『誰もが幸せにずっと住み続けたいまちづくり』『“ひとりひとり”が輝く今治』を市民や企業のみなさんと共に進めるために人権意識の高揚と人権問題の解決・お互いの個性を認め合い、誰もが自分らしく活躍できる地域づくりへの取り組みを進めています。

平成 21（2009）年 3 月に、人権施策を総合的に進めるための基本計画として「今治市人権施策基本計画」を策定し、5 年毎に改訂を重ね、今日まで人権の基本指針として取り組んでまいりました。しかしながら、同和問題をはじめとする様々な人権問題は今も存在しており、近年ではインターネットや SNS などの匿名性を悪用した無責任な書き込みや、正しい知識や理解がないためにおこる誹謗中傷といった新たな人権侵害も多数発生しております。今回、令和 4（2022）年 11 月に実施した人権意識に関するアンケート調査の結果を分析し、現状と課題を踏まえて新たに改訂を行いました。今後はこの計画に基づき、人権の尊さを考え、「明るく住みよい人権尊重のまちづくり」を実現するために取り組んでまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたって貴重なご意見をいただきました「今治市人権尊重のまちづくり審議会」の委員の皆様をはじめ、ご協力を賜りました多くの皆様に心よりお礼を申し上げます。

令和 6（2024）年 3 月

今治市長 徳永 繁 樹

目次

第1章 基本的な考え方	1
1 人権とは	1
2 人権を取り巻く状況	2
3 今治市の現状	7
4 計画の位置づけ	8
5 計画の期間	9
6 計画改訂の趣旨	9
第2章 人権尊重のまちづくり	10
1 基本理念	10
2 基本姿勢	10
3 基本方針	11
4 計画の体系	12
第3章 基本的施策の推進	13
1 人権教育の推進	13
2 人権啓発の推進	17
3 人権擁護及び相談機能の充実	21
4 市民参加の推進	23
5 プライバシーや個人情報の保護	24
6 調査研究の推進	27
第4章 分野別人権施策の推進	28
1 同和問題	28
2 子どもの人権	36
3 女性の人権	43

4	障がい者の人権	49
5	高齢者の人権	59
6	外国人の人権	66
7	感染症患者等の人権	69
8	性的マイノリティの人権	73
9	インターネット上の人権侵害	75
10	その他の人権問題	77
第5章 計画の推進		82
1	推進体制	82
2	進捗管理及び評価	83
資料編		85
1	人権施策関連年表	85
2	用語解説	91
3	関連資料	107

本文中の*印のついた語句は、資料編「2 用語解説」に説明があります。

1 人権とは

日本国憲法は、人種・信条・性別・社会的身分・門地などによって差別されないとする法の下での平等、思想及び良心の自由、信教の自由、学問の自由、生存権、教育を受ける権利、勤労の権利など、多くの種類の人権を基本的人権として保障しています。

「人権とは、すべての人間が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利である。人権は、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠かすことのできない権利であるが、それは人間固有の尊厳に由来する。」※

※引用：法務省人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について（答申）

人は、誰もがかけがえのない存在であり、一人一人が多様な個性と豊かな可能性を有しています。人権とは、その基盤となる一人一人の尊厳に関わる固有の権利であり、それらが保障されることによって、人は希望を持ち、努力し、可能性を発揮することができます。人権は誰もが等しく持っているものです。すべての人が互いの人権を尊重しあうことが、自らの人権が尊重されることにつながります。

2 人権を取り巻く状況

(1) 国際社会の動向

世界平和と人類の自由・平等を実現するためには、すべての人の人権が何よりも尊重されなければならないという国際的な認識から、昭和23(1948)年、国連総会において「世界人権宣言^{*}」が採択されました。国連はその後、世界人権宣言^{*}を実効あるものにするため「国際人権規約^{*}」、「人種差別撤廃条約^{*}」、「女子差別撤廃条約^{*}」など、多くの人権に関する条約の採択を進めてきました。

しかし、冷戦終結後も世界各地で紛争や内戦等が絶えず、飢餓や難民問題など深刻な人権問題が表面化したため、国際社会全体で人権問題の解決に向けて取り組む機運が高まってきたのを受け、平成6(1994)年の国連総会では、平成7(1995)年からの10年間を「人権教育のための国連10年^{*}」とすることを決議し、各国政府に対しても国内行動計画を定めることを求めました。そして、「人権教育のための国連10年^{*}」の終了を経て、平成16(2004)年国連総会において「人権教育のための世界計画」が採択されました。

この計画は、「初等教育及び中等教育における人権教育」をテーマとする「第1フェーズ(段階)」[平成17(2005)年～平成21(2009)年]、「高等教育のための人権教育」及び「教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラム」をテーマとする「第2フェーズ」[平成22(2010)年～平成26(2014)年]、「メディア・ジャーナリストへの人権教育」及び第1・第2フェーズの取り組みの強化などをテーマとする「第3フェーズ」[平成27(2015)年～令和元(2019)年]の取り組みが進められ、現在、「第4フェーズ」[令和2(2020)年～令和6(2024)年]の過程にあり、これまでの3つのフェーズの取り組みの一層の強化に加え、「若者」への人権教育を重点とした取り組みが各国で展開されています。

さらに、平成22(2010)年には、環境保護や人権尊重といった普遍的な価値基準を世界のあらゆる組織に浸透させることを目的に、国際標準化機構(I S O)で策定されたI S O26000など、社会的責任に関する国際規格のテキストが発行されており、企業等の組織が人権尊重のための取り組みをより積極的に実践していくことが期待されています。

平成27(2015)年の国連総会において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として「持続可能な開発目標(S D G s)」が示されました。前文において、地球上の「誰一人取り残さない」、「すべての人々の人権を実現」することを掲げており、S D G sを構成する17の目標と169のターゲットには、根底に人権尊重の考えがあります。

(2) 国内の動向

我が国においては、日本国憲法第13条において「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定し、「基本的人権の尊重」をその基本原理としています。

我が国固有の人権問題である同和問題では、昭和40(1965)年に同和対策審議会*の答申を受け、昭和44(1969)年に「同和対策事業特別措置法(同対法)*」が施行されました。その後、「地域改善対策特別措置法(地対法)」、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」が施行され、同和対策事業が進められてきました。平成28(2016)年には、部落問題解消のため国や地方公共団体が相談体制の充実や教育啓発を行う「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)*」が施行され、各自治体で取り組みが行われています。

平成9(1997)年には、国連からの呼びかけに応じて、あらゆる場を通じて人権教育を推進することとして『「人権教育のための国連10年」国内行動計画』が策定されました。平成11(1999)年7月には、人権擁護施策推進法*に基づき人権擁護推進審議会*から、人権教育・啓発に関する施策の推進について答申が出され、これを受けて翌平成12(2000)年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(以下、「人権教育・啓発推進法」という)が施行されました。

平成13(2001)年5月、同審議会から、人権救済制度の在り方について、人権委員会(仮称)という独立機関を中心とした新たな人権救済措置制度の整備を提言され、同年12月には、人権擁護委員制度の改革についての答申がされました。国においては平成14(2002)年3月、「人権教育・啓発推進法」第7条に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画*」が策定されました。また、平成23(2011)年4月に「人権教育・啓発に関する基本計画*」の一部を変更し、「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加されました。

近年の主な法律の整備としては、平成16(2004)年「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(性同一性障害特例法)」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」の改正、平成17(2005)年「犯罪被害者等基本法」、平成18(2006)年「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」、平成19(2007)年「雇用対策法」の改正、平成20(2008)年「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」の改正、平成21(2009)年「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」、平成24(2012)年「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」、平成26(2014)年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」の改正、平成27(2015)年「女性の職場生活における活躍の推進に関する法律(女

性活躍推進法)*、平成 28 (2016) 年「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)*」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (ヘイトスピーチ解消法)*」、「部落差別の解消の推進に関する法律 (部落差別解消推進法)*」など、個別の人権関係法が施行されています。

令和 2 (2020) 年に発生した新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者や医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別・誹謗中傷が見られるなど、新たな人権問題が顕在化する中で、社会・経済状況の変化等に対応した人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が求められています。

性的マイノリティ*の人権など人権問題はますます多様化しており、令和 5 (2023) 年「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 (LGBT理解増進法)」が施行され、誰もが互いに尊重し合う共生社会*の実現を進めています。

(3) 県内の動向

愛媛県においては、さまざまな人権課題の中でも、特に同和教育を重視し、昭和48（1973）年に策定された「愛媛県同和教育基本方針」に基づき、学校、家庭、地域の連携と関係諸機関及び諸団体の協力を得て、広く人権尊重の精神の高揚を図ってきました。

女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、エイズ^{*}患者・H I V^{*}感染者、ハンセン病^{*}患者・回復者等のそれぞれの人権分野ごとに、課題解決に向けての施策を進めています。平成9（1997）年に国が策定した「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を受けて、平成11（1999）年に、「人権教育のための国連10年」愛媛県推進本部を設置するとともに、平成12（2000）年には、平成16（2004）年を目標年次とする『「人権教育のための国連10年」愛媛県行動計画』を策定し、「人権という普遍的な文化」の創造を目指して、あらゆる場を通じて、人権教育・啓発を進めています。

また、県民とともに人権が尊重される社会づくりの実現を進めるため、平成13（2001）年に「愛媛県人権尊重の社会づくり条例」を制定し、国、市町及び関係団体と連携しながら、人権意識の高揚や人権擁護の推進のための施策を展開しています。この条例には、知事が人権施策の総合的な推進に関する基本方針を定めること及び人権施策の推進に関する重要事項を調査協議するため、「愛媛県人権施策推進協議会」を設置することが定められており、平成14（2002）年に、同協議会から、知事に対して、「愛媛県における人権教育・啓発の推進等に関する意見」の提言がありました。この提言に基づき、平成15（2003）年に人権啓発の拠点として、県庁人権対策課内に愛媛県人権啓発センターを設置し、県民一人一人が人権を身近な問題として取り組めるよう、効果的な施策の推進に努めています。

さらに、平成25（2013）年に「愛媛県人権・同和教育基本方針」を策定し、これまでの同和教育の成果や視点を継承するとともに、国際的な潮流やその取り組みに学びながら、愛媛県人権施策推進基本方針の具現化を図る教育を推進しています。

(4) 市内の動向

本市においては、平成5(1993)年に旧今治市において「人権都市」を宣言し、啓発活動を展開して市民の人権意識の高揚を図るとともに、「今治市同和行政推進本部」を設置し、行政全般にわたって同和問題、人権問題の解決に努めてきました。

また、平成13(2001)年9月には「今治市人権尊重のまちづくり条例^{*}」を制定し、市と市民が互いに協力しながら「差別のない明るく住みよいまちづくり」に取り組んできました。

さらに、平成16(2004)年3月に旧今治市において「今治市人権施策基本計画」を策定し、市町村合併後の平成17(2005)年6月には、人権の大切さを認識し、新たに「今治市人権都市宣言^{*}」を行うとともに、「今治市人権尊重のまちづくり条例^{*}」を制定し、市と市民それぞれの責務を定め、「明るく住みやすい人権尊重のまちづくり」の実現を目指しています。

しかし、同和問題をはじめ、子ども、女性、障がい者^{*}、高齢者等への差別や、学校、職場、グループでのいじめなど、人権侵害は今もわたしたちの身の回りで起こっています。さらに、近年の国際化、少子高齢化など社会環境の急速な変化にともない、人権問題は多様化、複雑化し、またインターネットや携帯電話の普及など情報化社会が急速に進む中で、新たな人権課題も生じています。そのため、多様化・複雑化する人権問題に対応するため、市町村合併後の平成21(2009)年3月に新市として改めて「今治市人権施策基本計画」(第1次)を策定しましたが、5年間の計画期間を経るごとに、時代に即した総合的な人権施策を推進するための改訂を行っています。

「ひとりひとり」が輝く今治、共生社会の実現を目指し、令和5(2023)年4月、「今治市パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。

人権意識の高揚を図るとともに、お互いの人権・個性を尊重し、多様性を認め合い、誰もが自分らしく活躍できる社会を目指します。

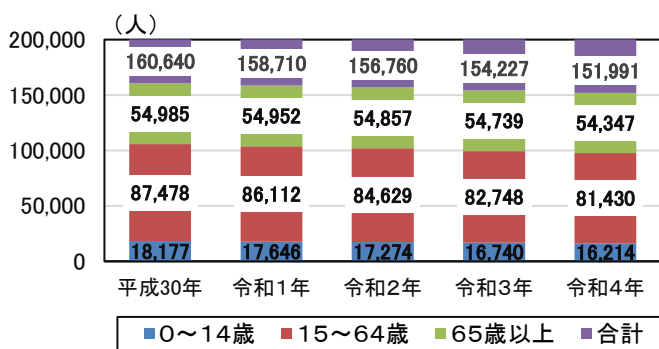
3 今治市の現状

今治市の人口は年々減少傾向にあり、この4年間で約8,600人が減少しています。

また、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、今後も増加が予想されます。女性の就業率については、令和2(2020)年では平成27(2015)年をおおむね上回っており、女性の社会進出が進んでいます。

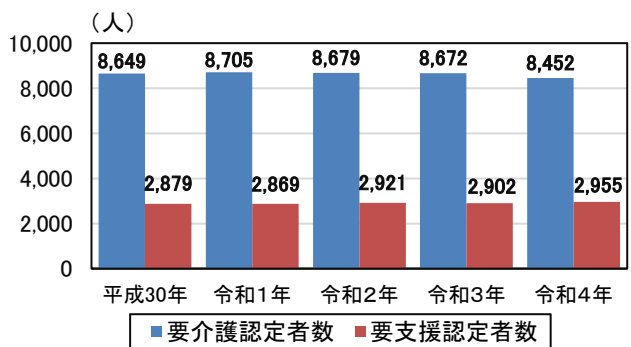
外国人住民国籍別割合については、アジア近隣諸国の国籍の人が多くなっています。

■年齢3区分別人口



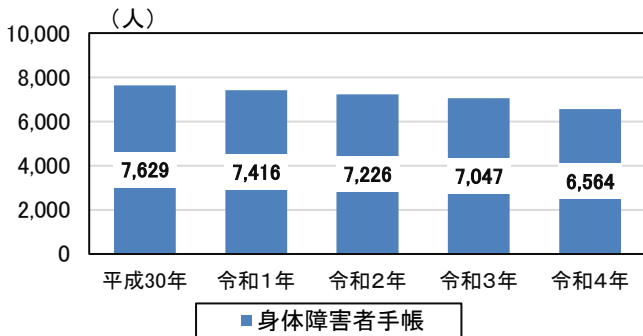
資料:住民基本台帳(各年9月末現在)

■要介護(要支援)認定者数



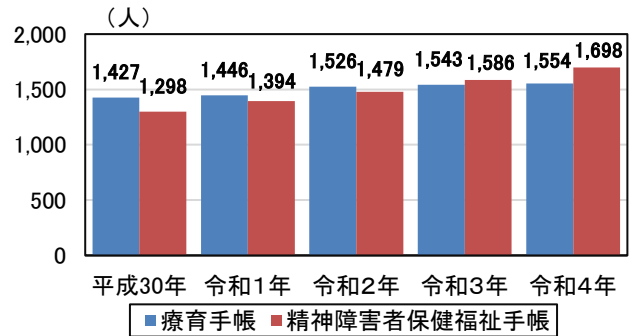
資料:今治市の統計(各年度末現在)

■身体障害者手帳所持者数



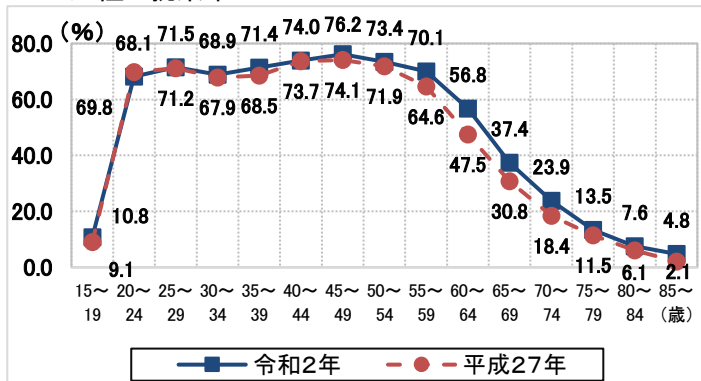
資料:今治市の統計(各年度末現在)

■療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数



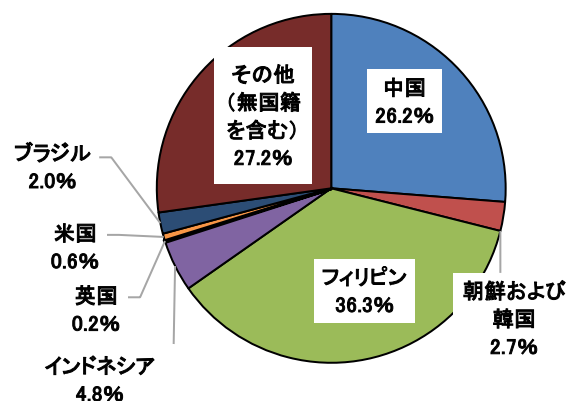
資料:今治市の統計(各年度末現在)

■女性の就業率



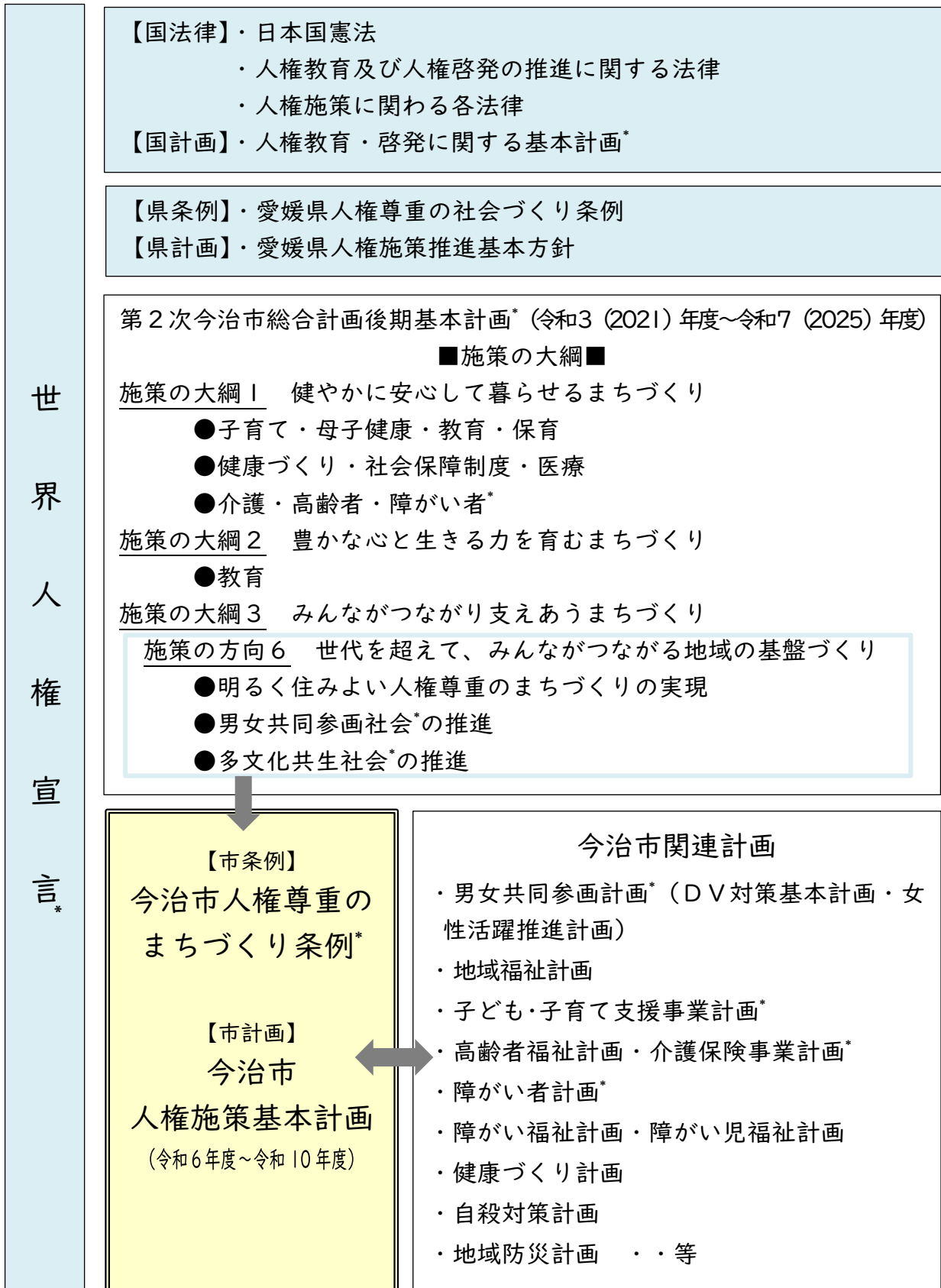
資料:国勢調査(各年10月1日現在)

■外国人住民国籍別割合



資料:外国人住民 国籍別在留資格別調査(令和4(2022)年11月末現在)

4 計画の位置づけ



5 計画の期間

本計画の推進期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5か年とします。

6 計画改訂の趣旨

本市における人権問題の解決を図るさまざまな取り組みを振り返り、その成果と課題を明らかにするとともに、今後の人権行政の基礎資料を得るため、令和4（2022）年11月に「人権意識に関するアンケート調査」を実施しました。その結果を分析・検討し、市の現状と課題を踏まえるとともに、今後の社会経済情勢や国及び県の施策動向の変化等に柔軟に対応しながら、人権に関する施策の総合的かつ計画的な取り組みを推進するため、「今治市人権施策基本計画（第4次）」を策定することとしました。

1 基本理念

本計画は、「今治市人権尊重のまちづくり条例*」に基づき策定するものであることから、条例と同様、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法のもとの平等を定める日本国憲法及び今治市人権都市宣言*を基本理念とし、同和問題をはじめ、子ども、女性、障がい者*、高齢者及び外国人等へのあらゆる人権侵害をなくすための市及び市民の責務を明らかにするとともに、明るく住みよい人権尊重のまちづくりの実現に寄与し、『「ひとりひとり」が輝く今治』、自分らしく活躍できる社会の推進を目的とします。

2 基本姿勢

人権尊重のまちづくりを推進していくためには、「今治市人権尊重のまちづくり条例*」の目的に向かって、市民一人一人が人権の大切さを理解し、人権尊重のまちづくりの担い手であることを自覚したうえで、人権尊重を基盤とした信頼と連帯感の上に、互いの人権を認めあう社会の実現を目指します。

そのために、市民、NPO*、各種団体、事業者、行政等地域で活動する多様な主体同士が協働して、人権意識の高揚や人権擁護に係る取り組みを進めていくことが必要です。

(1) 市の責務

市の責務として、すべての人の人権が尊重される社会を実現するため、市民や事業者等の人権意識の高揚と人権に関する正しい理解の普及に努めるとともに、必要な人権施策を推進します。

(2) 市民の役割

市民の役割として、一人一人が人権尊重のまちづくりの担い手であるという認識のもと、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向かい、互いの違いを認め尊重しあう意識をもち、地域社会、学校、家庭、職場等あらゆる場において人権意識の高揚に努めることが期待されます。

(3) 事業者等の責務

企業等の事業活動において、事業活動に関わるすべての人の人権を守り、また、人権意識の高揚を図り、働きやすい環境を整えることは、企業の利益にもつながります。事業者等も地域社会の一員として、人権尊重のまちづくりの推進に積極的に参画することが期待されます。

3 基本方針

(1) 人権意識の高揚

人権が尊重される社会を築くため、市内に暮らすすべての人々が、お互いをかけがえのない存在であると認め合い、人権問題を単に知識として理解するだけでなく、差別などを他人事とせず自らの課題として受け止め、日常の人権問題に直感的に気づくような感性や人権感覚を育み、あらゆる場面に生かすことができるよう人権意識の高揚に取り組みます。

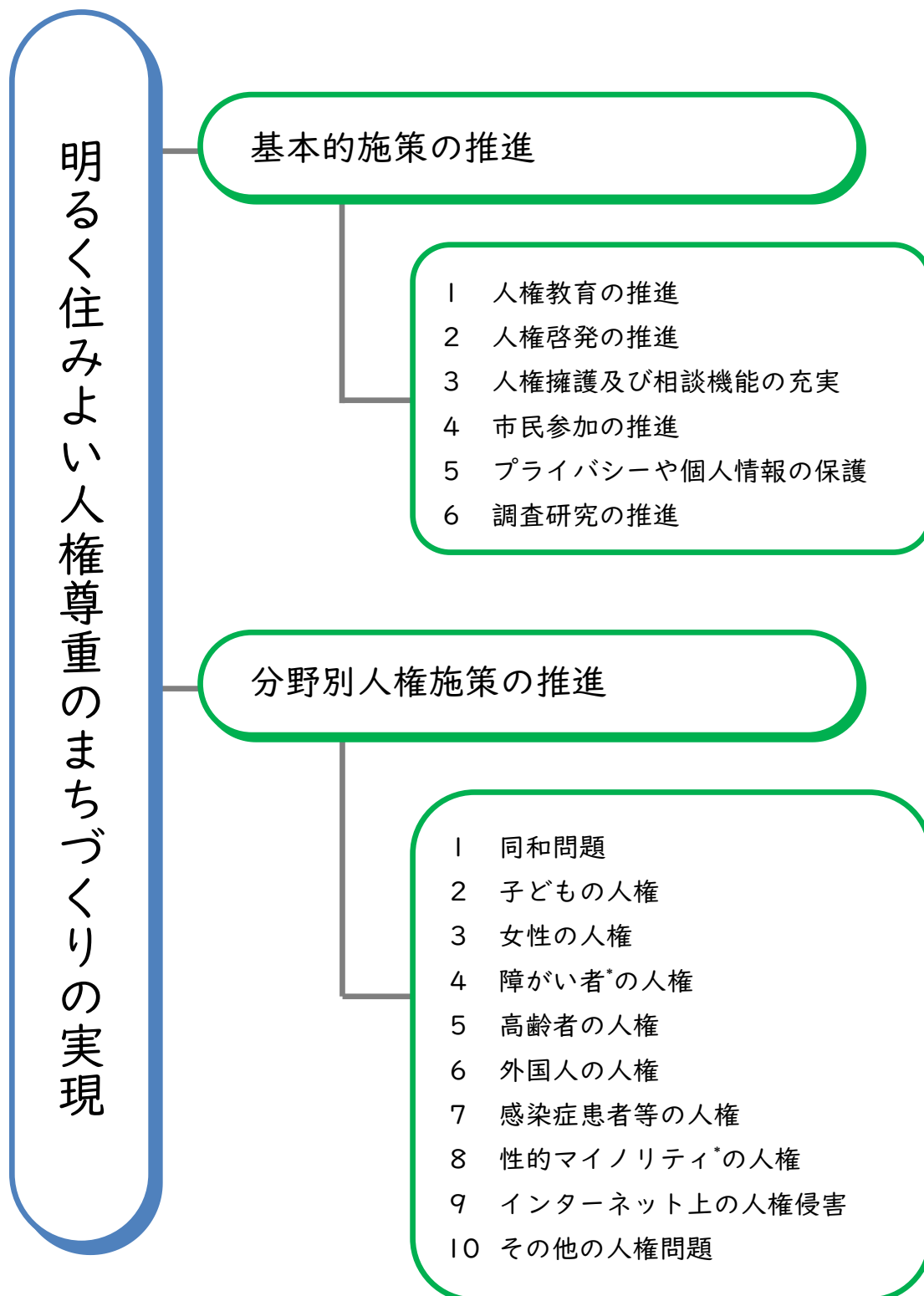
(2) すべての人が共存できる共生社会*の実現

人権侵害と差別の概念は必ずしも一致するものではありませんが、現実にかかる人権侵害は社会的な差別を内包していることが多いのが事実です。そのため、人権をめぐる諸問題の中でも、本質的で緊急を要するのは差別を原因とするもので、差別問題は人権に関する施策の中でも重点的に取り組むべきものです。

人権の基本は、人間の存在の多様性を前提としてお互いの異なる考え方や生き方を認め合うことですが、日本社会の根底には、同質性、均一性を志向する風潮があり、いろいろな意味で異なることを理由に阻害したり差別したりする場合があります。自他の人権・個性を尊重し合い、多様性を受容する社会を目指すことが重要で、いろいろな交流や体験活動などを積み重ねながら、差別を許さない社会風土を培い、ノーマライゼーション*の考え方も組み込んだ共生社会(ソーシャル・インクルージョン)*の実現を目指します。

(3) 市民とパートナーシップによる人権行政の推進

人権が尊重される社会を実現するためには、すべての人々がお互いの人権を尊重し支え合う社会づくりを進めていかなければなりません。他者の人権に配慮しないで、自分の人権のみ主張することから、さまざまな問題が生じています。権利の主張には義務と責任がともない、当然他者の人権への配慮が求められます。市民一人一人が人権の主体であり、人権尊重社会の担い手としての自覚を促すような取り組みを進めるとともに、本市のすべての施策を「人権尊重」を基礎に据え、取り組んでいきます。



1 人権教育の推進

人権教育とは、「基本的人権の尊重の精神が正しく身につくよう学校教育、社会教育において計画的に実施される教育活動」です。人権尊重の社会を実現するためには、一人一人が人権問題の正しい理解と認識を深めるとともに、人権意識を高め、自らの課題として日常生活の中に生かせる人権感覚を身につけることが重要であり、そのためには、あらゆる場を通じた人権教育を進めることが求められています。

また、人権教育においては、単に知識・情報の伝達にとどまらず、日常生活の中で人権への配慮が言動や態度に現れるよう、一人一人の実践力を高めることが大切であり、さらに、命を大切にし、互いの人格と個性を認め合い尊重する心、他人の痛みが理解できる心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性を培うことも必要です。

そのため、これまでの人権教育の成果を発展させ、人権に関する学習の機会を家庭、学校・園（所）、地域などで一層充実させるとともに、生涯学習[※]の視点も含めながら、乳幼児期からの発達段階を踏まえ、学校教育と社会教育との相互連携を図りつつ、地域の実情等に応じた人権教育を推進します。

（1）現状と課題

令和4（2022）年に実施した「人権意識に関するアンケート調査」では、人権が尊重される社会を実現するために取り組むべきことについて、「幼児の時から多様な個性を認めあえる教育を推進する」が47.7%、「学校における人権教育を充実させる」が46.0%とともに高くなっています。幼児期や小学生の頃から人権に関する教育を行うことが、人権が尊重される社会を実現するために特に必要であると考えられています。

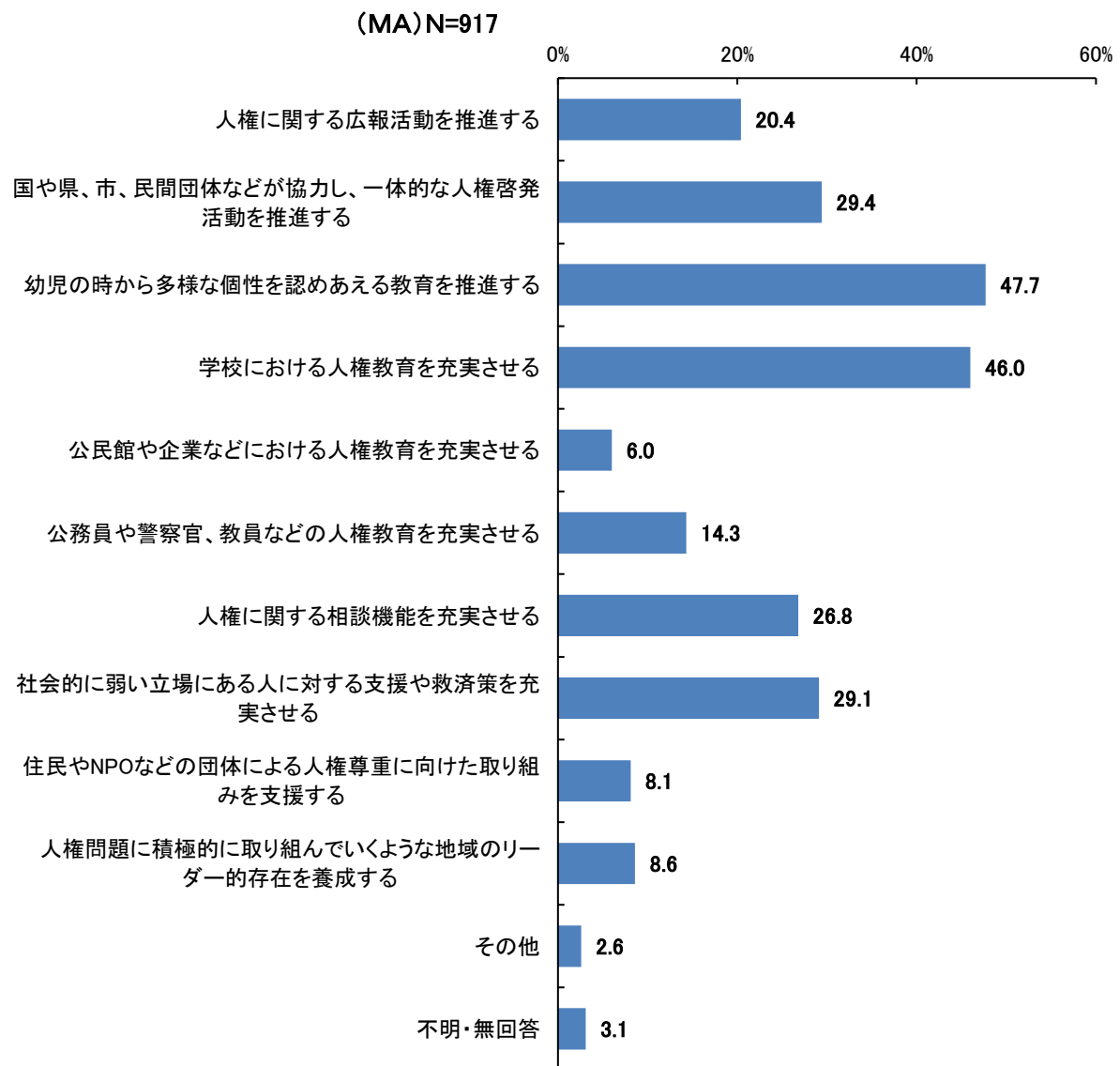
本市では特に、学校等における人権教育の推進に力を入れており、人権尊重の理念を学校教育活動の中心に位置づけ、「生きる力」の育成に努めています。

また、社会教育における人権教育についても、幼児から高齢者まで幅広い年代に対して学習施設や資材、研修機会の提供など、人権に関するさまざまな学習の支援に努めています。

そして、学校教育の担い手である教職員に対しても研修会や懇談会への参加を進め、人権問題の解決への確固たる姿勢を確立し、指導力の向上を図っています。

さらに、市職員に対する人権教育についても、各種職員研修の充実や階層別研修時の人権研修など、所属長を中心に職場内の人権意識の高揚に努めています。

○人権が尊重される社会を実現するために取り組むべきこと



資料：人権意識に関するアンケート調査報告書（令和5（2023）年）

※アンケート結果の見方について

- ①集計結果は、すべて小数点以下第2位を四捨五入しており、回答比率の合計が100.0%にならないことがあります。
- ②グラフ中の「SA」は単数回答設問、「MA」は複数回答設問を表しています。
- ③グラフ中の「N」は集計対象者総数を表しています。

(2) 今後の方向性及び取り組み

項目	今後の方向性及び取り組み	主管課
家庭における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭は、子どもたちの人権意識の形成に重要な役割をもつことをふまえ、「自分を大切にし、他人も大切にできる子ども」を育てることができる家庭の養育能力の向上と、子育て等の家庭教育に対する支援の充実に努めます。 	市民参画課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 互いに人権を大切にしよう家庭や地域の環境づくりのため、保護者に対し、地区別懇談会や公民館利用者対象の人権・同和教育研修会を継続して実施し、人権に関する学習機会や情報の提供に努めます。 	
学校等における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 就学前においては、乳幼児期が人間形成の基礎が培われるきわめて大切な時期であるため、幼児の発達の特徴をふまえ、周りの人との関わりを通して、共感や思いやりの心を育てます。また、適切な環境の中で生命の大切さに気付かせ、豊かな心情を育てるなど、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるように努めます。 	保育幼稚園課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権尊重の理念を学校教育活動の中心に位置づけ、人権・同和教育全体計画や年間指導計画に基づき、職員研修の充実、進路を保障する教育の実践、同和問題学習の推進、仲間意識に支えられた集団づくりを通して、「生きる力」を育てるように努めます。 	学校教育課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校の教育活動全体を通じた人権教育を推進することによって、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることのできる人権感覚を身に付けさせるように努めます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校における人権教育の成果や課題を公開し、地域住民と一体となった人権教育の推進を図ります。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会性や豊かな人間性を高めていくため、社会教育との連携を図りつつ、豊かな自然体験やボランティアなどの体験活動、障がいのある人、高齢者、外国人等との交流活動を取り入れた教育の充実に努めます。 	
<ul style="list-style-type: none"> ● いじめや不登校などが憂慮される中、各学校が人権尊重を中心に位置づけた学校運営や指導に努め、子どもの人権を保障する体制づくりを推進します。 		

項目	今後の方向性及び取り組み	主管課
社会教育における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼児から高齢者のライフサイクルに応じて、生涯学習[*]の視点での自発性に基づく学習ができるよう、公民館等の学習施設を中心に講座の開設や交流活動など、人権に関するさまざまな学習機会の提供に努めます。 ● 広く市民に学習意欲を喚起できるよう体験活動や身近な課題等を取り上げ、魅力的な学習プログラムの開発に努めるとともに、さまざまな指導者の確保に努めます。 ● 人権に関わる教育活動充実のため、人権啓発ビデオの貸出し等を継続して実施し、資料の整理、情報収集・提供、広報活動に努めます。 	市民参画課
保健・医療・福祉関係者に対する人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生児童委員協議会、社会福祉協議会[*]、今治福祉施設協会に対し、人権問題に関する研修に取り組むよう働きかけます。 ● 保健医療関係者に対する人権教育の促進を図るため、保健・医療・福祉関係団体に働きかけを行います。 	福祉政策課 健康推進課
市職員に対する人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 人事課主催で実施している各種職員研修の一層の充実を図るとともに、新規採用職員研修等の階層別研修の際に人権研修を実施し、所属長を中心に職場内の人権意識の高揚に努めます。 ● 人権行政を推進する体制強化のため、推進員である所属長及び所属職員に対し、人権研修を実施し、これを職場に持ち帰り、職場内での人権について考える機会を設け、人権意識の啓発、浸透を図ります。 	人事課 市民参画課
教職員に対する人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権・同和教育主任を中心に、情報交換を密にし、研修や実践を互いに評価し合い、よりよい研修を行います。 ● 研修会や懇談会への主体的・積極的参加を進め、差別の現実に学ぶ機会を充実し、人権問題の解決への確固たる姿勢を確立し、指導力の向上に努めます。 	学校教育課

2 人権啓発の推進

人権啓発とは、「人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる各種の研究・情報提供・広報活動等」を意味し、市民の人権意識が暮らしの中に根づき、文化として定着することを実現するためには、人権教育とともに人権啓発の積極的な推進が必要です。

テレビ、ラジオ、新聞、インターネットなど、多様なメディアの積極的な活用も進める必要があります。

(1) 現状と課題

令和4（2022）年に実施した「人権意識に関するアンケート調査」では、今の日本社会において、人権が「尊重されている」もしくは「おおむね尊重されている」と回答した割合は68.2%で、前回調査から0.6ポイント減少しています。また、市民一人一人の人権尊重の意識が以前と比べて「高くなっている」もしくは「やや高くなっている」と回答した割合は50.3%で、前回調査から4.8ポイント増加しています。一方で、人権が尊重されていない、人権尊重の意識が以前と変わっていない、もしくは低くなっていると回答する人もいますが、社会における人権尊重の意識は着実に浸透していると考えられます。

また、市の施策の周知度について、「人権都市」を宣言していることが43.4%と比較的高くなっている一方で、「人権都市」の宣言、「人権の日*」の制定、「今治市人権尊重のまちづくり条例*」の制定を「どれも知らない」が44.8%と4割を超え、「人権都市」「人権の日*」「今治市人権尊重のまちづくり条例*」の3つを併せて啓発していくことが必要です。

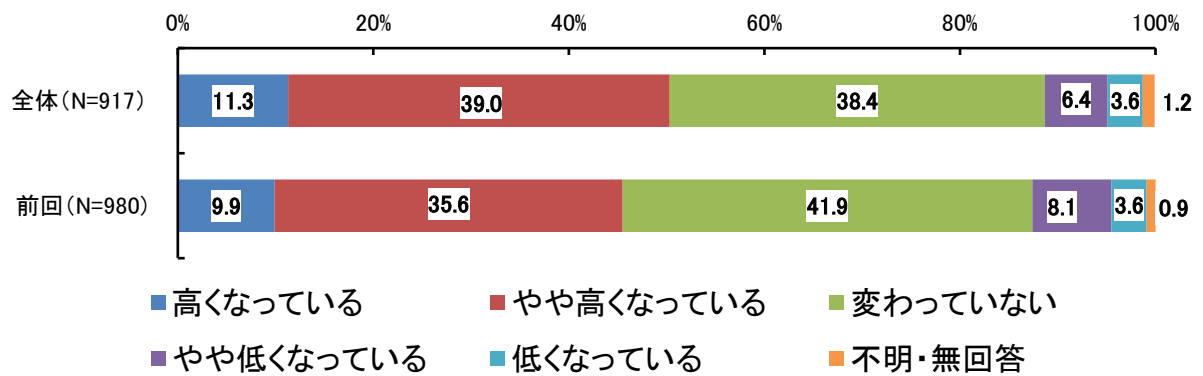
さらに、人権意識の啓発に有効と思われる方法については、「テレビやラジオで啓発を行う」が50.3%、「新聞や雑誌で啓発を行う」が31.5%、「県や市の広報紙などで啓発を行う」が30.8%と、従来から活用されている広報活動が多く挙げられています。

現在市では、「人権の日*」制定記念講演会をはじめ、人権啓発フェスティバル等のイベントを開催して、市民の人権意識の高揚を図っています。

また、人権について市民の関心を得るために工夫を凝らした啓発グッズの配布など、啓発活動にも力を入れています。

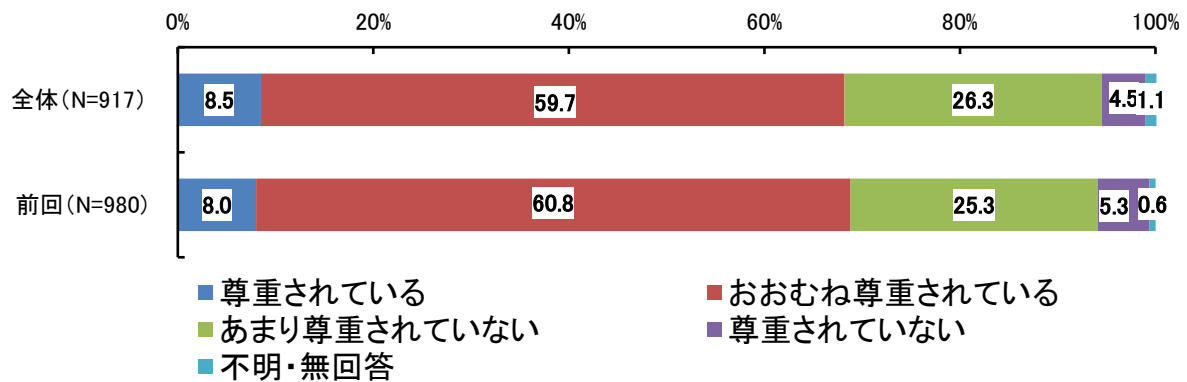
あらゆる機会・媒体を活用し、「今治市人権都市宣言*」、「人権の日*」、「今治市人権尊重のまちづくり条例*」などの普及・啓発を行いながら、法務局をはじめとする関係機関や関係団体との協力・連携を強化し、啓発活動の推進に努めます。

○一人一人の人権尊重の意識が5年前と比べて高くなったか



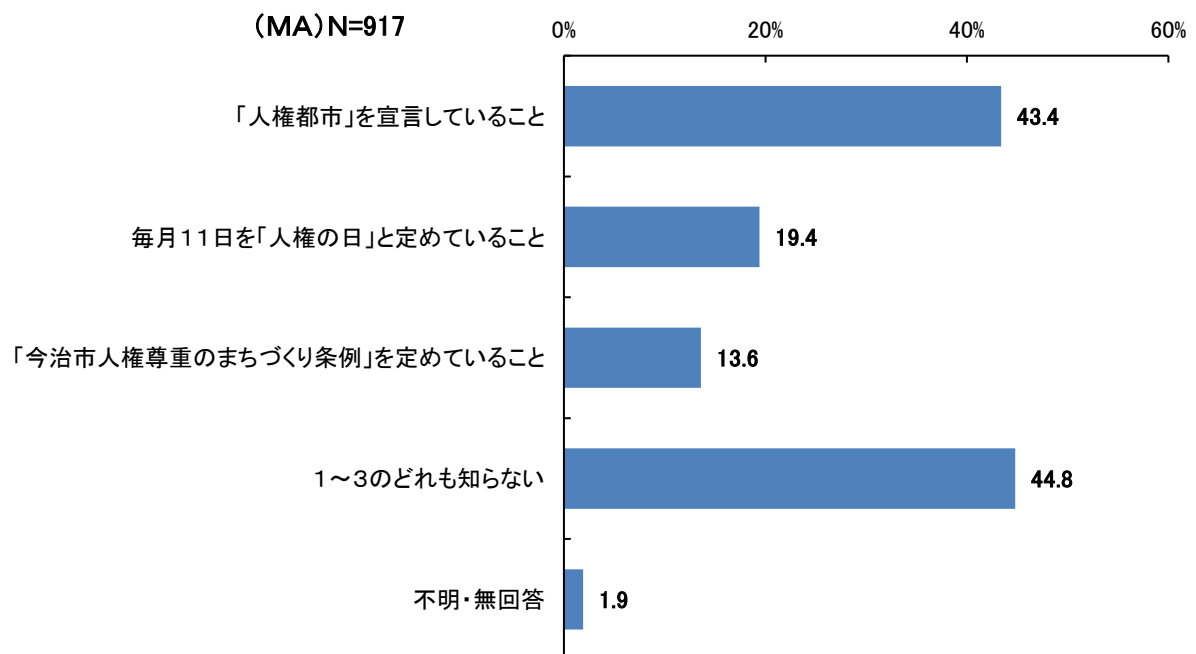
資料：人権意識に関するアンケート調査報告書(令和5(2023)年)

○人権が尊重されていると思うか



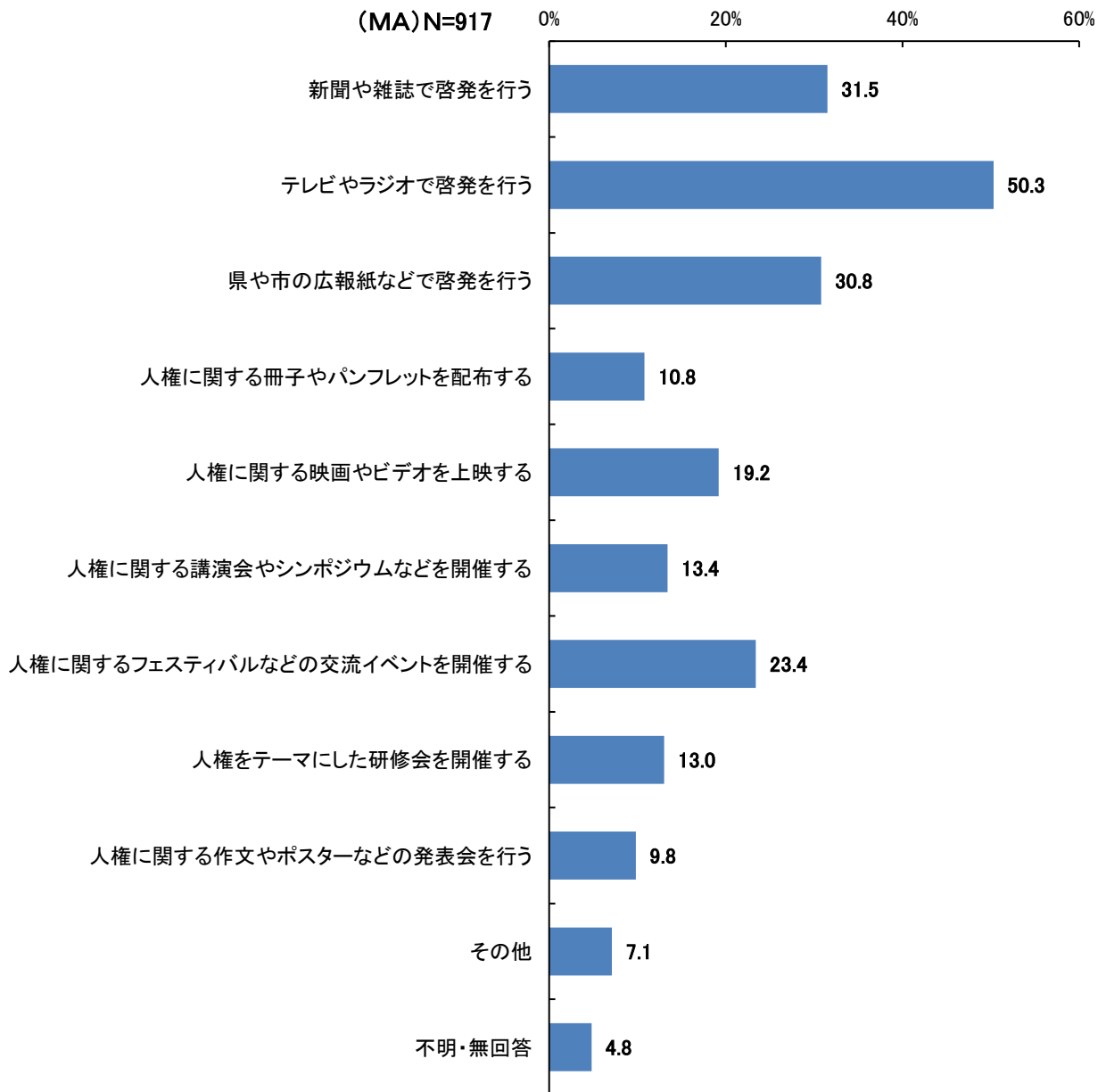
資料：人権意識に関するアンケート調査報告書(令和5(2023)年)

○市の施策の周知度



資料：人権意識に関するアンケート調査報告書(令和5(2023)年)

○有効と思われる啓発方法



資料: 人権意識に関するアンケート調査報告書(令和5(2023)年)

(2) 今後の方向性及び取り組み

項目	今後の方向性及び取り組み	主管課
条例等の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● あらゆる機会、媒体を活用し、「今治市人権都市宣言*」や「今治市人権尊重のまちづくり条例*」の理念、内容の普及・啓発にお一層努めます。 	市民参画課
人権啓発行事の開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権及び人権問題に対する関心を高めるため、これまで実施してきた人権標語の募集、掲示に加え、人権作文やポスター等を募集するとともに、これらの成果を市民間のメッセージとして人権教育や啓発に活用します。 ● 「人権啓発フェスティバル」において、「人権の日*」制定記念講演会をはじめ、さまざまな人権に関する行事を開催し、市民の人権意識の高揚を図ります。また、各支所においても、ふれあいまつりや人権フェアなど地域独自の啓発行事を行います。 	市民参画課
広報紙・啓発資料等による人権啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙による啓発を継続するとともに、テレビ、ラジオ、市のホームページなどさまざまな媒体を活用しながら、県が定めた「差別をなくする強調月間（11月11日～12月10日）」などの強調期間の周知に努め、啓発活動を充実させます。 ● 市民に配布する啓発グッズ（クリアホルダー、カレンダー、ポケットティッシュ、うちわ等々）についても、より市民の関心が得られるグッズに工夫するなど充実を図り、啓発活動を行います。 	市民参画課
企業等に対する啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 商工関係団体や企業に、啓発ポスター、啓発冊子、啓発グッズ等を配布し、また「人権の日*」啓発用のぼり旗を提供して掲示を求めるなど、人権啓発への協力要請を行います。 	市民参画課
関係機関・関係団体との連携・協力	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権擁護関係団体との連携・協力体制を維持しながら、本庁及び各支所で各種啓発事業を推進します。 ● 差別事象など、人権侵害事例に対しては、法務局をはじめとする関係機関・関係団体等と連携・協力し、再発防止のための啓発活動を行います。 ● 学校や今治地域人権啓発活動ネットワーク協議会の構成員である法務局、人権擁護委員協議会と協力し、市内小学校にて「人権の花運動」を実施します。児童が互いに協力し、花を育てることで、命の大切さや思いやりの心を身につけてもらうことを目的とし、その花を地域に配布することで、地域と交流を深めます。 	市民参画課

3 人権擁護及び相談機能の充実

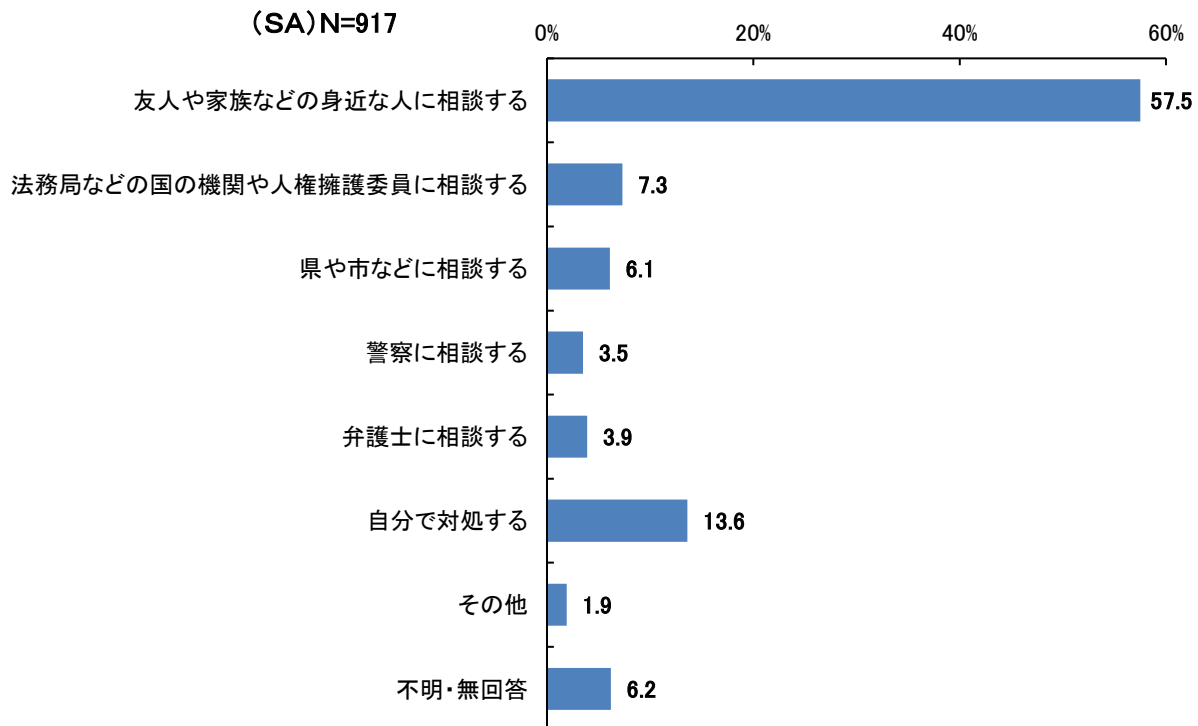
人権が侵害された場合の司法による救済や人権侵犯事件に対する法的救済は、国の専管事項ではありますが、人権が侵害されるおそれのある人や、現に侵害されている人に対しては、市としても解決のための助言や一時的な保護を行うなど、相談・支援体制の整備、充実を図る必要があります。特に、近年の複雑・多様化する人権相談に対応するためには、関係各課、各機関との連携と相談員の資質向上が必要不可欠です。

(1) 現状と課題

令和4（2022）年に実施した「人権意識に関するアンケート調査」では、人権が侵害されたときの対処方法について、「友人や家族などの身近な人に相談する」が57.5%と最も高く、相談先がごく一部の人に限られている結果となっており、公共機関に相談する割合は依然として低いものとなっています。これは現在の相談機関の体制が、多様化・複雑化する人権問題に対し、迅速かつ総合的な対応が必ずしも十分ではなかったということが影響していると考えられます。

現在市では、市の関係各課や法務局等の外部関係機関との相談体制や救済・支援体制の充実、相談機関・窓口の連携強化に努めており、相談者に安心して窓口を利用してもらえる環境づくりを行うことが重要です。

○人権が侵害されたときの対処方法



資料：人権意識に関するアンケート調査報告書（令和5（2023）年）

(2) 今後の方向性及び取り組み

項目	今後の方向性及び取り組み	主管課
人権救済制度の早期確立	● 人権尊重のまちづくりを進めるには、人権が侵害された際の救済制度の構築は不可欠であることから、早期の制度創設を国や関係機関に要望します。	市民参画課
人権侵害事例への対応	● 差別事象など、人権侵害事例に対しては、関係各課、関係機関・関係団体等と連携・協力し、被害者の人権回復が図られるよう助言します。	市民参画課 関係各課
相談機関・窓口の連携強化	● 法務局をはじめ、専門的な相談機関との連携を強化し、情報交換を図るなど相談機能の充実に努めます。	市民参画課
相談体制の充実	● 市民が抱えるさまざまな人権相談には、法務局や人権擁護委員*も対応していますが、今後も法務局等と連携をとりながら、気軽に相談に来られるよう相談事業の周知に努めます。	市民参画課
	● 同和問題をはじめ、子ども、女性、障がい者*など対象者別の人権相談については、これまでどおり、関係各課の相談窓口においても対応し、それぞれの相談内容や対象者の属性に応じた適切な対応ができるよう、国・県の関係機関との連携を強化して取り組みます。	関係各課
	● 弁護士無料法律相談、行政相談等の情報を発信する他、市民相談、消費生活相談により、市民のさまざまな問題の解決を図ります。	市民参画課
救済・支援体制の充実	● 相談を受けた各課が、市の関係課や法務局等の外部関係機関と連携しながら救済、支援していくにあたり、被害者の一時的な保護も含め、できる限り速やかな被害者の救済が図れるよう、体制の充実に努めます。	市民参画課 関係各課
地域での見守り体制の構築	● 児童に対する虐待を防止し、虐待が発生した際には、早期対応にあたり、地域社会の中で安心して暮らせるよう、地域での見守り体制の構築に努めます。	ネウボラ政策課
	● 高齢者虐待対応マニュアルに基づき、高齢者虐待を防止する支援体制構築に取り組むとともに、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯などの孤立を防止し、地域社会の中で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの推進に努めます。	介護保険課

4 市民参加の推進

人権問題の解決は、行政のみの施策の実施によって実現されるものではなく、市民一人一人が自分自身の問題としてとらえ、行動することによってもたらされます。多様な交流の中で、市民の温かな人間関係が育まれ、共に学び合い、支え合えるような人権文化*を創造するため、市民の自主的な取り組みを支援するとともに、ボランティア*や関係団体との協働を推進する必要があります。

(1) 現状と課題

本市が掲げている「明るく住みよい人権尊重のまちづくりの実現」には、行政だけでなく市民やボランティア*、関係団体の自主的な活動の参加や協働が必要不可欠です。そのため、企業や団体などの学習会や研修会への講師派遣や市が保有する人権に関する学習教材の提供、市民活動センターを通じたボランティア*や関係団体への支援、市内で活動している公共的団体への支援など、市として可能な限りの支援を行っています。

(2) 今後の方向性及び取り組み

項目	今後の方向性及び取り組み	主管課
人権学習の促進	● 市民の自主的な人権学習の取り組みを促進するため、企業・団体の学習会や研修会への講師派遣を行い、各種人権啓発ビデオや、人権に関する学習教材の紹介や貸し出しを継続して行います。	市民参画課
ボランティア*の育成・支援	● 市民活動センターの機能の充実による市民活動の促進を図り、市民活動団体と行政との協働を推進します。	市民参画課
市民の自主的な活動の促進	● 活動団体の交流を図り、人権に関する市民の自主的な活動を促すよう努めます。	市民参画課
関係団体への支援	● 人権擁護関係団体等、行政と連携した活動を実施している公共的団体に対する支援を行います。	市民参画課

5 プライバシーや個人情報の保護

従来、プライバシー権とは、「ひとりにしておいてもらう権利」や「個人の私生活をみだりに公開されない権利」といった私生活や秘密を守る権利として知られてきました。しかし、その後、コンピュータ技術等のめざましい発展による高度情報化社会が訪れ、生活は便利で豊かになりましたが、その一方で、「個人情報」が本人の同意を得ないまま利用されたり、インターネットを通じて公開されるといった、プライバシーに関わる新たな問題が起こるようになってきました。その上、ネットワーク化が発達したために、一旦流出した個人情報は従来とは比較にならないほど短時間で広範囲に広がってしまいます。

そうした背景の中、現在では、プライバシー権を「自己に関する情報を自分自身の判断でコントロールする権利」とする考え方が主流となり、昭和55(1980)年にOECD(経済協力開発機構)において「プライバシー保護と個人データの国際流通に関するガイドライン」が採択され、情報化が進んだ諸外国では、早くからプライバシーや個人情報の保護に関する法制化がなされてきています。

我が国においても、平成14(2002)年の「住民基本台帳ネットワークシステム」の導入をめぐって、特に社会的関心が高まり、平成15(2003)年には「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(行政機関個人情報保護法)」が制定され、また、平成17(2005)年には「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」が施行されました。さらに、平成28(2016)年1月から、「マイナンバー制度^{*}

の運用が開始され、個人情報を取り巻く環境の高度情報化が一層進んでいます。プライバシー権や個人情報についてはさまざまな学説があり、必ずしも一義的ではありませんが、従来からのプライバシー(私生活や秘密等)保護の考え方も含め、人間が個人としての尊厳を守る大切な権利であり、今後ますます重要になるものです。

(1) 現状と課題

令和4(2022)年に実施した「人権意識に関するアンケート調査」では、人権が侵害されたと感じたことの内容について、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」が74.8%と最も高く、次いで「名誉・信用のき損、侮辱」が33.3%、「セクシュアル・ハラスメント^{*}、パワー・ハラスメント^{*}」が25.5%、「差別待遇」が20.7%となっており、プライバシーの侵害による人権侵害も比較的多く挙げられています。

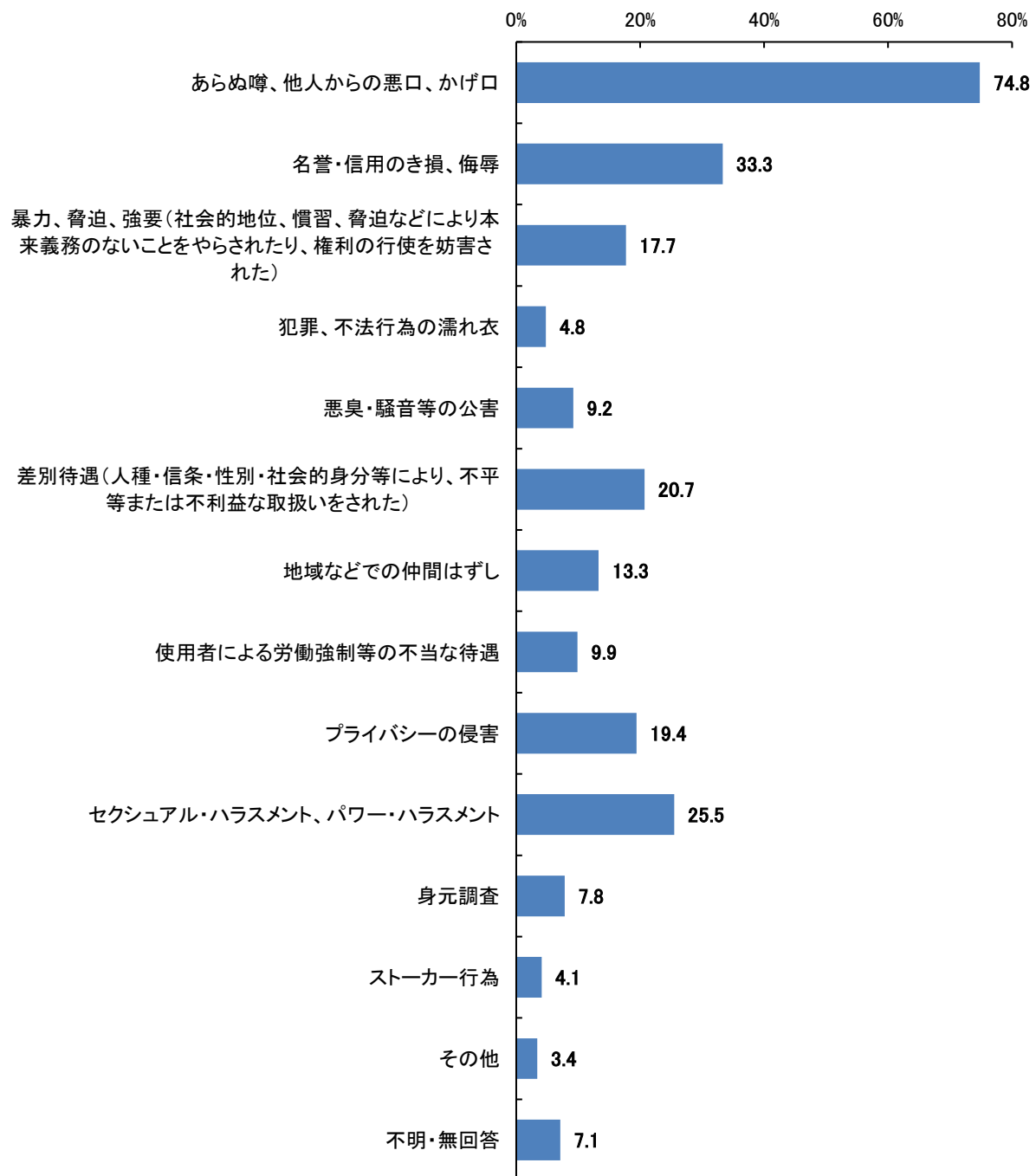
本市では、令和5(2023)年制定の「今治市個人情報保護法の施行等に関する条例」に基づき、市職員に対する教育・啓発だけでなく、学校教育の場において児童や生徒に対して、プライバシーや情報モラルに対する意識向上の教育・啓発に努めています。

また、高度情報化社会に対応するため、全職員を対象とした情報セキュリティ研修の充実も図っています。

さらに、プライバシーの侵害を受けた場合の相談体制の整備も進めています。

○人権が侵害されたと感じたことは、どんな内容か

(MA)N=294



資料：人権意識に関するアンケート調査報告書(令和5(2023)年)

(2) 今後の方向性及び取り組み

項目	今後の方向性及び取り組み	主管課
プライバシー や個人情報保護に関する意識向上のための教育・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種会議等を通して、戸籍、住民基本台帳、税、保健等の個人情報や直接扱う職員、医療関係職員、民生委員・児童委員*、児童生徒の学業成績や身体記録等を扱う教職員等、特に個人情報を身近に扱う職員について、プライバシーや個人情報の保護の意識向上について教育・啓発を図ります。 	関係各課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人情報の保護を図るとともに、特定個人情報（マイナンバー*を含んだ個人情報）の取り扱いについての一般知識の修得、セキュリティ水準の維持向上等のための教育（研修）を行います。 	総務調整課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育の場において、プライバシーや個人情報の保護への理解を深め、自己や他人のプライバシーを大切にすることを児童生徒を育成するために教育を進めます。 	学校教育課
	<ul style="list-style-type: none"> ● プライバシーや個人情報の保護に関する正しい知識と情報が得られるよう、教育・啓発を行います。 	市民参画課
高度情報化社会に対応した人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● セキュリティ意識向上のための教育・啓発を行います。また、全職員を対象としたeラーニングによる情報セキュリティ研修を行います。 	未来デジタル課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 利便性との最適化を考慮しながら、セキュリティ強化のために新しい技術等の検討を行います。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育において、総合的な学習の時間や技術科の授業等で、自他のプライバシーを守るために必要な知識、技能とモラルを身に付けるための情報教育を行います。特に、インターネット等について、その利便性ととも危険性について学び、安全な利用法を身に付ける教育を行います。 	学校教育課
身元調査等の防止	<ul style="list-style-type: none"> ● 結婚差別や就職差別などの重大な人権侵害につながる身元調査等を防止するための啓発を行います。 	市民参画課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 第三者が、戸籍、住民票などの個人情報を不正に取得した場合、その不正取得の早期発見につながることや不正取得自体の抑止に効果がある、登録型本人通知制度の周知を図ります。 	市民課
相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人の情報が不正に使用される等のプライバシーの侵害を受けた場合に、的確な相談や助言を受けられるよう、相談体制を整えます。 	関係各課

6 調査研究の推進

人権問題の多くは、心や意識の問題として潜在しているとともに風習や制度とも関連していて、その実態をとらえることは難しくなっています。依然として、社会の中ではさまざまな偏見や差別が存在し、インターネットなどを利用した差別事象も増加しています。そうした事象の背景や課題を究明するには、人権意識調査を行う必要があります。また、人権問題の解決に向けて効果的な施策を推進するためには、実態調査の実施や市民の声を聞き、着実に施策へ反映させることが重要となります。

(1) 現状と課題

本市では、市の人権に関する施策の基礎資料の作成のため、平成19(2007)年12月、平成24(2012)年11月、平成29(2017)年12月、令和4(2022)年11月に「人権意識に関するアンケート調査」を実施し、広く市民の意見をうかがいました。定期的に意識調査を行い、市民からのさまざまな意見を収集することで、市の人権施策に反映させます。

また、人権啓発の効果的な研修方法についても研究を進め、積極的に導入を行っています。

(2) 今後の方向性及び取り組み

項目	今後の方向性及び取り組み	主管課
人権に関する市民意識調査等の定期的な実施	● 人権行政の基礎資料を得るため、市民から人権に関するさまざまな意見を収集する市民意識調査を定期的に行います。	市民参画課
研修の在り方に関する研究開発	● 人権行政を推進するため、所属長、所属職員に対して研修を行い、そのときにアンケート調査を実施し、次の研修に生かします。	市民参画課
	● 体系的な人権啓発のための研修の在り方について研究を進め、参加・体験型などの手法を取り入れて実施します。	市民参画課

1 同和問題

同和問題の解決は、日本国憲法や教育基本法に保障された基本的人権並びに教育の機会均等などに関わる国民的課題であり、また、民主主義確立の基本的課題でもあります。

昭和40（1965）年の同和対策審議会*の答申においても、同和問題の解決は国の責務であり、同時に、国民的課題であるとされました。この答申を受けて、昭和44（1969）年には「同和対策事業特別措置法（同対法）*」が制定され、国及び地方公共団体が同和対策事業を実施する上で必要な予算措置を講ずるよう定められました。この法律は10年間の時限立法としてスタートしましたが、その後3年間延長され、昭和57（1982）年には、新しく「地域改善対策特別措置法（地対法）」と名称を変えた5年間の時限立法に引き継がれました。

また、昭和62（1987）年、同法の失効にともない「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」が5年間の時限立法として成立、以後、平成4（1992）年と平成9（1997）年の一部改正によるそれぞれ5年ずつの延長を経て、平成13（2001）年度末の失効を迎えるまで、15年間にわたり地域改善事業が展開されてきました。しかし、同法の失効により、財政法上の特別対策として同和問題は終焉を迎え、残された課題は一般施策によって解決を図ることとなりました。

さらに、平成28（2016）年に、部落差別は許されないものであるとの認識のもと「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）*」が成立しました。法律では、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを目指したもので、国及び地方公共団体に対し、部落差別の解消に関する施策として相談体制の充実や教育啓発の推進を求めています。

この間、国、県、市では、互いに密接な連携を図りながら諸施策を積極的に推進してきており、これらの施策推進と地域住民の自主的な努力によって、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備はおおむね完了するなど着実に成果をあげ、さまざまな面で存在していた格差は大きく改善されています。また、人々の同和問題についての知的理解もすすみ、全般的には着実に進展をみているところです。

しかし、高等学校への進学率や大学等高等教育修了者の割合にみられる教育上の問題、経営規模や不安定就労にみられる産業・就労面での問題、依然として根深く存在している結婚問題などがあります。

さらに、高額図書の購入強要をはじめとするえせ同和行為*、あるいはインターネット上の差別書き込みや差別文書等のように、同和問題の解決を阻害する悪質な事象も発生しています。

(1) 現状と課題

本市では、同和問題を人権問題の最重要課題と位置づけ、同和問題は決して過去の問題ではなく、21世紀を迎えた今日でも依然として未解決のまま取り残されています。その解決は国をはじめとする行政の責務であるとともに、市民一人一人が自覚して取り組むべき重要な課題であることを、各種啓発行事の開催、広報紙への掲載、コミュニティラジオ放送等さまざまな機会や方法で市民に啓発してきました。

令和4(2022)年に実施した「人権意識に関するアンケート調査」では、同和問題に関する講演会や研修会への参加の有無について、前回調査と比較すると、「参加したことがない」が50.2%で前回調査から6.4ポイント増加しています。また、「市(公民館など)主催の講演会、研修会」、「自治会や婦人会主催の講演会、研修会」に参加した割合も前回調査から減少しています。不参加の理由については、「あまり関心がないので、参加しなかった」が36.3%、次いで「講演会や研修会が開かれているのを知らなかった」が33.0%となっており、市民の同和問題への関心度や講演会等の認知度の低さがうかがえます。また、講演会や研修会に参加した人の感想として、「同和問題の理解に役立った」が37.3%と最も高く、次いで「同和問題について多少は知ることができた」が36.9%となっています。しかし、「いつも同じような内容なので、もっと工夫すべきだと思った」も前回調査から減少しているものの14.8%となっており、今後の学習会等の内容については、「話を聞くだけでなく、話しあえる場をつくる」や「映画やビデオなど視聴覚教材を多く使う」などの改善が依然として多く求められています。同和問題を解決するために行うべき取り組みについては、「すべての人々の人権を大切に教育をする」が59.6%と最も多く挙げられています。

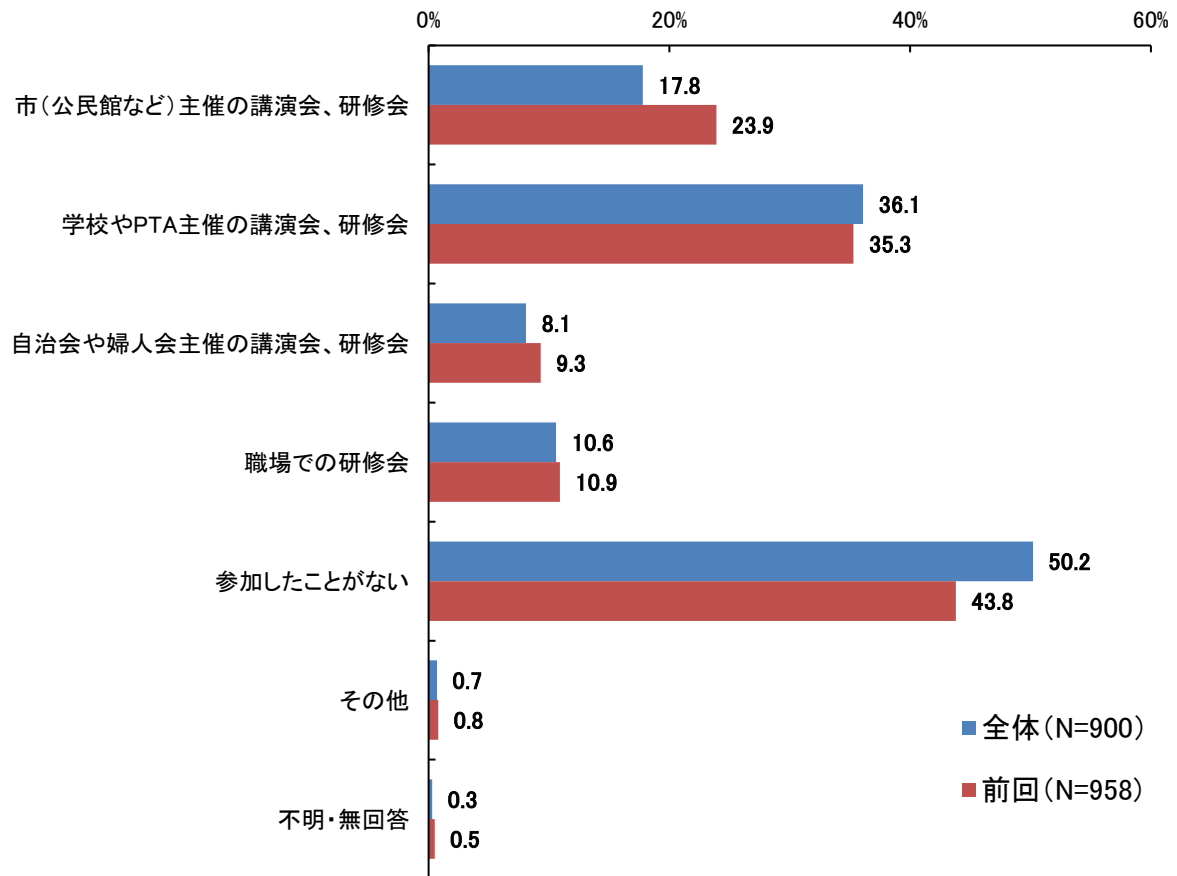
現在市が進めている同和問題に関する取り組みとして、本庁・各支所・各隣保館において、人権啓発フェスティバルをはじめとする研修会・学習会などの啓発行事を、保護者や企業等に対して積極的に行っており、えせ同和行為^{*}については、同和問題に対して誤解を与えないよう細心の注意を払いながら啓発活動を推進しています。

また、学校における人権・同和教育についても充実を図っており、「差別の現実に学ぶ」ことを基本に置きながら、同和問題に限らずあらゆる差別を解消するための実践力の育成を推進しています。

さらに、教職員や行政職員への研修にも力を入れており、人権感覚を磨き、高い人権意識を持続できるよう、充実した研修内容に努めるほか、他団体が実施する研修会への職員の派遣を行うなど、自発的な研修が促進されるような環境づくりを進めています。

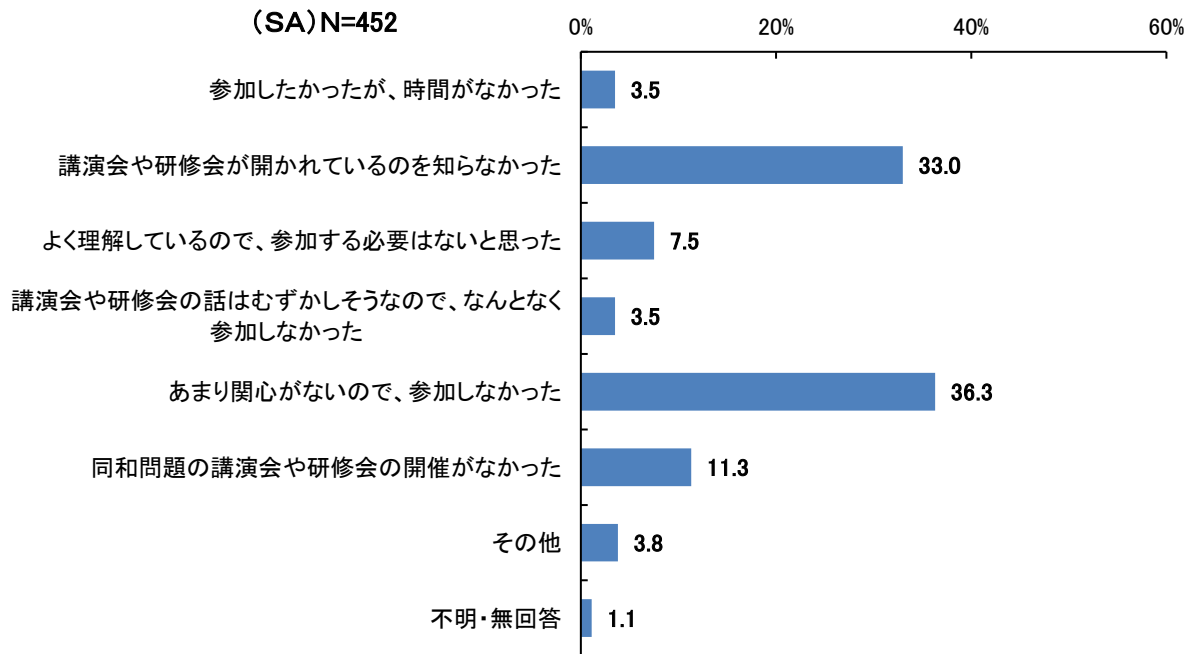
人権を尊重し共に支え合う心豊かな地域社会をつくっていくためには、市民活動を行うボランティア^{*}やNPO^{*}の果たす役割も大きくなることが予想されます。今後、組織の育成支援、活動の場や情報の提供等、協働の取り組みに向けた支援を促進する必要があります。

○同和問題に関する講演会や研修会に参加したことがあるか



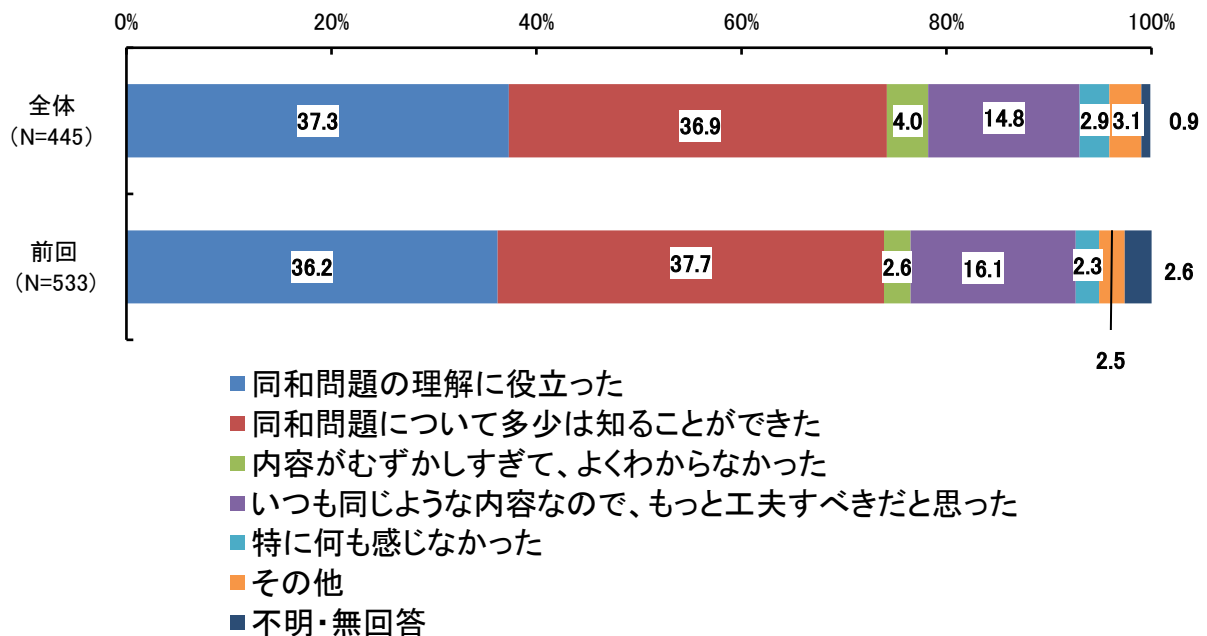
資料：人権意識に関するアンケート調査報告書(令和5(2023)年)

○講演会などへの不参加の理由



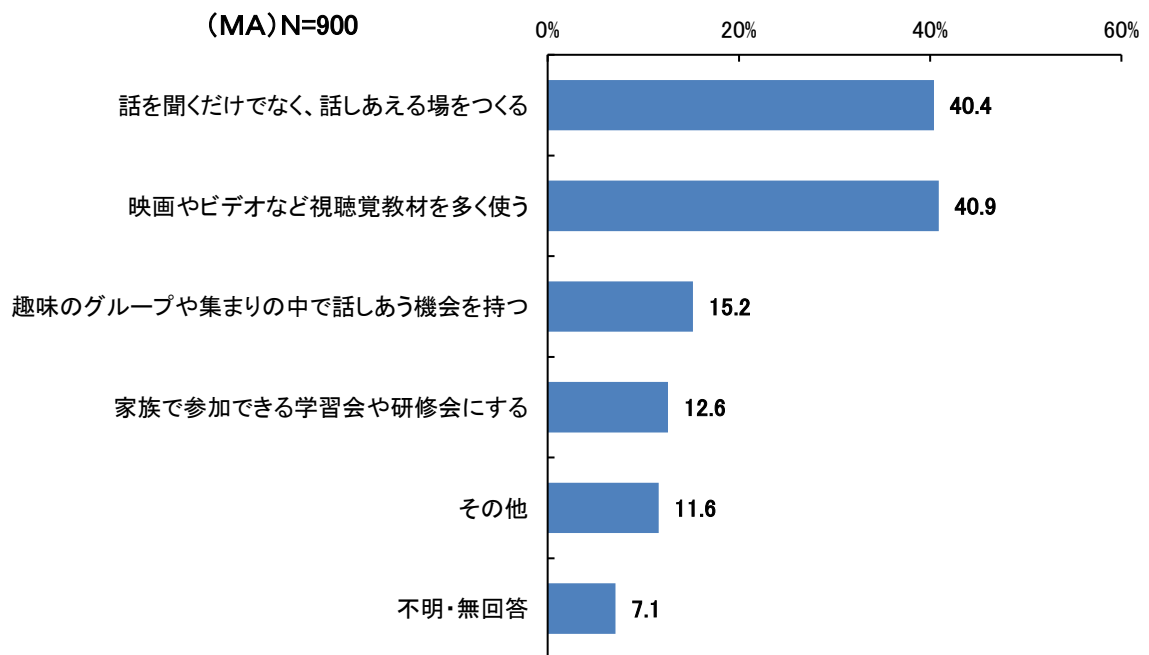
資料：人権意識に関するアンケート調査報告書(令和5(2023)年)

○講演会や研修会の内容に対する感想



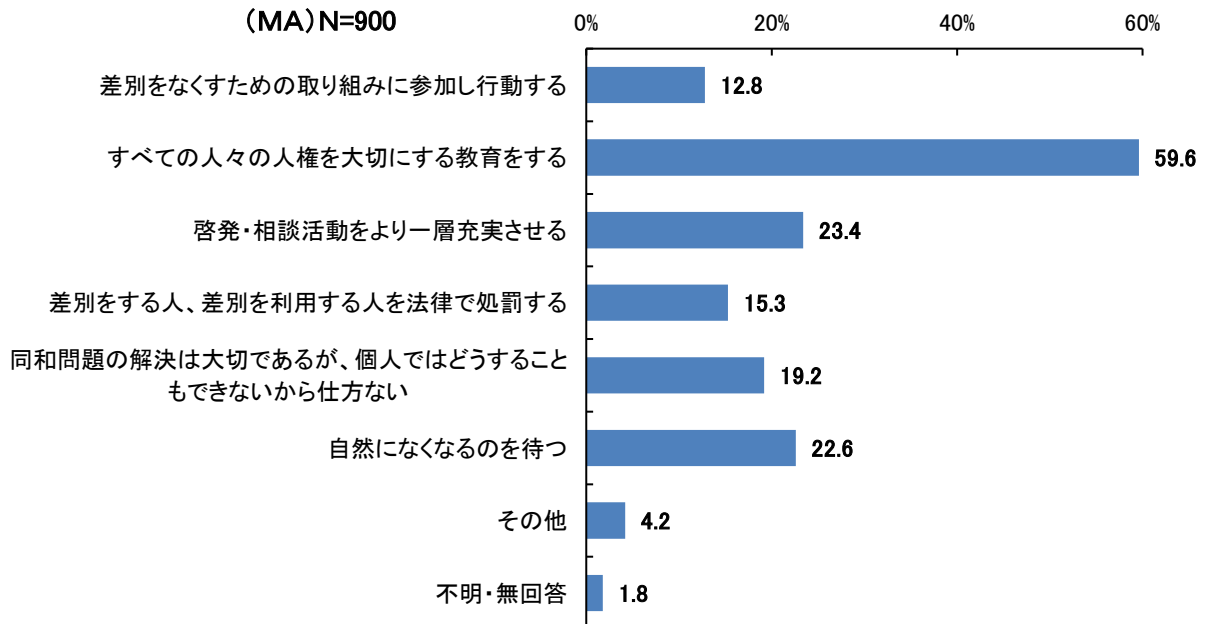
資料：人権意識に関するアンケート調査報告書(令和5(2023)年)

○今後、学習会や研修会をどのような方法で進めていけばよいか



資料：人権意識に関するアンケート調査報告書(令和5(2023)年)

○同和問題を解決するにはどうしたらよいか



資料：人権意識に関するアンケート調査報告書(令和5(2023)年)

(2) 今後の方向性及び取り組み

項目	今後の方向性及び取り組み	主管課
研修会・学習会や啓発行事の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 同和問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消を図るため、本庁、各支所及び各隣保館において、人権啓発フェスティバルをはじめとした啓発行事、各種広報活動、さまざまな研修会・学習会などを積極的に開催します。 ● 研修会・学習会の開催にあたっては、視聴覚教材の活用を図るとともに、若年層にも意欲的な参加が得られるよう、魅力的かつ効果的と思われる手法を取り入れます。 	市民参画課
関係機関・関係団体等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 同和問題に関する広報活動や啓発行事等の開催にあたっては、国、県の関係機関・関係団体、企業等と連携を強化し、効果的な開催やきめ細かな啓発活動に努めます。 ● 身元調査や差別落書き、企業における不公正採用、インターネットへの差別的書き込みなどの差別事象への対応について、関係機関・関係団体等と連携・協力し、再発防止のための啓発活動等を行います。 	市民参画課
学校における人権・同和教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 「差別の現実に学ぶ」ことを基本においた同和問題学習を推進し、一人一人の個性を認め、差別を解消するための実践力を身に付けた児童生徒を育成します。 ● 各学校において同和問題学習の計画や実践を見直すとともに、実践事例の収集を進め、研究成果の交流を図ります。 ● 人権・同和教育主任を中心に研究を続け、地域内の小・中学校間、学校・地域間の連携を深めます。 	学校教育課
保護者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者が同和問題に対する正しい理解と認識を深め、子どもに適切な指導ができるよう、保育所・学校等における保護者対象の学習会を、内容を工夫しながら開催します。 	学校教育課
教職員研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権・同和教育を進めていくための教職員の資質や実践力の向上を目指し、小・中学校の教職員を対象にした研修内容を充実します。 	学校教育課

項目	今後の方向性及び取り組み	主管課
行政職員研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規採用職員研修等の階層別研修の際に、同和問題を中心とする人権研修を実施するなど、行政職員として、人権感覚を磨き、高い人権意識を持続できるよう、今後も研修内容の充実を図り、継続して実施します。また、他団体が実施する研修会への職員の派遣や自発的な研修が促進されるよう、環境づくりを進めます。 	人事課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権行政を推進する体制強化のため、推進員である所属長及び所属職員に対し、人権研修を実施し、これを職場に持ち帰り、職場内での人権について考える機会を設け、人権意識の啓発、浸透を図ります。 	市民参画課
地域における学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● すべての市民が同和問題についての学習機会を確保できるよう、地域へ積極的に働きかけを行います。また、講師の派遣や学習教材など、多くの方に学習の機会を提供するとともに、効果的・自発的な学習活動が行えるよう取り組みます。 	市民参画課
職域における学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業や福祉関係施設等にて実施する研修会に講師を派遣し、人権・同和教育への取り組みを支援し、教育活動の推進を図ります。 ● 同和問題解決における企業の社会的責任として、求職者の基本的人権を尊重した差別のない公正な採用選考を実現し、就職の機会均等の確保を図るため、ハローワーク*等関係機関と連携を図りながら、企業対象の研修会等の充実を図ります。 	市民参画課
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権対策相談員や広域隣保活動相談員及び生活相談員等の相談員が、対象地域の住民の最も身近な相談機関として、きめ細かな対応ができるよう、より専門的な相談機関との連携を強化しながら、その機能の充実に努めます。 	市民参画課
差別事象の再発防止	<ul style="list-style-type: none"> ● 身元調査や差別落書き、企業における不公正採用、インターネットへの差別的書き込みなどの差別事象への対応について、関係機関・関係団体等と連携・協力し、再発防止のための啓発活動を行います。 	市民参画課

項目	今後の方向性及び取り組み	主管課
隣保館事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行います。また、地域住民の理解と信頼を得つつ、地域社会に密着し、地域住民のニーズに応じた事業を実施します。 ● 隣保館は常に中立公正を旨とし、広く地域住民が利用できるよう運営に努めるとともに、利用者に対し必要な情報を提供するように努めます。 	市民参画課
産業の振興と就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 魅力ある就労の場の確保のため、優良企業の誘致、既存企業の育成支援を行うとともに、企業、ハローワーク*など関係機関との連携により、雇用促進、能力や技術の向上を図り、社会進出と就労の安定を促進します。 ● 各種融資制度を利用した資金調達の円滑化、経営指導により安定した経営基盤の確立を図ります。 	産業振興課
えせ同和行為*に対する啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● えせ同和行為*に対しては、同和問題を正しく理解することが何よりも重要であり、関係機関との連携を強化し、企業、団体、市民等への有効な啓発活動を推進します。 	市民参画課
関係団体に対する支援と連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 愛媛県人権対策協議会及び愛媛県企業連合会の市内各支部や人権教育協議会等、行政と連携した活動を実施している団体に対して、支援の継続と充実を図りながら、協力・連携の体制を強化し、国民的課題である人権問題の解決に向けた施策の推進を図ります。 	市民参画課 産業振興課
市民活動団体等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア*やNPO*などの市民活動団体等の育成支援、活動の場や情報の提供等、協働の取り組みに向けた支援に努めます。 	市民参画課

2 子どもの人権

平成6（1994）年「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）^{*}」が批准され、子どもの最善の利益を守り、健やかな発達と子ども独自の権利を擁護することが合意されました。子どもの成長について、家族は必要な保護の責務を負っており、地域社会はこれを支援していかなければなりません。

子どもの人権に関わる乳幼児期からの虐待や、学校におけるいじめや不登校などの問題が増加している実態がみられます。また、家族形態の多様化や共働き家庭の増加、地域コミュニティの希薄化、子どもの貧困の増加、インターネットやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）利用の低年齢化等、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化しており、特に、児童虐待については、暴力を伴うものだけではなく、ネグレクト（育児放棄）など発見が困難な事例も年々増加しており、こうした問題への対応が急務となっています。

平成11（1999）年の「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童買春・児童ポルノ禁止法）」、平成12（2000）年の「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」の施行等、法整備が進んでいます。近年では、平成25（2013）年に「いじめ防止対策推進法」が、平成26（2014）年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」が施行され、いじめや貧困等の社会課題への対応が図られています。

平成27（2015）年には「少子化社会対策大綱」が取りまとめられ、子ども・子育て関連3法^{*}に基づき、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、社会全体で子ども・子育て世帯を支える環境づくりを進める「子ども・子育て支援新制度」が始まるなど、子どもの権利を守る法制度が整備されてきました。

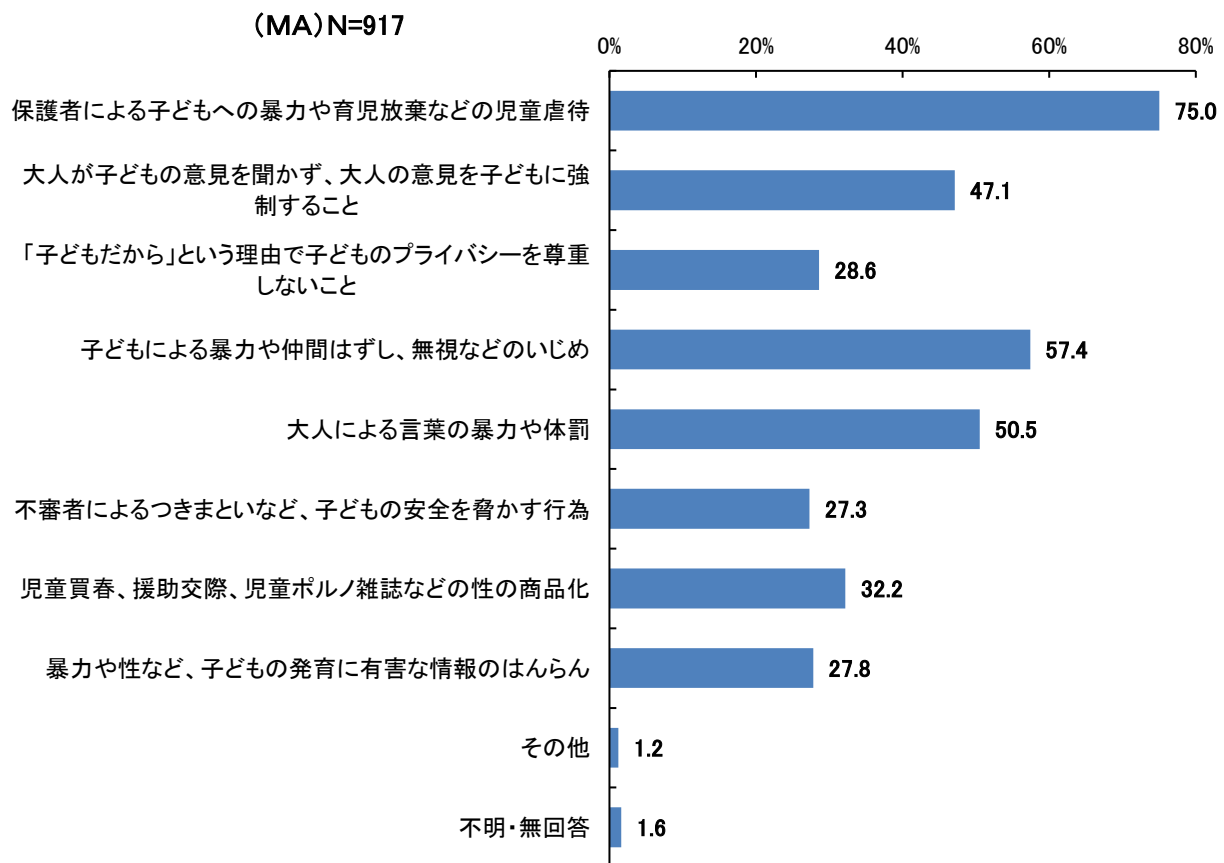
平成28（2016）年「児童福祉法」の改正では、児童の健やかな成長・発達が保障されること、権利の主体として尊重されることなどが明確化されました。さらに令和2（2020）年に「児童虐待防止法」が一部改正施行され、「しつけ」であるかを問わず、保護者による体罰等の禁止が明確化されました。新型コロナウイルス感染症の蔓延による外出自粛に伴う閉鎖的な養育環境での児童虐待件数の増加や、ヤングケアラーの問題など、子どもの人権に関わる問題が顕在化しています。また、依然として、いじめや体罰、虐待などの身体的・精神的な危害のほか、子どもの貧困など、子どもを取り巻く環境はますます深刻になっています。いじめに関しては、SNSなどインターネット上での誹謗中傷なども多発しています。すべての子どもが社会全体で見守られながら、健やかに成長することができる社会づくりを進めていくことが求められています。

(1) 現状と課題

令和4(2022)年に実施した「人権意識に関するアンケート調査」では、子どもの人権が尊重されていないと感じることについて、「保護者による子どもへの暴力や育児放棄などの児童虐待」が75.0%と最も高くなっています。次いで、「子どもによる暴力や仲間はずし、無視などのいじめ」が57.4%となっており、近年問題となっている児童虐待やいじめ問題に対して関心が高いことがうかがえます。また、子どもの人権を守るために必要なことについては、「自分を大切にし、また他人も大切に作る心を育てる」が53.0%となっています。次いで、「地域の人々が連帯感を強め、どの子どもにも地域の子として関心を持って接する」が40.2%となっており、人を思いやる心の育成や地域が一体となって子育てを行うことが必要と感じられています。

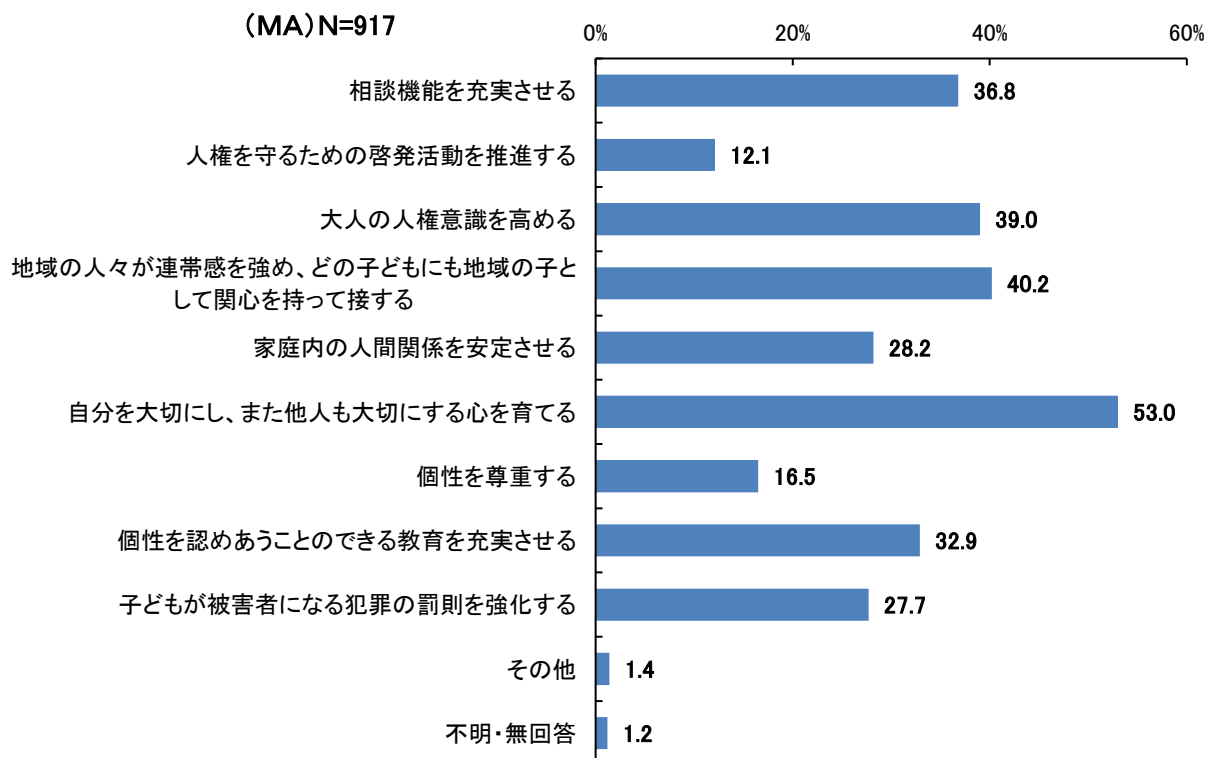
本市の取り組みとして、令和2(2020)年に「第2期今治市子ども・子育て支援事業計画^{*}」を策定し、この計画に基づき、保育環境の充実や子どもを支える地域づくりなど、地域が一体となって子育て支援^{*}に取り組んでいます。また、児童虐待の予防や早期発見などの積極的な対応や不登校児童・生徒及び保護者への支援、いじめ等に対する相談体制など、子どもを取り巻くさまざまな困難への支援の充実も図っています。今後とも、家庭内や地域で孤立した子育てにならないよう相談機関の充実等が必要です。少子化の時代にあっても、子ども一人一人の人権を守る取り組みを推進していきます。

○子どもの人権が尊重されていないと感じる分野



資料：人権意識に関するアンケート調査報告書(令和5(2023)年)

○子どもの人権を守るために必要だと思うこと



資料：人権意識に関するアンケート調査報告書(令和5(2023)年)

(2) 今後の方向性及び取り組み

項目	今後の方向性及び取り組み	主管課
子どもの人権についての意識向上に向けた啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員・児童委員*、主任児童委員との連携のもと、健康相談や家庭訪問等を通じ、子どもの人権についての意識向上に向けた啓発活動を行います。また、子育てサークル等を活用しながら、保護者への支援・指導を進めます。 	健康推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権教育に関する各種大会や講演会に多くの保育士（保育教諭）が参加するとともに、保護者との信頼関係を築きながら、子ども一人一人の人権に配慮した教育・保育に努めます。また、保育所や認定こども園の中で「仲間づくり」を中心に人権教育の推進に努める他、親子間、保護者間、互いに尊重し合える関係づくりに努めます。 	保育幼稚園課
子育て相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 電話相談や要保護児童対策地域協議会、保健センター、保育所、幼稚園、認定こども園、学校等の関係機関とのネットワークの強化を図り、相談事業の充実に努めます。 	ネウボラ政策課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 多発、深刻化していく虐待や発達障がい、不登校、精神障がい、ひとり親家庭などのハイリスクな要支援家庭に対する相談体制の充実強化に努めます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 訪問や定期的な健康相談、3歳児健康診査、1歳6か月児健康診査、フォローアップ教室等で実施している子育て相談事業の充実に努めます。また、食事、睡眠、排泄等の生活習慣面や、発育、発達についての内容だけでなく、虐待や発達障がいに関する相談等にも対応し、関係機関と連携して支援体制を充実させます。 	健康推進課
貧困の連鎖*を防止	<ul style="list-style-type: none"> ● 貧困の連鎖*を防止するため、子どもの学習等支援事業を実施することで、子どもたちの居場所づくりや学習機会の提供、進路相談等を行います。実施方法は、生活保護世帯および児童養護施設に入所している中学生を主たる対象として、「訪問型」の支援と子どもたちを施設に集めて行う「集合型」の支援を効果的に組み合わせて行います。 	生活支援課

項目	今後の方向性及び取り組み	主管課
児童虐待への積極的対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者支援事業等の育児相談体制の充実により、育児等の相談や子育て支援*の情報提供を行い育児不安の軽減等を図り、市内の子育てサークル等と連携を取りながら、育児不安のある母子との関わりを増やせるよう努めます。 	こども未来課 ネウボラ政策課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 今治市児童虐待防止講演会等を継続的に実施し、児童虐待防止のための啓発活動に努めます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 今治市要保護児童対策地域協議会を開催し、保健・医療・福祉・教育・警察・民間団体等の関係各機関が連携し、情報交換するなどして虐待の予防、早期発見に努めます。また、要保護・要支援世帯をフォローするため、家庭訪問や相談等を行います。 	ネウボラ政策課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 生後4か月までの赤ちゃん訪問を実施し、不安の強い母へはネウボラ政策課と連携して早期対応を行います。育児不安のある母子へ育児相談や医師による子育て個別相談をとおして、安心して子育てができるよう支援します。また、乳幼児健康診査時等には親子間の様子にも注意を払いながら、児童虐待の予防及び早期発見に努めます。 	健康推進課
不登校児童・生徒及びその保護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒が自己の存在感を実感でき、社会性を身に付けることができる魅力ある学校づくりに努めるとともに、子どもたちの将来における「社会的自立」を目標に、一人一人に対する適切な働き掛けや情報提供に努めます。 	学校教育課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 今治市適応指導教室「コスモスの家」にて、不登校児童生徒、保護者への指導や相談活動の充実に努めます。 	

項目	今後の方向性及び取り組み	主管課
いじめ等の問題に対する対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 「いじめは、いつでもどこでもだれにでも起こりうるものであるが、決して許されないことである」との認識を全教職員がもち、児童生徒や保護者との望ましい人間関係の育成に努めるとともに、児童生徒の一人一人が人間としてかけがえのないものであるという気持ちを培うよう努めます。また、いじめ防止基本方針の見直し・改定を進めます。 ● 生徒指導研修会、児童生徒をまもり育てる協議会、各中学校区児童生徒をまもり育てる協議会等の研修の充実を図りながら、児童生徒の小さな変化も見抜く力量を教職員間で高め、問題行動等の早期発見・早期支援に努めます。 ● 情報モラルの向上、規範意識の醸成に努めるとともに、SNS、インターネット等によるいじめの未然防止に努めます。 ● 児童生徒や保護者が気軽に相談できる体制づくりに努めます。 	学校教育課
ゆとりある学校教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員の研修を充実し、児童生徒一人一人に「確かな学力」が身に付くよう努めます。 ● 問題解決的な学習や体験的な学習を通して、自己を見つめ、互いが一人一人を大切にす児童生徒を育てるよう努めるとともに、地域、保護者、関係機関との連携をもとに、豊かな感性と「生きる力」を育む教育に努めます。 	学校教育課
子どもを支える地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の民生委員・児童委員*や主任児童委員、保育所、保健師等の関係機関が連携し情報を交換しながら、要支援世帯への関わり方などについて、検討します。 ● 「子育てファミリー応援ショップ」事業により、地域ぐるみで、子育て世帯への支援（経済的負担を軽減）を行います。 	ネウボラ政策課 こども未来課

項目	今後の方向性及び取り組み	主管課
保育環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者の就労状況に配慮した環境づくりを行うため、保育所・認定こども園における一時預かりや土曜午後保育を拡充するとともに、放課後児童クラブ事業における指導員の資質の向上やファミリー・サポート・センター*事業等の実施など、各地域の民生委員・児童委員*、主任児童委員と連携した、地域における子育て支援*の充実を図るなど、男女共同参画社会*に対応できる保育環境を整えます。 	こども未来課 保育幼稚園課
子育て家庭の経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て家庭の生活の安定と次代を担う子どもの健やかな成長を図るために、家庭の実情に応じ、児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当を支給します。 	こども未来課
交通安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 警察・交通安全協会などの各種団体と協力して、保育所・認定こども園・幼稚園等、小・中学校で「交通安全教室」を開催し、交通事故にあわないように、交通安全意識の啓発を推進します。 	防災危機管理課

3 女性の人権

国際的に女性の地位向上と男女平等のための取り組みは、昭和 50（1975）年の「国際婦人年」を契機として、昭和 54（1979）年には「女性差別撤廃条約」が採択され、さらに平成 12（2000）年 6 月には国連本部で「女性 2000 年会議」が開催され、女性の人権に関する「成果文書」が採択されました。

我が国においても、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法^{*}」が施行され、そこでは男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会^{*}の実現が、21 世紀の社会を決定する最重要課題であると位置づけられています。その後、令和 2（2020）年に「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定され、「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会」、「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」、「仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」、「あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」を目指して、さまざまな取り組みが進められています。

愛媛県においても、平成 13（2001）年に「愛媛県男女共同参画計画 パートナーシップえひめ 21」を策定、平成 14（2002）年に「愛媛県男女共同参画推進条例」が施行され、男女共同参画に関する施策が総合的かつ計画的に推進されています。また、条例に基づき平成 14（2002）年 10 月には、県の施策について男女共同参画の観点から苦情がある場合や性別による差別的取り扱いなどにより人権が侵害された場合の「愛媛県男女共同参画推進委員」が第三者機関として設置され、その解決にあたっています。

しかし、今日においても、配偶者からの暴力（DV）や恋人からの暴力（デートDV^{*}）、性的言動により精神的苦痛や実質的な危害を与える行為（セクシュアル・ハラスメント^{*}）、ストーカー行為など、女性に対する暴力や性的嫌がらせは大きな社会問題となっています。こうした問題への対応を強化するため、平成 25（2013）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」が相次いで改正されました。

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法^{*}）」や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」などが整備され、女性の雇用機会の拡大や職場の環境整備が図られる中、平成 27（2015）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法^{*}）」が施行され、女性の職業生活における活躍を推進するための取り組みが進められています。令和 2（2020）年には「男女雇用機会均等法^{*}」が改正され、令和 2（2020）年と令和 4（2022）年には「女

性活躍推進法*」が改正されました。

女性の人権の問題は、女性自身の意識の問題であるとともに、男性の人権意識の問題でもあります。性差別のない社会の実現のためには、男性への啓発が重要な課題ですが、それと同時に女性自身が自己の意識改革と行動変容を積極的に進める必要があります。男女共生の視点に立った教育・啓発と女性自身の人権意識の問題として、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*（女性自らの性と生殖に関する健康についての権利）の視点に立った教育・啓発を進めていかななくてはなりません。

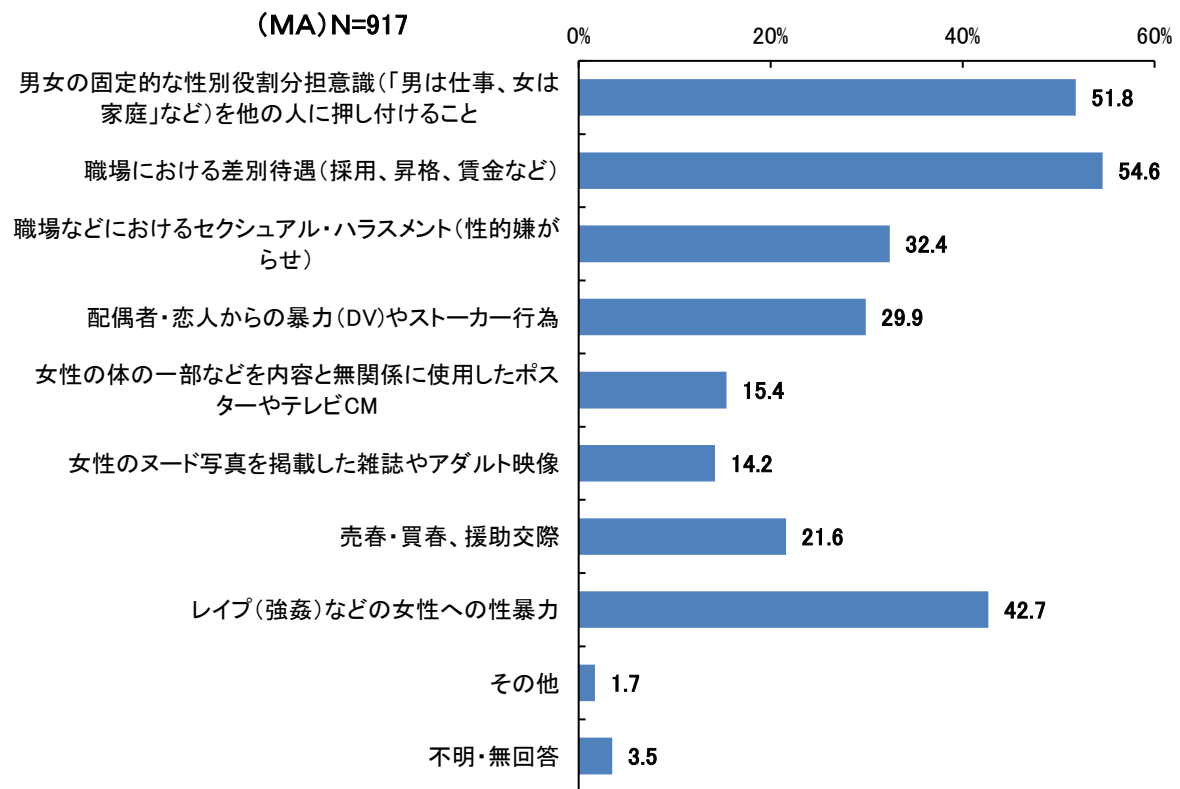
（１）現状と課題

令和４（２０２２）年に実施した「人権意識に関するアンケート調査」では、女性の人権が尊重されていないと感じることについて、「職場における差別待遇（採用、昇格、賃金など）」が５４．６％となっています。次いで「男女の固定的な性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）を他の人に押し付けること」が５１．８％、「レイプ（強姦）などの女性への性暴力」が４２．７％となっており、女性の職業生活における活躍を妨げる項目や女性に対する暴力に関する項目が多く挙げられています。また、女性の人権を守るために必要なことについては、「相談機能の充実（相談者の意思や気持ちに配慮した対応をする）」が４５．７％、「男女平等や性についての教育を充実させる」が４４．１％と高く、女性を守る取り組みや支援が求められています。

今後は、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメント*などの人権侵害の発生を防止するため、男女の人権尊重の意識高揚を促す啓発活動を強化し、さらに相談窓口・支援体制の一層の充実を図る必要があります。また、あらゆる分野への男女共同参画を推進するため、女性の活躍推進に向けた諸制度の整備や女性の各委員会・審議会への積極的な登用、雇用・就労における男女機会均等などを促進する取り組みも求められています。男女共同参画の視点に立った教育や啓発を図り、幼少期から学習できる機会を設けるなど、女性の人権の浸透を図ることが重要です。

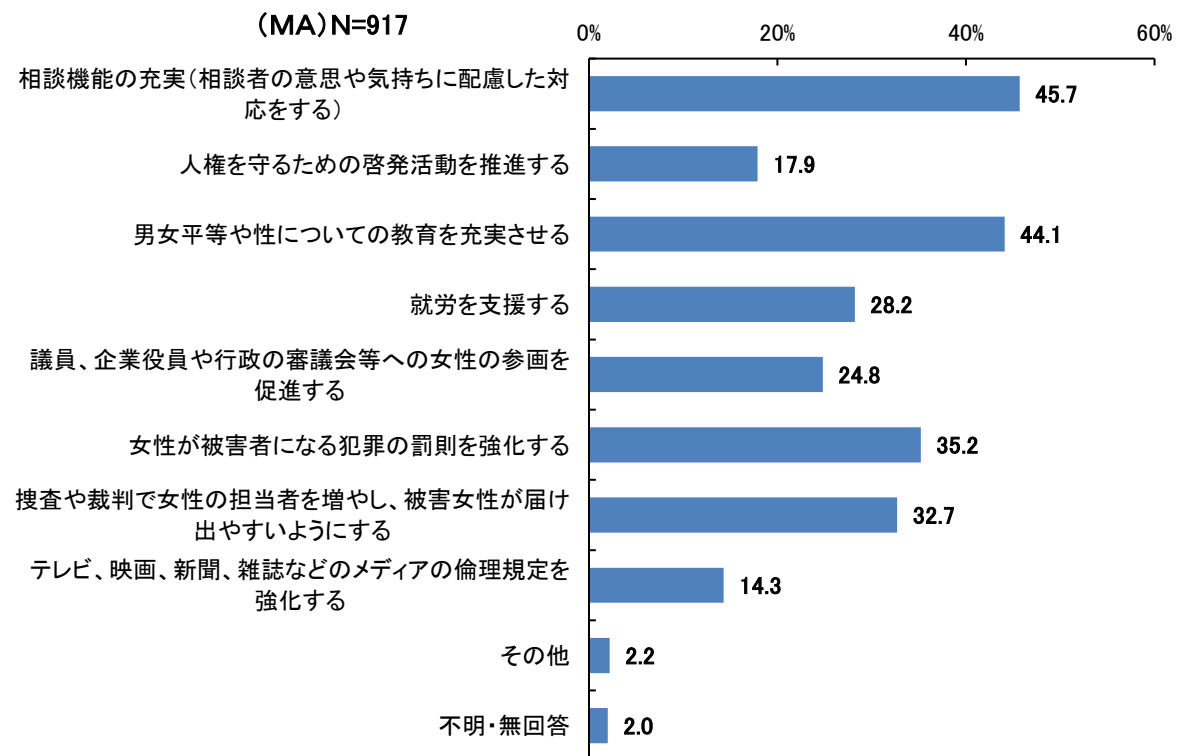
本市においては、旧今治市において平成６（１９９４）年に人権尊重を基本理念とした「今治市女性行動計画」を策定し、男女平等社会の実現を目指してきました。また、その後平成１５（２００３）年４月に「今治市女性行動計画」の成果を引き継ぎつつ、少子高齢化など社会や時代の変化に対応した「今治市男女共同参画計画—いきいき女・男プラン—*」を策定しました。以降、平成２２（２０１０）年に、平成２２（２０１０）年度から令和元（２０１９）年度を期間とした改訂、令和２（２０２０）年に、令和２（２０２０）年度から令和１１（２０２９）年度を期間とした「今治市男女共同参画計画—いきいきひとプラン—*」を改訂し、女性が輝ける社会づくりを目指し、労働環境の整備や子育て支援体制の充実、女性リーダーの養成など、女性が社会で活躍できる環境づくりを推進しています。また、近年増え続けるセクシュアル・ハラスメント*やドメスティック・バイオレンス*への啓発・相談体制の周知など、啓発活動にも力を入れています。

○女性の人権が尊重されていないと感じる分野



資料: 人権意識に関するアンケート調査報告書(令和5(2023)年)

○女性の人権を守るために必要だと思うこと



資料: 人権意識に関するアンケート調査報告書(令和5(2023)年)

(2) 今後の方向性及び取り組み

項目	今後の方向性及び取り組み	主管課
男女共生・男女共同参画の教育と啓発	● 家庭・学校・地域における男女平等教育を推進し、男女共同参画の視点に立った積極的な教育を進めます。	学校教育課
	● 男女共同参画講座やリーダー養成講座を開催し啓発を行います。	市民参画課
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*の教育と啓発	● 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*（女性自らの性と生殖に関する健康についての権利）」について、機会あるごとに情報提供に努めるとともに、学校等との連携を深めていきます。	健康推進課 ネウボラ政策課
母子保健事業の充実	● 思春期から妊娠・出産・育児までの母性・父性を育み、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、母子保健サービスの充実に努めます。	健康推進課 ネウボラ政策課
	● 不妊治療・不育症による治療を行う夫婦又は女性に対し、治療に要した費用のうち一部を市が助成を行うことで、健康支援に努めます。	ネウボラ政策課
子育て世代包括支援センターによる母子相談事業の充実	● 子育て世代包括支援センター「ばりハート」において、妊娠中の不安に対し早期対応を行い、安心して妊娠出産が迎えられるよう、情報提供を行っていきます。また、出産後の不安が強く、支援者がいない母子を対象に、産婦人科、助産院に委託したショートステイやデイサービス、アウトリーチの産後ケア事業の利用促進を図ります。	ネウボラ政策課
市の政策・施策決定の場への参画	● 女性が市の政策・方針決定の場へ参画し、女性の意見や考えを反映させていくことができるよう、引き続き審議会等の女性委員比率の向上を目指し、積極的に女性委員登用を進めます。	市民参画課 関係各課
女性の労働環境の整備	● 就業に関連する法律や制度等の情報の収集・提供を行います。	産業振興課
	● 改正育児・介護休業法の周知・普及に努めます。	

項目	今後の方向性及び取り組み	主管課
子育て支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 各地域の状況に応じて、子育て支援*の体制を整え、地域による子育て力のアップや地域の子育て環境の充実に努めます。 	こども未来課
	<ul style="list-style-type: none"> ● ホームページ等を通じて、各サークルの情報発信を行ったり、各サークルに対し子育て支援*に関する情報提供を行うことで、各サークルが活動しやすい環境を整えます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関と連携を図り、仕事と子育ての両立が出来るよう情報提供を行います。 	こども未来課 市民参画課
女性の人権尊重意識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 「差別をなくする強調月間」、「人権週間*」などの機会をとらえた啓発活動を行うとともに、今治市人権都市宣言*や、今治市人権尊重のまちづくり条例*にともなう教育啓発も進めます。 	市民参画課
	<ul style="list-style-type: none"> ● セクシュアル・ハラスメント*やドメスティック・バイオレンス*に対する啓発、また遭ったときの相談窓口の周知に努めます。 	

項目	今後の方向性及び取り組み	主管課
女性の人権擁護（相談業務・支援体制の充実）	<ul style="list-style-type: none"> ● 市、県の女性相談支援員、人権擁護委員*をはじめ、保健・福祉・医療・警察関係機関との連携を図り、暴力等の被害に遭った女性に対する救済・支援体制の整備に努めます。 	ネウボラ政策課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 市、県の女性相談支援員や母子父子自立支援員、地域包括支援センター保健師との連携を図りながら、ドメスティック・バイオレンス*など女性相談業務に努めます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 職場におけるセクシュアル・ハラスメント*の防止等に関する要綱、職場における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する要綱に基づき、防止に向けた内容を周知します。今治市セクシュアル・ハラスメント*等相談員設置要領を定め、2つのハラスメント相談を行うとともに、相談員の配置や防止に向けた内容の周知も行います。 	人事課
女性団体・関係機関等のネットワーク化及び活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 講座等実施により、リーダーの養成を図るとともに、「女性人材リスト」の整備・充実に努めます。 	市民参画課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性団体・関係機関等相互の連携、ネットワークづくりを応援します。 	
女性活躍推進法*の推進（女性の労働環境の整備）	<ul style="list-style-type: none"> ● 今治市特定事業主行動計画に基づき、「子育てと仕事の両立推進」「女性の活躍推進」に引き続き、取り組んでいきます。女性職員が安心して出産し子育てをできる職場・女性が働きたいと感じ、個性と能力を発揮できる職場づくりを進め、すべての職員が「働きやすい」「働きがいを感じる」職場風土づくりをします。 	人事課

4 障がい者*の人権

国連は、障がい者*の人権擁護の理念を高めるため、昭和 56 (1981) 年を「国際障害者年」とすることを決議、「完全参加と平等*」をスローガンに、昭和 57 (1982) 年「障害者に関する世界行動計画」を定め、昭和 58 (1983) 年から平成 4 (1992) 年までを「障害者の 10 年」と宣言し、その期間を満了しました。そして、その成果は、平成 5 (1993) 年から平成 14 (2002) 年までの「第一次アジア太平洋・障害者の 10 年」、平成 15 (2003) 年から平成 24 (2012) 年までの「第二次アジア太平洋・障害者の 10 年」に引き継がれ、さらなる障がい者対策の推進が図られてきました。

一方我が国でも、以上のような国際的な動きに対し、「障害者対策に関する長期計画*」をはじめとするさまざまな障がい者施策が展開されてきましたが、平成 5 (1993) 年、昭和 45 (1970) 年の制定以来障がい者対策の基本指針となってきた「心身障害者対策基本法」が 23 年ぶりの大改正により「障害者基本法*」として生まれ変わりました。そこでは新たに精神障がい者が「障がい者*」として明確に位置づけられるとともに、「障害者の自立と社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進すること」が法律の目的として明示され、都道府県や市町村に対しても障がい者*のための施策に関する基本的な計画を策定するよう努めることが要請されました。次いで、国は、平成 7 (1995) 年には、「市町村障害者計画策定指針」を策定するとともに、「障害者対策に関する新長期計画*」の具体化を図るべく、「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」が策定されました。その中では障がいのある人もない人も共に生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション*」の理念のもと、数値目標など具体的な施策目標が示されました。その後、平成 14 (2002) 年に「障害者基本計画 (第 2 次)」、平成 25 (2013) 年に「障害者基本計画 (第 3 次)」、平成 30 (2018) 年に「障害者基本計画 (第 4 次)」、令和 5 (2023) 年に、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に関することなどを盛り込んだ「障害者基本計画 (第 5 次)」が策定されました。

障がい者*の自立推進への期待が高まる中、平成 18 (2006) 年に「障害者自立支援法」、平成 25 (2013) 年に障害者自立支援法を改正した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)」が施行されました。また、平成 18 (2006) 年には「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)」が施行され、障がいのある人が、安心して生活できる環境整備を図る、バリアフリー*化に向けた施策が総合的に推進されています。さらに、平成 23 (2011) 年に改正された「障害者基本法*」では、「障害は障害者の問題ではなく、社会との関係から生じるもの」と規定しています。そのため、社会的障壁 (日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等) の除去を進めることで、障がいのある人を地域で包み込み、共に生きる社会づくりに向けた環境整備を進めるとともに、精神障がい、重症心身障がい、発達障がい、

高次脳機能障がいなどの障がいに応じた支援体制の充実を図り、きめ細かく対応していくことが求められています。また、平成24(2012)年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行されたことを受け、障がいのある人への虐待防止に向けた取り組みの充実が必要となっています。

そして、国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成28(2016)年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)*」が施行されました。また、同年には「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」が雇用の分野における合理的配慮の提供義務や、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を盛り込み改正されました。

今後とも、障がいの有無に関わらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会*」を実現していくためには、それぞれがかけがえのない個性をもった一人の人間として尊重されなければなりません。しかしながら、わたしたちの社会には障がいや障がい者*に対する誤解と偏見等の「心の壁」が存在することも事実です。すべての人から「心の壁」を取り除き、ノーマライゼーション*の理念の浸透を図るためには、啓発・広報活動の充実を図るとともに、幼少期からの福祉教育の充実や障がいのある人とない人とのふれ合いを促進していくことが大切です。また、障がい者*の自立と社会参加の促進やコミュニケーション手段、建物段差等の障壁の改善を進めることなどが課題となっています。

(1) 現状と課題

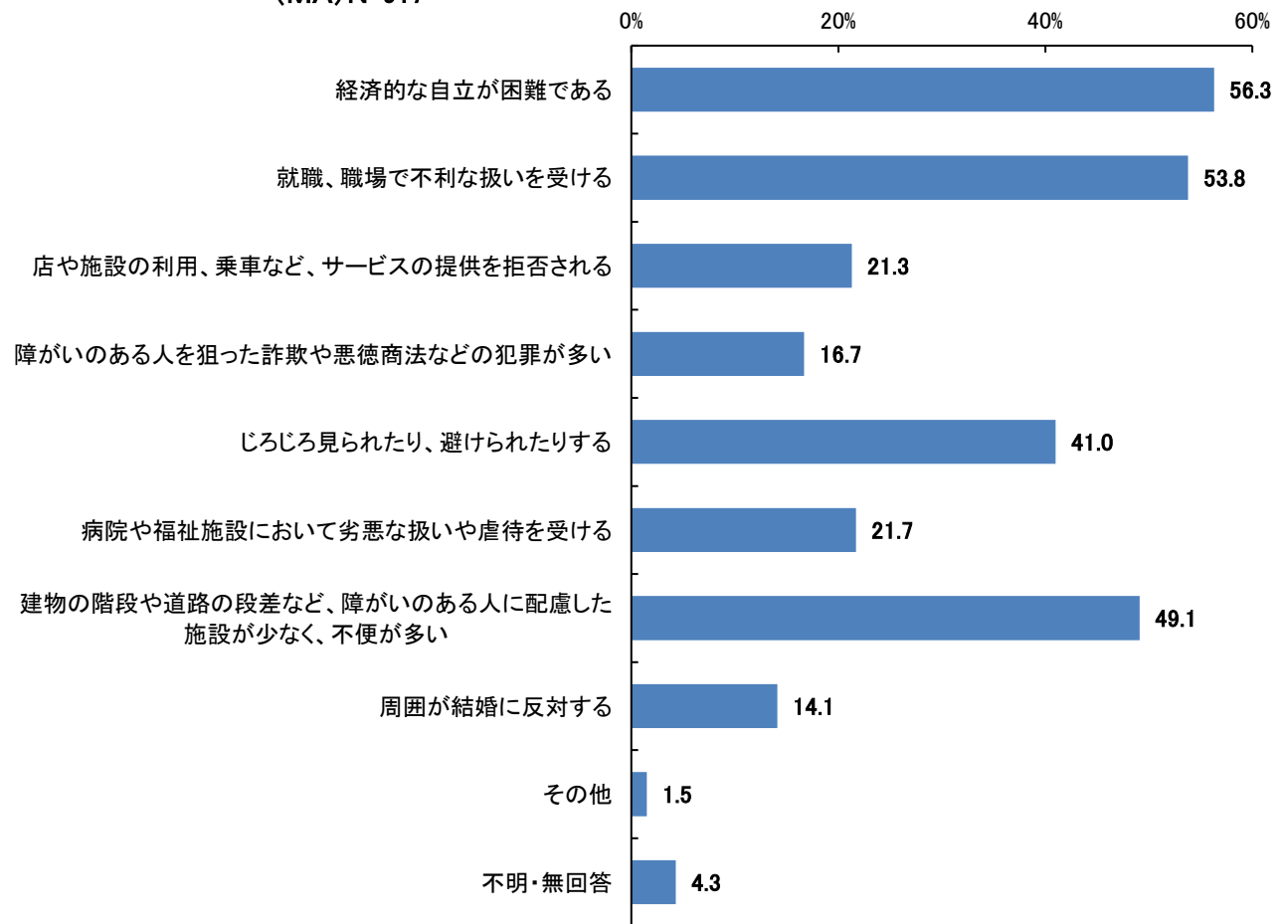
本市においては、平成17(2005)年1月16日の市町村合併以前は、旧12市町村のそれぞれが障がい者計画を策定し、その計画に基づき推進を図ってきました。旧今治市については、昭和55(1980)年に「障害者福祉都市」の指定を受け、「建築物等に関する環境整備要綱」を制定し、障害者福祉センターをはじめとする各種施設の整備を図るとともに、ノーマライゼーション*の理念のもと、「完全参加と平等*」の実現を目指した障がい者施策に取り組んできました。また、平成10(1998)年3月には総合福祉センターの完成を契機に、ノーマライゼーション*の理念を具体化し、障がい者施策の方向づけを行うため「今治市障がい者計画*」を策定し、障がい者*をはじめすべての人の人権が尊重され、あらゆる面で差別のない平等な社会の実現を目指してきました。しかし、合併にともない本市の障がい者*を取り巻く環境は変化し、多くの課題を抱え、新たな障がい者施策の展開が求められることになりました。そのため、障害者基本法*に基づく「今治市障がい者計画*」をはじめ、障害者総合支援法に基づく「今治市障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」に則って、障がい者保健福祉施策を推進し、「共生社会*」の実現を目指しています。

令和4(2022)年に実施した「人権意識に関するアンケート調査」では、障がい者*の人権が尊重されていないと感じることについて、「経済的な自立が困難である」が56.3%、「就職、職場で不利な扱いを受ける」が53.8%とともに5割以上となっており、障がい者*に対する社会的な支援を行うことが求められています。また、障がい者*の人権を守るために必要なことについては、「就労を支援する」が49.5%と最も高く、次いで「安心して外出できるように、建物の設備や公共交通機関を改善する」が43.9%となっており、障がい者*が安心して生活できる環境づくりが求められています。

本市では誰もが安心して暮らせるまちづくりを行うため、ハード面においては、バリアフリー*やユニバーサルデザイン*などの福祉のまちづくりの推進や住宅の確保、交通機関の利用環境改善、歩行空間の整備などの取り組みを推進しています。また、ソフト面においては、防災対策の充実や雇用の促進、福祉サービスの利用援助などに力を入れています。さらに、障がい児に対する取り組みとして、幼児期を対象とした療育サービスの充実や人権に配慮した子育て支援*、個々の障がいの程度に応じた特別支援教育の充実など、幼少期からの支援にも努めており、障がい者*が住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを推進しています。

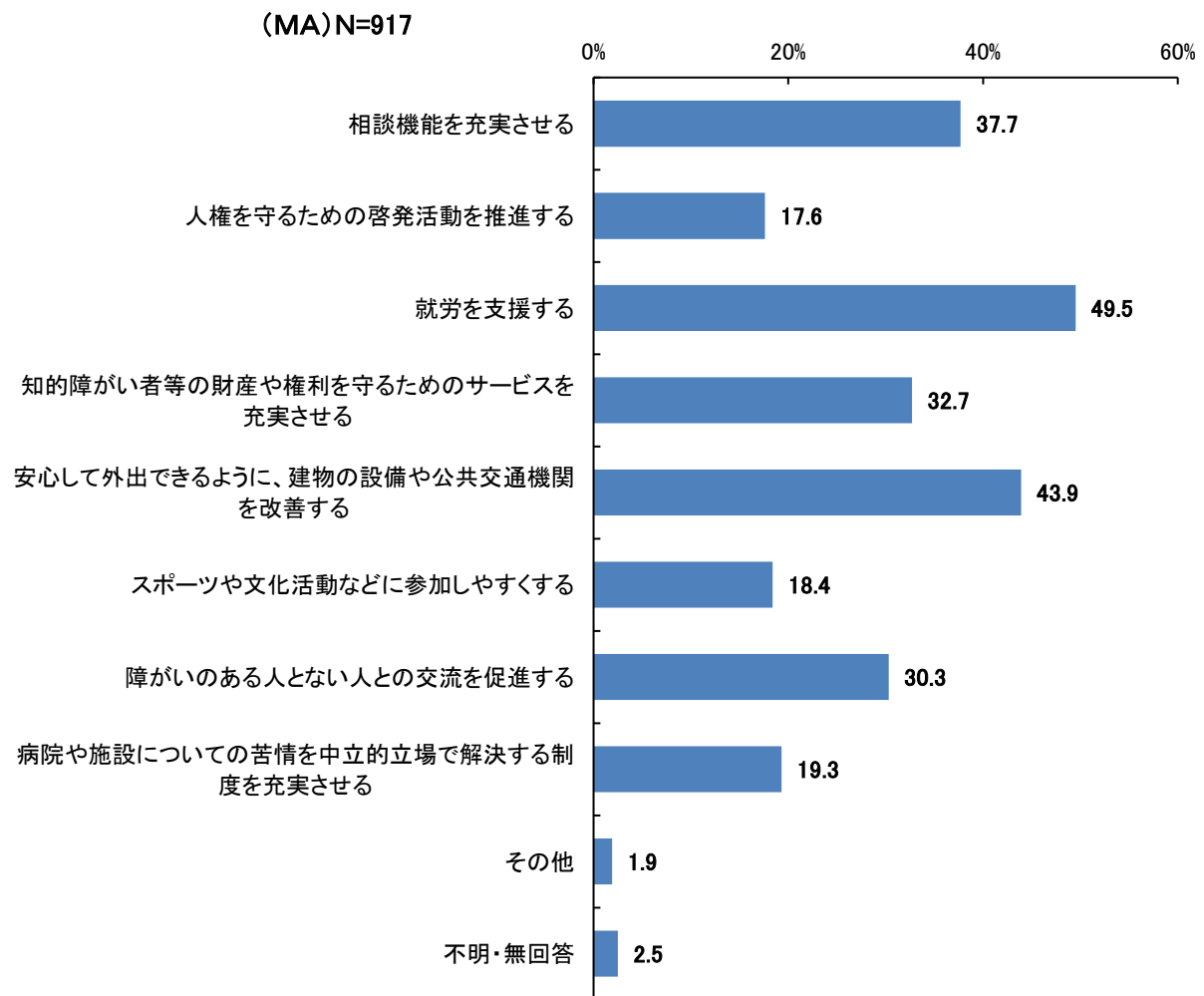
○障がい者の人権が尊重されていないと感じる分野

(MA)N=917



資料：人権意識に関するアンケート調査報告書(令和5(2023)年)

○障がい者の人権を守るために必要だと思うこと



資料：人権意識に関するアンケート調査報告書(令和5(2023)年)

(2) 今後の方向性及び取り組み

項目	今後の方向性及び取り組み	主管課
相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の支援を必要としている多くの障がい者*及びその家族に対して、相談支援事業所の存在を周知することで、相談・支援のきっかけをつくります。 	障がい福祉課
情報提供機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援事業所において、相談を受けた場合に各種サービスの利用方法とともに、福祉サービスの説明の充実を図ります。また、障がい者*と家族に対する健康相談や、ホームページ・SNSを活用した情報提供に努めます。 	障がい福祉課 健康推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業などコミュニケーション手段の確保・充実に努めます。 	障がい福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ● パソコン、ファクシミリなどによる情報通信ネットワークの拡充・整備及び障がい者*向けメディアの充実に努めます。 	障がい福祉課
啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者団体が開催する各種事業において広報用チラシ等を配布するなどして、障がいにかかる諸問題について啓発活動の充実に努めます。 	障がい福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人とない人の相互交流の場として、サン・アビリティーズ今治において定期講座の他、各種スポーツ大会を開催するとともに、障害者福祉センターにおいては「のぞみ苑作品展示会」を実施し、今後も定期講座や大会の充実に努めます。 	
福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校等と協議し、福祉体験事業の時間拡大を図り、地域に根ざした福祉教育の推進を図ります。 	障がい福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 小・中・高等学校における福祉教育の充実を図り、障がい者（児）への理解を深めることにより、障がいのある人もない人も等しく社会参加が可能となる基礎づくりと社会基盤の育成に努めます。 	学校教育課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者（児）の気持ちについて身をもって実感・理解できる体験学習などの機会を設け、障がいのあるなしに関わらず共生の基盤が育つように努めます。 	
交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある当事者同士が、悩みなどを話しあえる場所づくりに取り組みます。 	障がい福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種行事を通じて障がい者*と地域住民が交流する機会を設けます。 	

項目	今後の方向性及び取り組み	主管課
福祉のまちづくりの推進 (バリアフリー*とユニバーサルデザイン*)	<ul style="list-style-type: none"> ● 物理的な障壁の他に制度的な障壁、心理的な障壁、文化・情報面の障壁があることを啓発し、障がいのある人も高齢者も、当たり前のできる生活ができるノーマライゼーション*の考え方のもとに人にやさしいまちづくりを推進します。 	障がい福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 今治市交通バリアフリー基本構想に基づき、今治駅から周辺の主要施設を結ぶ道路について、バリアフリー*化を連続的に構築し、歩行者の安全で快適な移動を確保します。地域の開発状況に配慮しながらバリアフリー*化を進め、人にやさしい道づくりに努めます。 	道路課
住宅の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援事業の充実を図るとともに、入居に際して、家主等への相談・助言を通じて障がい者*の地域生活を支援する「居住サポート事業」に取り組み、住宅・生活環境への悩みを改善します。また、グループホーム*等の居住の場の確保等を事業者等とともに取り組みます。 	障がい福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 今治市営住宅への優先入居制度により、高齢者世帯、障がい者世帯等の公営住宅への優先入居を行います。また、車椅子専用住戸などのバリアフリー*住戸や3階以上の住棟へのエレベーターなど、障がい者*や高齢者等に配慮した公営住宅の整備を進めていきます。 	住宅管理課
交通機関の利用環境改善	<ul style="list-style-type: none"> ● 低床バスの導入やバス路線の確保など、公共交通機関を利用するしかない障がい者*等の利便性に配慮した環境改善の啓発に取り組みます。 	障がい福祉課
歩行空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもや高齢者、障がいのある方も安心して暮らせるまちづくりを目指し、優先順位を設けて歩道改良を行います。 	道路課

項目	今後の方向性及び取り組み	主管課
防犯・防災対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 悪徳商法などの犯罪に巻き込まれないよう、研修会や講演会など開催されているが機会あるごとに周知啓発を行い、防犯対策について知識を高めていただくよう推進します。 	障がい福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の要配慮者に対する総合的な施策の検討を進めます。特に、避難行動要支援者避難支援制度に基づき、自治会・自主防災組織・民生委員*等と連携しながら、災害時などに障がい者*や高齢者等の要配慮者を、地域が支え合う体制の整備に努めるとともに、防災訓練への参加促進を通じて、防災に対する知識の普及を図ります。また、要配慮者が速やかに避難出来るように要支援者名簿を随時更新し、自治会、自主防災組織、民生委員*、消防団等に提供し、平時から災害時の避難に向けた体制作り協力します。 	福祉政策課 防災危機管理課 障がい福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に弱い立場に立たざるを得ない障がい者*への支援や協力には、地域の住民による組織的な体制づくりが必要であることから、地域住民に対して、出前講座による防災研修や防災訓練の開催、防災用資機材の整備、更に防災士の育成・研修により、自治会や町内会等の地域住民が結成する自主防災組織の育成強化を図ります。 	防災危機管理課 障がい福祉課
障がい者雇用の促進・支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者*の就労を促進するため、ハローワーク*や障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を図り、就労支援に関する体制を整えます。 	障がい福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労の場の確保を図るため、事業主を含めた就労の場に携わる関係者への啓発を行います。また、ハローワーク*等とともに、連携を図りながら、就業支援の情報を提供し、障がい者雇用率制度の周知・啓発を進め、就労の場の確保に努めます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関と連携を図りながら、トライアル雇用、職場適応訓練等の活用により、雇用への移行促進を図ります。また、障がい者*が安定的に職業に就くことができるよう支援に努めます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員の採用試験において、障がい者*を対象とした試験を設けるなどして雇用の促進を図るとともに、障がいの特性等に応じた安定して働きやすい職場環境の整備に努めます。 	人事課

項目	今後の方向性及び取り組み	主管課
福祉的就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労移行支援事業、就労継続支援事業、就労定着支援事業、地域活動支援センターなど就労を支援する事業所が安定的な運営ができるよう支援します。 	障がい福祉課
人権に配慮した地域医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 「かかりつけ医」の普及促進を継続して行います。 ● 緊急時の連絡体制を整えるとともに、医療機関などに対し、障がい者[*]に配慮した受け入れ体制の充実を呼びかけるなど、緊急医療体制の維持に努めます。 	健康推進課
福祉サービスの利用援助	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい福祉サービスの存在を知らない方でも利用につなげていくことができるよう、今治市地域自立支援協議会を中心に関係各機関、地域との関係づくりを進めます。 	障がい福祉課
日常生活における権利擁護支援と被害救済	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度利用促進をはじめとする各種権利擁護支援を行い、障がい者[*]に対する偏見や差別意識を解消し、共に生きる「共生社会[*]」を実現するため、機会あるごとに障がい者[*]の人権に関する啓発活動を推進します。 	障がい福祉課 福祉政策課 関係各課
障がい児療育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児健康診査や1歳6か月児・3歳児健康診査などによる疾病や異常の早期発見と療育体制の整備に努めます。特に、周産期医療[*]との連携は重要であることから、医学的、社会的なハイリスク児（養育困難等）を対象として、早期からのカンファレンス等により、情報交換に努めます。 	健康推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 運動機能障がいや知的障がい、発達障がいのある子どもを健康診査等で早期発見し、支援する体制を整えていきます。また、障がいの早期発見・早期療育体制の充実のため、教育機関や保健福祉関係機関との連携を図ります。 	健康推進課 ネウボラ政策課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 親の会などの自主的な活動を促進するよう、支援に努めます。また、親の会の紹介や、情報交換会に参加するなど支援に努めていきます。 	ネウボラ政策課 健康推進課
障がい児の人権に配慮した子育て支援 [*] の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育に欠けている障がいを有する児童について、保育所・認定こども園への入所を幅広く検討するとともに、教育・保育内容について保護者との相互理解を図りながら専門機関と連携し、適切な対応に努めます。また、年間を通して障がい児保育に関する研修会を実施します。 	ネウボラ政策課 保育幼稚園課

項目	今後の方向性及び取り組み	主管課
障がい者*等に配慮した建物の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 新設建物については、関連する法律や条例等に基づいた建物の整備を進め、また、既存建物については、可能な範囲で改修に取り組み、すべての人にとって使いやすい施設の整備に努めます。 	建築課
特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別支援教育主任会、各校及び今治市教育支援委員会、特別支援教育コーディネーター研修等の活動の充実を図ることなどを通し、より一層、個々の障がいの程度に応じた適正な就学支援や進路指導に努めます。また、今治市特別支援連携協議会において、発達障がいを含むすべての障がいのある幼児児童生徒に対する教育支援体制の整備を総合的に推進します。 	学校教育課
発達障がい児（学習障がい*、注意欠陥／多動性障がい*）への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 発達障がいに対する理解を深めるために、実態の把握、指導体制、合理的配慮の提供等支援の在り方を積極的に研究し、実践します。各研修会・研究会への参加や特別支援教育コーディネーターの研修、また、関係機関との連携による研修により発達障がいのある児童生徒をどう支援すればよいかの研究を深め、充実を図ります。 	学校教育課
障がい者*への虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者虐待防止法の周知啓発を推進するとともに、虐待についての通報や相談に対し迅速に対応して早期解決に努めます。 	障がい福祉課
障がい者*に配慮した選挙	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子の方等介助が必要な方への対応を周知し、職員による介添えを行います。また、杖やすめの設置、耳マークの表示、投票支援カード、コミュニケーションボードの活用等、投票しやすい環境づくりに努めます。 	選挙管理委員会事務局
障害者差別解消法*の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者差別解消法*の、差別の禁止、合理的配慮の提供について周知啓発に努め、障がい者*に対する物理的、精神的なバリアフリー*化を推進します。 	障がい福祉課

5 高齢者の人権

我が国では、出生率の低下や平均寿命の伸びにともない、世界に類のない速さで高齢化が進んでいます。一人一人が豊かな人間性のつながりの中で、快適にいきいきと生活できる地域社会の形成に努める必要があります。高齢者の増加に伴って介護や支援を要する高齢者が増加し、介護の長期化、重度化等により家族介護者の身体的・精神的・経済的負担も増大しています。加えて、認知症*になる高齢者の増加にともない、高齢者の財産管理や遺産相続をめぐる紛争や虐待などの問題の増加が指摘されています。また、職業生活からの引退や配偶者との死別などにより、孤独感に陥る、及び生きがいを失うなどの問題もあります。

こうした状況の中で、高齢者介護を社会全体で支えることを目指し、平成 12（2000）年 4 月から介護保険制度*が導入されました。また、民法改正による成年後見制度*の実施や、平成 18（2006）年「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」の施行など、高齢者を取り巻く環境は大きく変化しています。また、高齢者が自立した生活ができるようにするための地域支援事業への取り組みも始まっています。高齢者の多くは、住みなれた地域や家庭で、健康で安心して暮らせる生活を望んでおり、高齢者の人権は、自立を基本とする生活の質的向上や、保健・医療・福祉サービスの総合的な推進により保障されるものと考えます。このため、介護保険制度*の円滑な実施と介護予防・生活支援の取り組みを一体的に進めるなど、保健福祉施策を総合的・計画的に推進するとともに、成年後見制度*や権利擁護事業の活用を図るなど、高齢者の人権に配慮した自立支援を促進する必要があります。

さらに、高齢者がこれまで培った知識と経験を生かして、社会参加ができる機会の確保や他世代との交流を進め、行政のみならず住民の参加のもとに、高齢者に対する敬愛の気持ちを高揚し、地域社会全体で支え合うとともに、高齢者自らが社会の発展に寄与できるような活動を推進することが重要です。

(1) 現状と課題

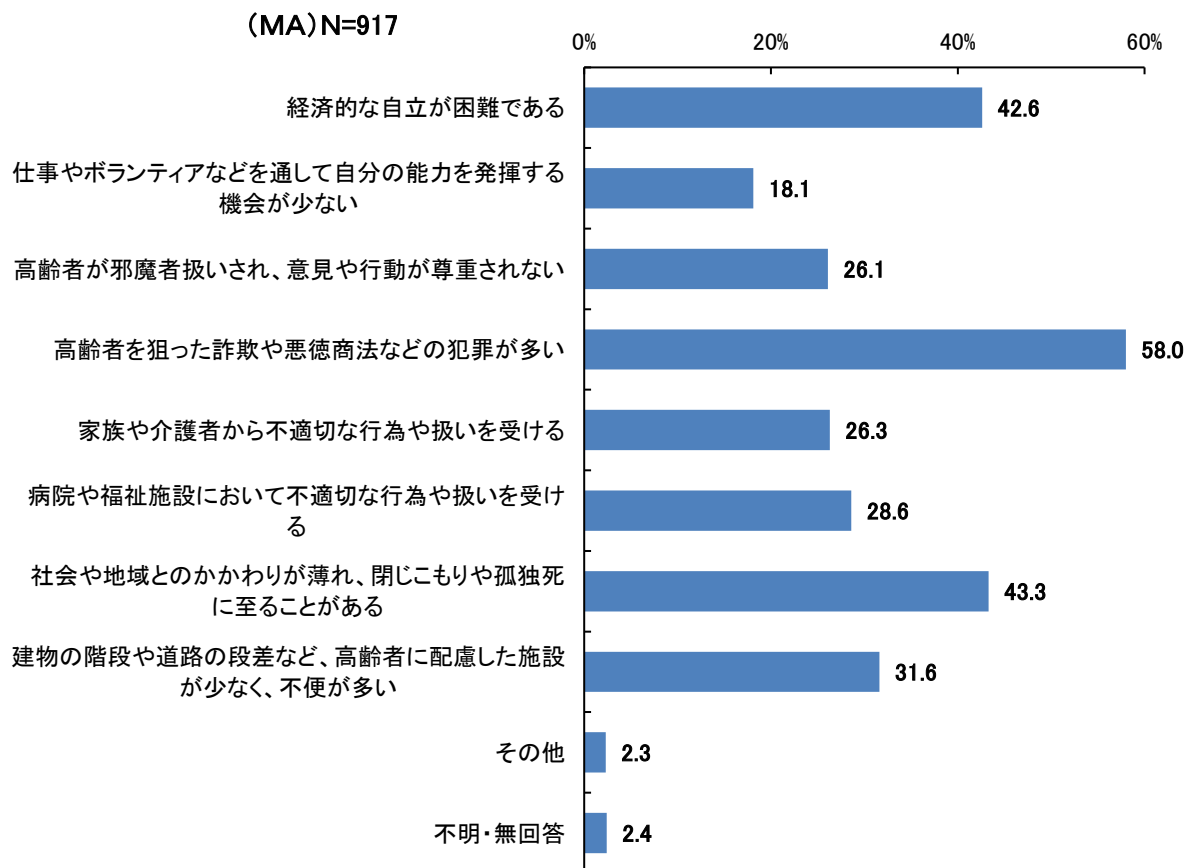
高齢化は年々進行し、本市の高齢化率は、既に 30%を超えていますが、国全体では、団塊の世代が後期高齢者になる令和 7 (2025)年に高齢化率が 30%を超え、人口の 3人に 1人が高齢者という社会が到来することが予想されています。これまでも「介護の社会化」や地域包括支援センターの整備など、本格的な高齢社会の到来に備えた基盤整備が行われてきました。一方で、介護保険料の高騰、介護従事者の不足、老々介護、高齢者虐待など課題も多く残されています。

令和 4 (2022)年に実施した「人権意識に関するアンケート調査」では、高齢者の人権が尊重されていないと感じることについて、「高齢者を狙った詐欺や悪徳商法などの犯罪が多い」が 58.0%と多く挙げられています。次いで、「社会や地域とのかかわりが薄れ、閉じこもりや孤独死に至ることがある」が 43.3%、「経済的な自立が困難である」が 42.6%となっており、高齢者の生活を地域が一体となって見守る取り組みが必要とされています。また、高齢者の人権を守るために必要なことについては、「自立して生活しやすい環境を整備する」が 55.8%と最も高く、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができる環境づくりが必要となっています。

そのため、老人福祉法及び介護保険法に基づく「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、「おもいやりの心で支え合い、安心して健康に暮らせるまち」を目指して、介護保険事業の推進をはじめ、たとえ介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めています。また、高齢者等に配慮した建物の整備や交通安全対策などの施策展開を図っています。そして、高齢者が生きがいをもって生活できるよう、老人クラブやスポーツ・レクリエーション活動の普及、健康づくりの推進などに努めています。

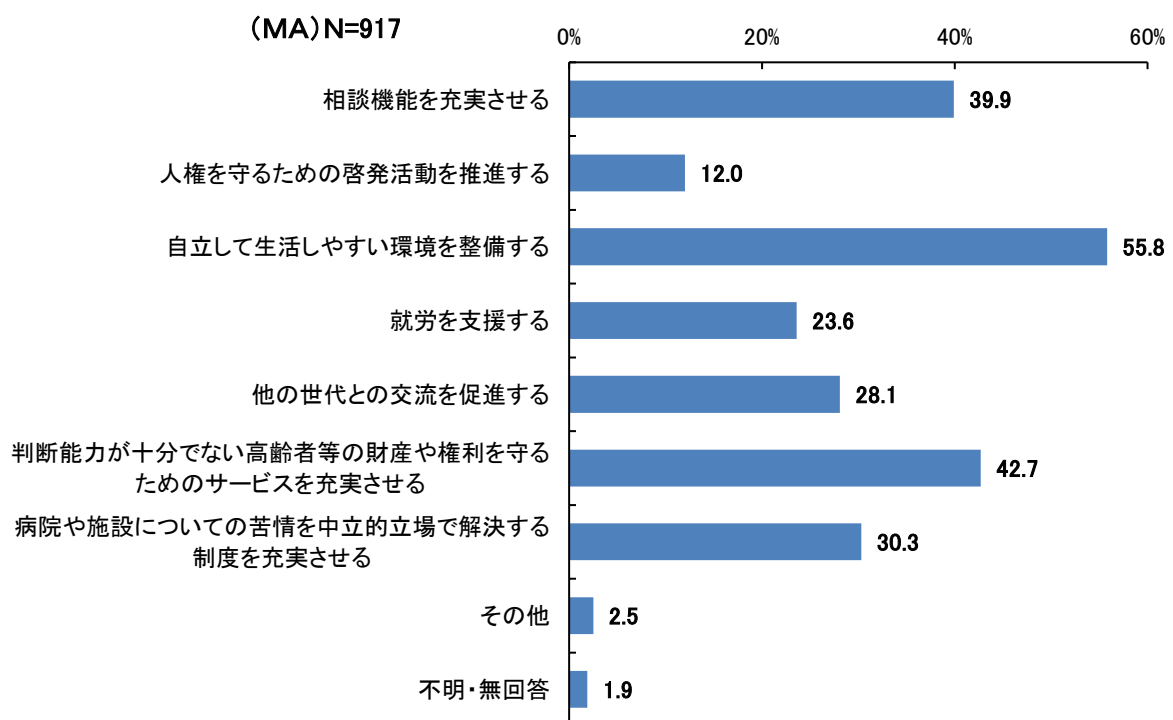
しかしながら、高齢者の社会に参加し、自立した生活を継続したいという自己実現の願いを叶えるためには、高齢者の人権についての教育を推進し、介護・保健・医療・福祉の公的サービスの充実、地域社会や住民ボランティア*の支援を含めたあらゆる角度から高齢者の人権を尊重し、人権を守ることでできる施策の展開、社会の形成が必要となっています。

○高齢者の人権が尊重されていないと感じる分野



資料：人権意識に関するアンケート調査報告書（令和5（2023）年）

○高齢者の人権を守るために必要だと思うこと



資料：人権意識に関するアンケート調査報告書（令和5（2023）年）

(2) 今後の方向性及び取り組み

項目	今後の方向性及び取り組み	主管課
社会活動への参画促進	● 老人クラブの活性化を図るため、高齢者の社会活動への参加を促進するとともに、高齢者が豊富な知識や経験を生かせる環境づくりに努めます。	福祉政策課
雇用就業機会の拡大	● 関係機関と連携を図り、今治市シルバー人材センター*において、高齢者の就業機会の開拓・確保・拡大に努めます。	福祉政策課
老人クラブの活動支援	● 財政的な支援に加え、関係機関と協力しながら、老人クラブの活動を支援するとともに、今後も魅力ある老人クラブづくり、若年層の加入促進に努め、活性化を図ります。	福祉政策課
スポーツ・レクリエーション活動の普及	● 老人クラブと連携を図りながら、新しいレクリエーションを取り入れるなどの工夫をし、より多くの高齢者の参加を目指します。	福祉政策課
社会福祉協議会*との連携の強化	● 地域福祉の推進において中心的役割を担う社会福祉協議会*との連携を深め、介護保険事業や介護予防事業のほか、地域に密着した多様な社会福祉事業を展開します。	福祉政策課 介護保険課
ボランティア*活動の育成	● 介護支援ボランティア*及び介護施設等にとって取り組みやすい仕組みづくりと事業への理解を推進するとともに、新たなボランティア*の発掘を目的とした効率的・効果的な周知を行います。	介護保険課
健康づくりの推進	● 健康増進施設の利用を促進するとともに、それぞれの身体状態に応じた教室を開催し、新規参加者を増やすための定期的な事業の啓蒙に努めます。また、指導者の育成や事業効果を的確に把握、評価して、今後に生かすシステムを構築します。さらに、住民が主体的に介護予防への取り組みが行えるよう環境整備を進めます。	介護保険課
	● 医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等による健康教育、健康相談を実施し、情報を提供するとともに、市民の身近な場所を活用し、幅広い世代への健康教育、健康相談を実施します。平成 29 (2017) 年度に策定した、第二次健康づくり計画「バリッと元気」に沿って、健康寿命の延伸を目標に健康づくりの推進に努めます。	健康推進課

項目	今後の方向性及び取り組み	主管課
疾病及び介護 予防事業の充 実	● 緩和基準など多様なサービスの創出を含む介護予防生活支援事業を推進していきます。	介護保険課
	● 特定健診、各種がん検診等を実施し、疾病予防に努めるとともに、医師による健康教育、相談などにより、情報を提供します。また、積極的に地域に出向き、各種健康診査等の受診啓発活動や、健康相談、健康教育を通じて健診の重要性をPRする等、啓発に努め、受診率の向上を図ります。	健康推進課
介護相談機能 の充実	● 地域での行事や関係機関の会合等にも参加し、地域包括支援センター業務（相談窓口）の周知をさらに図っていきます。また、高齢分野のみでなく、共生社会*を意識した、包括的な支援ができるように、関係機関等ともさらに連携を取り、市民への周知について協力、連携を行います。	介護保険課
介護・福祉情 報提供機能の 充実	● 制度の変更などについては、必要に応じて年度ごとの更新を行い、情報提供に努めます。また、地域ケア関係機関を通して、積極的に情報提供に努めるとともに、市、社会福祉協議会*、各事業所等において、わかりやすく、見やすいパンフレットの作成、配布に努めます。	福祉政策課 介護保険課
地域ケア体制 の確立	● 既存の会議と連携をとりながら、個別のケース会議を積み重ねていくことで、地域の関係機関との連携を強化していきます。また、高齢者の相談業務・実態把握を実施していくことで、民生委員・児童委員*や見守り推進員と連携を図りながら、高齢者を支える地域のネットワークの基礎づくりを図ります。	福祉政策課 介護保険課
介護保険施 設・居宅サー ビスの充実	● 必要な時に必要な介護サービスを受けることができるよう、引き続き介護サービス基盤の整備に努めます。また、介護サービスの質的向上を図るため、介護サービス事業者に対する指導を積極的に行っていきます。	介護保険課

項目	今後の方向性及び取り組み	主管課
介護サービスについての評価及び情報開示	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護サービスの質の向上のため、介護サービス事業者が確実に自己評価を行い、その結果を公表し、常にその改善が図られるよう、指導を行います。また、外部評価が必要なサービスについては、その結果について、利用者及びその家族に手交若しくは送付されるとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムへの掲載又は事業所内の見やすい場所への掲示（ファイリングした冊子を設置する等）などの方法により公表することとされています。 	介護保険課
家族介護支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護技術の習得や、介護者の健康管理のための教室の開催、介護者の心身のリフレッシュのための事業を実施していきます。また、家族介護者の精神的、身体的負担軽減のため、引き続き事業内容の充実や工夫に努めていきます。 	介護保険課
防犯・防災対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の消費者被害はだまされたことに気づかなかつたり、相談することができなかつたりすることが多く、そのため、二次被害に遭う可能性も高いという特徴があります。地域包括支援センターで実施する介護教室などを活用し、情報提供や予防に向けた周知活動を行っていきます。また、地域ケア会議などを活用し、民生委員*、サービス事業所等とも連携し、防止に努めます。 	介護保険課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の要配慮者に対する総合的な施策の検討を進めます。特に、避難行動要支援者避難支援制度に基づき、自治会・自主防災組織・民生委員*等と連携しながら、災害時などに障がい者*や高齢者等の要配慮者を、地域が支え合う体制の整備に努めるとともに、防災訓練への参加促進を通じて、防災に対する知識の普及を図ります。また、要配慮者が速やかに避難出来るように要支援者名簿を随時更新し、自治会、自主防災組織、民生委員*、消防団等に提供し、平時から災害時の避難に向けた体制作りにも協力します。 	福祉政策課 防災危機管理課 介護保険課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に弱い立場に立たざるを得ない高齢者への支援や協力には、地域の住民による組織的な体制づくりが必要であることから、地域住民に対して、出前講座による防災研修や防災訓練の開催、防災用資機材の整備、更に防災士の育成・研修により、自治会や町内会等の地域住民が結成する自主防災組織の育成強化を図ります。 	防災危機管理課

項目	今後の方向性及び取り組み	主管課
高齢者の住まいの確保（高齢者対応住宅の整備）	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の生活支援施設等の活用を図るとともに、必要な介護保険施設・グループホーム*の整備を行います。 	介護保険課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 今治市営住宅への優先入居制度により、高齢者世帯、障がい者世帯等の公営住宅への優先入居を行います。また、車椅子専用住戸などのバリアフリー*住戸や3階以上の住棟へのエレベーターなど、障がい者*や高齢者等に配慮した公営住宅の整備を進めていきます。 	住宅管理課
高齢者等に配慮した建物の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 新設建物については、関連する法律や条例等に基づいた建物の整備を進め、また、既存建物については、可能な範囲で改修に取り組み、すべての人にとって使いやすい施設の整備に努めます。 	建築課
認知症高齢者等の権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ● 虐待対応マニュアルに基づき、成年後見制度*や地域福祉権利擁護事業*など、権利を守る制度の周知を図り、その利用を積極的に支援します。また、高齢者に対する虐待の早期発見に努め、それぞれのケースに応じた適切な対応ができる体制づくりを目指します。 	介護保険課
交通安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 多発する高齢者の交通事故の防止活動として、反射タスキや自転車用反射ステッカーを配布し、利用促進を図る他、体験型の交通安全教室を開催し、高齢者の交通安全意識の啓発を推進します。また、警察や交通安全協会等と連携を図りながら、高齢者に対して講習会を開催したり、運転に不安を持つ高齢者等に対して自主的に運転免許証を返納しやすい環境を整備するなど、事故防止に努めます。 	防災危機管理課
福祉サービスの苦情解決制度の円滑な運用	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護サービス事業者に対しては、保険者としての立場から運営指導等により調査や指導を実施し、質の確保や向上に努めます。また、地域包括支援センターをはじめ各種の相談窓口とも情報共有、連携をさらに深め、迅速な対応を実施していきます。 	介護保険課
高齢者への虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> ● ①高齢者虐待を未然に防ぐためのアプローチ、②高齢者虐待の早期発見・早期対応、③専門的人材の確保・育成、④施設における虐待の対応、⑤養護者への支援及び虐待を受けた高齢者の保護について、虐待の事後対応ではなく、いかに虐待を防ぐかを大切に、虐待の芽を摘むことを第一に周知活動に力を入れていきます。 	介護保険課

6 外国人の人権

国連では、昭和 23（1948）年に国際的な人権の普遍性について宣言した「世界人権宣言*」が採択されたことを受け、昭和 38（1963）年に「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する宣言」、昭和 40（1965）年に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）*」が採択され、締約国は、人種差別の防止とそのための措置を取ることが義務付けられました。経済をはじめとするさまざまな分野でのボーダレス化、グローバル化の流れは地方にもおよび、地域で暮らす外国人は年々増加しています。世界のすべての人々が、基本的に有する人権を守り、尊重することは、このような国際化時代の前提になるものです。しかし、外国人の人権の課題として、就労に際しての差別、入居・入店拒否問題、嫌がらせや暴力、差別発言などの問題があるとの指摘があります。言語、文化、生活習慣、価値観等の相違に起因したこうした問題に加え、人々の意識の中に外国人に対する差別や偏見、蔑視が少なからず認められます。このため、平成 28（2016）年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）*」が施行され、不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、さらなる人権教育・啓発等を通じて、不当な差別的言動の解消に向けた取り組みを推進することとされました。

また、留学・就労等による一時滞在者のみならず、結婚等により永住する人々も増加しています。さらに、近年では円安の進行や LCC（格安航空会社）の就航数増加などを背景に訪日外国人旅行客が急速に増加しています。

地域に滞在する外国人の数は今後ますます増加するものと考えられ、異なる国籍・文化的背景をもつ人々が多様な文化や習慣、価値観等を認め合いながら、同じ地域の一員として互いに尊敬し安心して暮らすことのできる共生社会*の実現に向けた取り組みが求められています。

このため、国際理解を促進し、世界的な視野から自己や地域を見つめることのできる態度を養うとともに、国際交流や国際協力の必要性や意義について理解を深め、諸外国の文化・習慣を理解・尊重し外国人と共に生きるという意識の醸成に努める必要があります。また、外国人であるという理由で、雇用や生活のさまざまな面で差別や不便を被ることのないように、また、外国人の人権に配慮できるように、情報の提供や相談体制などの仕組みの充実も必要とされています。

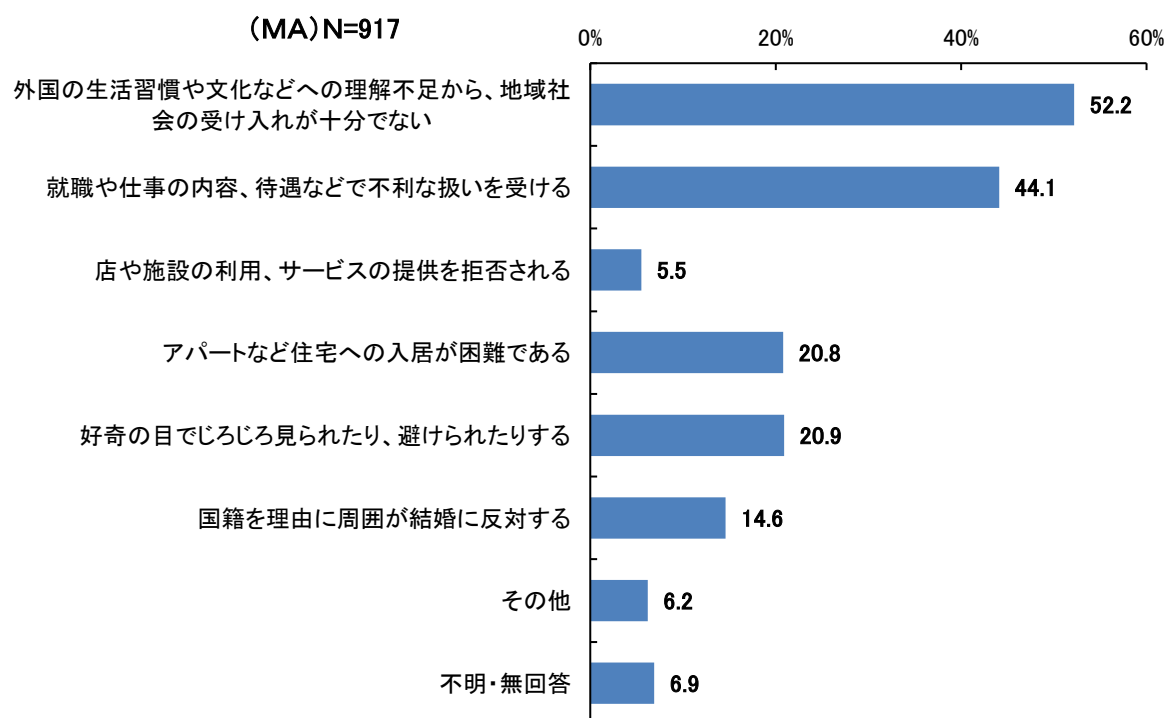
(1) 現状と課題

市内に在住する外国人の数は、令和4（2022）年11月末現在、市民課のデータによると、3,090人で、その内36.3%がフィリピン国籍の人で、続いて中国、ベトナムとなっており、アジア近隣諸国の国籍をもつ人が多くを占めています。

こうした中、令和4（2022）年に実施した「人権意識に関するアンケート調査」では、外国人の人権が尊重されていないと感じることについて、「外国の生活習慣や文化などへの理解不足から、地域社会の受け入れが十分でない」が52.2%と5割以上挙げられており、国際理解や交流が必要とされていることがうかがえます。次いで、「就職や仕事の内容、待遇などで不利な扱いを受ける」も44.1%となっており、外国人が地域で円滑に日常生活を送ることができるよう、相談窓口の整備などの支援を行う必要があります。

本市では、国際理解教育の充実や在住外国人に対する情報提供、相談窓口の整備など、積極的に取り組んでいます。姉妹都市との交流や高校生の海外派遣を実施するなど、市民と外国人が直接ふれ合う機会を提供することで、国籍や民族を問わずすべての人が同じ人間として尊重し合える共生の社会づくりに取り組めます。

○外国人の人権が尊重されていないと感じる分野



資料：人権意識に関するアンケート調査報告書（令和5（2023）年）

(2) 今後の方向性及び取り組み

項目	今後の方向性及び取り組み	主管課
国際理解教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間交流を基調としつつ、姉妹都市レイクランド市との友好、親善を図り、高校生の海外派遣を推進します。 	観光課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 市立小中学校においてALT（外国語指導助手）の活用を行っており、今後も国際理解教育関連事業を行います。特に、小学3・4年生の外国語活動や小学5年生からの外国語科において、ALTと学級担任・外国語科（英語科）担当教員がしっかりと連携し、子どもたちのコミュニケーション能力が一層高まるような授業が行われるよう取り組みます。 	教育大綱推進課
民間国際交流団体等の交流事業への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 今治市国際交流協会の自立を目指し、側面から支援します。 	観光課
外国人に対する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人に対して多種多様な情報発信を行います。 	観光課
外国人への生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人への生活支援について、外国人への理解を深めるとともに交流が促進するよう今治市国際交流協会と協力しながら対応します。 	観光課
適正な雇用の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人労働者の適正な雇用がなされるよう、関係機関と連携して、企業・事業所等へ働きかけを行います。 	産業振興課

7 感染症患者等の人権

近年、H I V*感染症の治療は進歩し、発病を抑えることも可能になってきています。しかしそのためには薬の服用が必要であり、医療費が相当な負担になることから、平成 10（1998）年にH I V*感染者等を免疫機能障がいとし、障がい認定の対象となりました。

ハンセン病*は、感染力の非常に弱い「らい菌」による感染症です。現在は治療方法も確立され、後遺症もなく治癒しますが、平成 8（1996）年に「らい予防法」が廃止されるまで、戦前からの誤った認識による強制隔離政策が行われていました。現在でも、患者や回復者、その家族に対する差別や偏見がみうけられます。こうしたことから、平成 21（2009）年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」が施行されました。

平成 11（1999）年に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」では、H I V*感染者等やハンセン病*患者・回復者を含めた感染症患者等の人権を尊重した対策を総合的に進める必要があります。しかし、感染症患者等の人権を擁護する法整備が進む一方、感染症に対する正しい知識と理解の普及は十分とはいえない状況にあります。今後は様々な感染症に対して正しい認識を持ち、患者やその家族等の人権が尊重されることが求められます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染者やその家族、医療従事者等に対する差別、偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷等が起きました。新型コロナウイルス感染症は、感染予防を徹底していたとしても、誰もが感染する可能性があることから、行政、住民、企業等が正しい情報に基づき冷静な行動をとることが求められています。

(1) 現状と課題

ハンセン病*については、長期にわたる隔離政策による家族・社会基盤の崩壊という歴史的背景があるため「感染力がとても強い病気、治らない病気」といったこの病気に対する誤解やそれに基づく偏見が根づよく残っています。それが、患者の地域社会への復帰や地域との交流を妨げる一因となってきました。

また、エイズ*は当初、同性愛者や麻薬を常用している人に感染者が多かったことから、一般の人には「関係ない、知りたくない、直視したくない」という風潮が出来あがってしまい差別が助長されてきた状況があります。

一般感染症にはコレラ、結核のように過去に流行し現在もお撲滅されていない病気やO-157*、MRSA感染症*、新型コロナウイルス等にみられるように、最近になって発生するようになった病気など多種多様なものがあります。単に、病気の危険性や感染力だけが情報として伝えられ、感染症に対する正しい知識が市民に提供されない状況では、患者に対する偏見や差別の温床となりかねません。

また、難病は、その多くが原因不明で治療法が確定されておらず、医療のみならず保健・福祉・教育・就業等生活全般にわたってさまざまな問題を生むため、患者や家族にとって身体的・精神的・経済的な負担の大きさははかり知れないものがあります。医学の進歩にともない、患者のニーズは経済的支援に加え、就労支援や在宅療養生活の支援等へと多様化してきています。平成27(2015)年1月「難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)」が施行され、今後、ますます在宅難病患者が多くなると考えられることから、患者が安心して地域で療養生活がおくれるような環境整備が不可欠となっています。

その他精神疾患については、患者を取り巻く環境は厳しく、「あの人たちは何をするのかわからない」といった無理解と偏見があります。これは隔離収容された患者が、閉鎖的で外部と交流する機会をもつことができなかつたことが原因ともいえます。また、就職試験を受験する機会が与えられなかつたり、資格取得の制限が設けられていたりすることがあり、地域生活において制約や人権を無視した対応がとられやすくなっています。

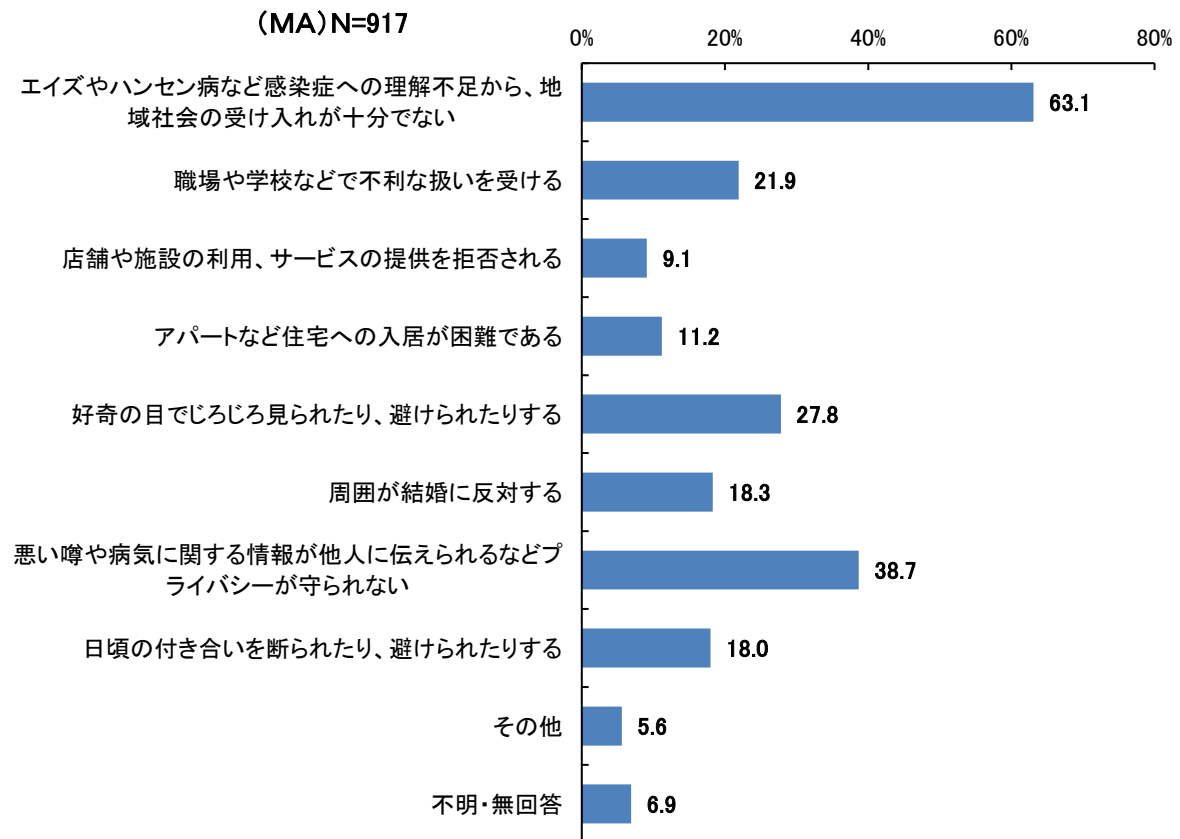
エイズ*患者・HIV*感染者及びハンセン病*患者・回復者をはじめとするさまざまな患者の人権について、支援・相談体制を整備し、プライバシーの保護、インフォームド・コンセント*を徹底させ、市民の疾患に対する正しい知識の普及と患者に対する正しい理解の啓発を行う必要があります。

令和4(2022)年に実施した「人権意識に関するアンケート調査」では、エイズ*患者やハンセン病*患者・回復者等の人権が尊重されていないと感じることについて、「エイズ*やハンセン病*など感染症への理解不足から、地域社会の受け入れが十分でない」が63.1%と最も高くなっています。次いで「悪い噂や病気に関する情報が他人に伝えられるなどプライバシーが守られない」が38.7%となっており、正しい知識や理解への啓発不足がうかがえます。

本市では、ハンセン病*問題や他の感染症等の患者の人権問題について啓発や教育に継続的に取り組んでおり、市民に対して正しい知識の普及と患者に対する正しい理解の啓発に努めています。

また、一般感染症や難病、精神疾患についても正しい知識を普及していくことや患者への支援を継続して推進します。

○エイズ患者やハンセン病患者・回復者等の人権が尊重されていないと感じる分野



資料：人権意識に関するアンケート調査報告書(令和5(2023)年)

(2) 今後の方向性及び取り組み

項目	今後の方向性及び取り組み	主管課
一般感染症患者の人権	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師等による健康教育・相談を実施し、情報提供の充実に努めるとともに、さまざまな機会をとらえ、感染症に関するものも含め、幅広く正しい知識の普及に努めます。 ● 感染症患者の適切な処遇等、人権意識の向上を図り、インフォームド・コンセント*を徹底させ、感染症患者が安心して医療を受けられるように、医療体制の確立を促進します。また、第2種感染症指定医療機関（今治市医師会市民病院）の管理運営について、継続して協力します。 	健康推進課
ハンセン病*患者・回復者等の人権	<ul style="list-style-type: none"> ● 「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」（6月22日）の前後を中心にパンフレットを配布するなど、市民のハンセン病*に対する正しい知識の普及と患者に対する正しい理解の啓発を行います。 	健康推進課
エイズ*患者・HIV*感染者の人権	<ul style="list-style-type: none"> ● 市の広報紙を利用した啓発活動とともに、「世界エイズデー」（12月1日）を中心に、行政・地域医療機関などの窓口において、パンフレット等を配布するなど、市民のエイズ*・HIV*に対する正しい知識の普及と患者や感染者に対する正しい理解の啓発を行います。 	健康推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育において、人間と性についての基本的な観点から、エイズ*・HIV*に対する不安、偏見、差別を払拭するための教育を行います。 	学校教育課
難病患者の人権	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい福祉課や関係機関と連携・協力しながら、さまざまなニーズに対応できるように努めていきます。必要な方の相談や訪問指導にも対応していきます。 ● 難病に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。 	健康推進課
精神疾患患者の人権	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会などの各種組織等に今治市地域活動支援センター「ときめき」等の施設を紹介し、利用を呼びかけます。 ● 地域住民との交流の機会を検討し、障がいについての正しい理解を呼びかけます。 	障がい福祉課

8 性的マイノリティ*の人権

性的マイノリティ*とは、生物学的な性（からだの性）と性自認（こころの性）が一致しないトランスジェンダーの人々や、同性愛や両性愛といった性的指向等を持った人々のことをいいます。LGBTという言葉が広まりつつありますが、近年では、性的指向・性自認（Sexual Orientation and Gender Identity）の頭文字をとった「SOGI」（エスオージーアイ／ソギ／ソジ）という言葉が日本でも使われはじめました。性的指向と性自認はLGBTにあたる人だけでなく、すべての人に関係するという概念として広範に捉えています。性的マイノリティ*は国内にも8%程度いるとする調査結果もありますが、正しい理解がないために差別的な扱いを受けたり、偏見を恐れて周囲に自分の性についてカミングアウトできない、あるいは自分らしく生きられない等社会生活における様々な支障がみられます。

世界では、平成20（2008）年、国連総会でLGBTに対する人権保護の促進を求めるものとして、性的指向と性自認に関する初の声明が提出されました。平成23（2011）年には性的指向と性同一性に関する国連決議が採択され、これをきっかけとして平成24（2012）年には、国連の政府間機関においてLGBTについての正式な討論が行われました。

我が国では、平成16（2004）年に、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（性同一性障害特例法）」が施行され、一定の条件を満たす人について戸籍の性別変更が可能となりました。また令和5（2023）年6月23日、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が成立しました。

(1) 現状と課題

すべての人がお互いの人権・個性を尊重し多様性を認め合いながら共存できる共生社会*の実現を目指して、令和5（2023）年4月1日、「今治市パートナーシップ宣誓制度」の取り組みを始めました。

(2) 今後の方向性及び取り組み

項目	今後の方向性及び取り組み	主管課
性的マイノリティ*に対する理解の促進	<ul style="list-style-type: none">● 性的マイノリティ*の中でも、レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（身体の性と心の性が一致しない、身体の性と生きようとする性が異なる人）の頭文字をとったLGBTが知られるようになってきましたが、性別や性的指向に関わらず、その人自身が自分らしく生きていくための権利が尊重されるよう、偏見や差別をなくすための効果的な教育、啓発に努めます。	市民参画課 学校教育課
性的マイノリティ*の住宅の確保	<ul style="list-style-type: none">● 「今治市パートナーシップ宣誓制度」を導入し、同制度による宣誓者同士での市営住宅の申込みを可能とします。同様に、現在市営住宅に入居している方についても、パートナーとの同居を可能にします。	住宅管理課

9 インターネット上の人権侵害

情報社会の進展により、インターネットを通じて誰もが情報の発信・収集が可能となった一方、その匿名性や容易さから、他人を誹謗・中傷する書き込みや個人情報の無断掲示等がみられ、個人の名誉やプライバシーを侵害することが人権問題となっています。また、インターネット上に一度でも情報が掲載されると、完全な削除が難しいことや、インターネット利用の低年齢化により、幼少期から正しい利用や危険性について啓発することが重要な課題となっています。

子どもにとってもインターネットは身近なものとなっており、スマートフォンの急速な普及に伴い、SNS等を利用したいじめや誹謗・中傷の加害者や被害者になったり、未成年者がインターネットを通じた誘い出しにより性的被害や暴力行為といった犯罪やトラブルに巻き込まれる事例も発生しています。

我が国では、平成14(2002)年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」が施行され、人権を侵害する書き込みに対しての取り締まりが進められています。また平成21(2009)年に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」が平成30(2018)年に改正施行され、18歳未満の青少年のフィルタリングサービスの義務付けが強化されました。平成26(2014)年にはいわゆるリベンジポルノへの対策として、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(リベンジポルノ防止法)」が施行され、性的な画像等のインターネット上へのばらまき防止が図られています。SNSの普及で新たな情報開示ルールが必要となり、令和4(2022)年に「プロバイダ責任制限法」が一部改正され、SNSのログイン型投稿においても開示請求を行うことを可能とした、開示請求範囲の拡大が認められています。

(1) 現状と課題

本市では、インターネットの便利さに潜む危険性について正しく理解し、正しい利用方法等について理解できる啓発活動を推進しています。さらに、インターネットを利用する上で必要最低限の法令や権利、マナーに関することや人権侵害が起こった場合の対応方法の周知についても取り組んでいます。

インターネット上の人権侵害については、規制や管理方法による人権擁護が強く求められる一方で、インターネットの危険性やモラルについて理解を深める啓発を一層推進していくことが必要です。

(2) 今後の方向性及び取り組み

項目	今後の方向性及び取り組み	主管課
インターネット利用意識の啓発	● 広く市民に向け、インターネットなどは、瞬時に不特定多数の人が閲覧できることを十分理解し、一人一人が情報モラルを守り、人権侵害をするような情報の発信等をしないよう意識啓発に努めます。	市民参画課

10 その他の人権問題

私たちの周りには、未だに解決しない、あるいは、時代の流れや社会の変化とともに生じた、さまざまな人権課題が存在しています。

「愛媛県人権施策推進基本方針（第三次改訂版）」（令和2（2020）年3月）では、ここまで挙げた「1 同和問題」から「9 インターネット上の人権侵害」以外にも、以下のような重要課題が挙げられています。

平成18（2006）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（北朝鮮人権法）」が施行されました。これにより、拉致問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるなど、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることが定められました。北朝鮮当局による拉致問題は、我が国の主権を侵害すると同時に、重大な人権侵害です。国際的な人権問題の解決のため、国民の関心と認識を高めるとともに、国際社会と連携しながら、拉致問題の実態を解明し、解決に向けた努力を続けていく必要があります。

平成19（2007）年に、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国連総会で採択されたことを受け、日本では、平成20（2008）年に国会において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されましたが、アイヌに対する無知や理解不足から差別や偏見が依然として存在しています。令和元（2019）年には、アイヌの人々を先住民族と規定した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）」が施行されるなど、アイヌの人々の文化を振興し、国民の理解を促進するための様々な施策が推進されています。しかし、アイヌの人々に対する無知や理解不足から、今なお差別や偏見は依然として残っています。

ハラスメントは、相手方の意に反する性的な言動などによる「セクシュアル・ハラスメント*」、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に職務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える「パワー・ハラスメント*」、妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、不利益な異動、減給、降格など不利益な扱いを行う「マタニティ・ハラスメント」等があります。令和元（2019）年には、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）」が一部改正され、令和2（2020）年には大企業に対し、パワー・ハラスメント*への防止措置を講じることが法律で義務化されました。さらに令和4（2022）年からは中小企業も義務化の対象となっています。

その他、「親子関係・戸籍・国籍」、「人身取引（トラフィッキング）」等の人権問題があり、今後、社会状況等の変化に伴い、様々な問題が顕在化することも予想されます。こうした問題に対しても、状況に応じた意識啓発に努めます。

また、これらの人権問題の他に、社会環境の変化に伴い新たに生じる人権侵害に対しても理解と認識を深め、あらゆる機会を通じて人権教育・啓発を行うとともに、それぞれの人権侵害の状況に応じた取り組みが必要となっております。

このため、基本的に何が人権問題なのかを柔軟に判断できる知識や感性を育てるとともに、お互いに一人一人の違いを認め合い、個人の尊厳を守るという原則を基調としながら、社会をみんなで支えていく「共生社会^{*}」の実現に向けて取り組むことが重要です。

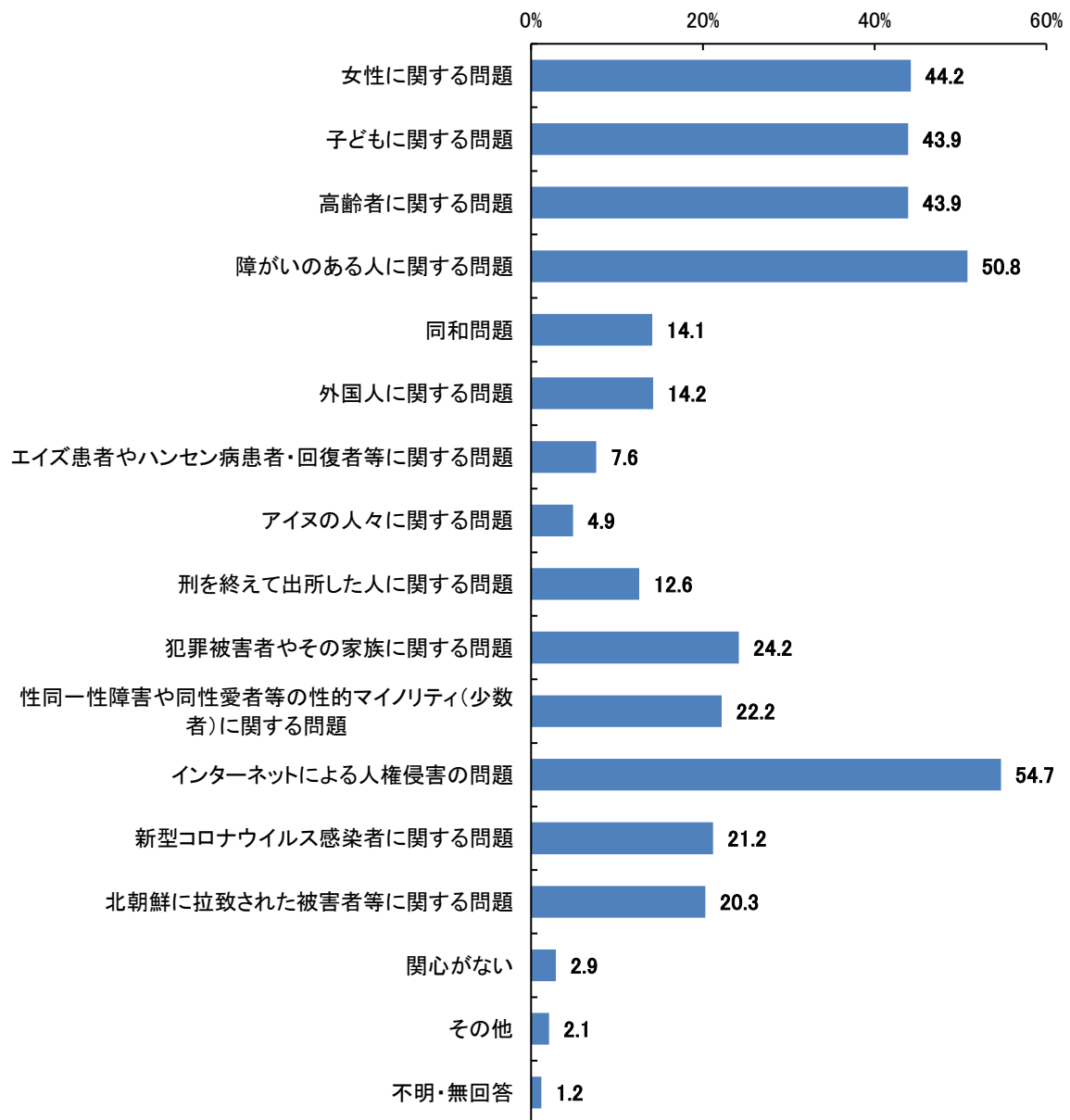
（１）現状と課題

令和４（２０２２）年に実施した「人権意識に関するアンケート調査」では、関心のある人権問題について、「障がいのある人」「高齢者」「子ども」「女性」以外では、「インターネットによる人権侵害の問題」や「犯罪被害者やその家族に関する問題」、「性同一性障害や同性愛者等の性的マイノリティ^{*}（少数者）に関する問題」についても多く挙げられています。高度情報化社会や多様な性への理解など、社会情勢を強く反映した結果となっております。

本市では、あらゆる偏見差別のない社会の実現に向け、国や県などと連携しながら、さまざまな人権問題に対する対応と啓発を推進します。

○関心のある人権問題

(MA)N=917



資料：人権意識に関するアンケート調査報告書(令和5(2023)年)

(2) 今後の方向性及び取り組み

項目	今後の方向性及び取り組み	主管課
アイヌの人々に対する理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● アイヌの人々に対する偏見や理解不足から、就職や結婚などにおける差別等の人権問題が依然として存在しています。先住民族であるアイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深めるための啓発活動やさまざまな学習機会を充実し、情報提供を行います。 	市民参画課 学校教育課
パワー・ハラスメント*の防止に向けた啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種企業参加の研修会等において、パワー・ハラスメント*の事例やそれを取り巻く現状と課題、被害者の支援及び防止策について、それぞれの職場でパワー・ハラスメント*対策の検討が進むよう、啓発に努めます。 	市民参画課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 職場におけるパワー・ハラスメント*の防止等に関する要綱に基づき、防止に向けた内容を周知します。今治市パワー・ハラスメント*等相談員設置要領を定め、相談を行うとともに、相談員の配置や防止に向けた内容の周知も行います。 	人事課
北朝鮮による拉致問題への意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 拉致問題の解決にあたっては、国内外の関心を喚起させることが重要であることから、国、県はもとより関係団体との連携を緊密にしながら、この問題に対する市民の認識を深めてもらえるよう、意識啓発に努めます。 	市民参画課
被災者への支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 出前講座、防災訓練の実施などを通じ、災害時における人権への配慮について啓発に取り組みます。 ● 要配慮者も含め、避難者が迅速かつ安全に避難できるよう、避難対策を講じるほか、避難所運営における要配慮者への配慮や、女性の参画推進、男女のニーズの違いや子育て家庭への配慮など、人権に配慮し被災者の視点に立った支援や体制の構築を促進します。また、避難が長期化した場合には、国、市町等と連携して、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般に渡って、人権に配慮したきめ細やかな生活再建のための支援を講じます。 	防災危機管理課

項目	今後の方向性及び取り組み	主管課
さまざまな人権問題の把握と対応に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 刑を終えて出所した人、婚外子等に対する偏見差別の問題、犯罪被害者やその家族に対する人権侵害や心の傷の問題など、さまざまな人権問題について、一人一人の人権が尊重され、あらゆる偏見差別のない社会の実現に向け、市民全般に正しい認識を持ってもらえるよう、人権啓発活動を推進します。 	市民参画課
社会を明るくする運動	<ul style="list-style-type: none"> ● 法務省主唱で、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深めることを目的として“社会を明るくする運動”が毎年7月に全国的に展開されています。本市につきましては、中学生弁論大会の開催や、保護司会の街頭運動及びミニ集会等の支援を行い、広報・啓発活動を推進します。 	福祉政策課

I 推進体制

(1) 市の推進体制

市が行う業務は、すべてが人権に関わりをもっていることから、日頃から職員一人一人が人権尊重の視点に立ち、人権に配慮した行政を全庁的に推進していくことが重要です。

このため、本市では全庁的な組織として「今治市人権行政推進本部^{*}」を設置し、各職場には推進員を配置するなどして、職員の資質向上に向け努めています。

本計画の推進にあたって、市民との協働の場として、また人権施策の推進に関する事項を調査・審議する場として「今治市人権尊重のまちづくり審議会」を設置しました。本市はこの審議会のもと、総合的かつ効果的な施策の推進を行うとともに、本計画の適正な進行管理に努めます。

(2) 国、県、市町及び関係団体との連携

人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、社会全体の取り組みが必要で、行政や関係団体等それぞれの立場で、さまざまな取り組みがなされており、こうした関係機関・団体と密接な連携を図り、協力体制を強化することが必要です。

そのため、国、県、市町及び関係団体がそれぞれの立場で教育・啓発機能や社会的役割を十分発揮し、相互に補完することによって、人権尊重意識が日常生活の中で習慣化されていくよう、積極的な支援・協力体制の充実に努めます。

(3) 市民、企業、NPO^{*}などとの協働

人権意識の高揚や人権擁護の推進は、本来、人の心に対する働きかけであるため、その内容や手法には十分配慮する必要があるため、行政だけの事業展開には限界があります。市民一人一人が身近な問題として捉え、多様性を容認する「共生の心」を持つことが重要です。

そうしたことから、人権が尊重されるまちづくりを進めるにあたり、市民を教育・啓発の対象として一面的に捉えるのではなく、市民が行政や周囲の人々を教育・啓発する主体としての側面を重視しなければなりません。

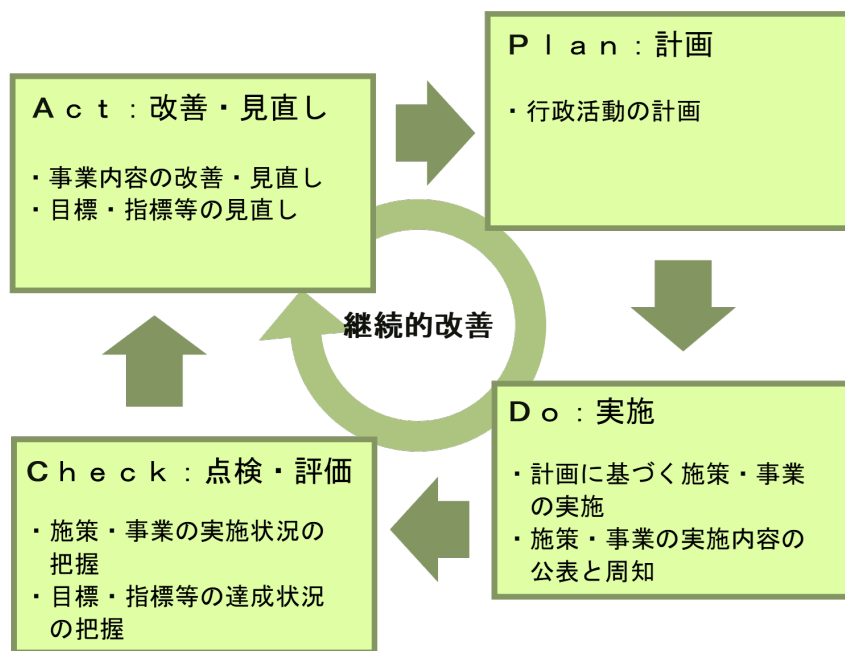
そのためには、市民や企業、NPO^{*}などの自主的、主体的な活動が不可欠となります。本市はこれらの活動との連携を図り、あらゆる機会をとらえて情報の提供を行うとともに、市民や企業、NPO^{*}の活動を支援し、協働して人権が尊重されるまちづくりの推進に努めます。

2 進捗管理及び評価

本計画で掲げた取り組みについては、定期的にそれぞれの主管課が進捗状況を把握した上で、施策の充実や見直し等について評価を行い、計画の円滑な推進に努めます。

また、人権に関わる問題は、常にその時々々の社会情勢を踏まえた対応が重要であり、新たに発生する人権課題への対応も必要であることから、毎年庁内の関係各課におけるヒアリング調査や必要に応じて行う市民アンケート調査の結果などにより、各種人権施策の課題を把握するとともに効果の検証等を実施し、今後の人権施策や各種事業へ反映していきます。

そして、計画の着実な推進のためには、これらの管理及び評価を一連のつながりの中で実施することが重要であることから、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことはもちろん、計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Act）を行うことにより、計画を着実に実施できるよう努めます。



資料編

I 人権施策関連年表

(概要)

年	国際的な動き	日本の動き	愛媛県・今治市の動き
昭和 20 (1945)	● 国際連合成立		
昭和 22 (1947)		● 「日本国憲法」施行	
昭和 23 (1948)	● 「世界人権宣言」 採択		
昭和 34 (1959)	● 「児童の権利宣 言」採択		
昭和 40 (1965)	● 「人種差別撤廃 条約」採択	● 同和対策審議会答申*	
昭和 41 (1966)	● 「国際人権規約」 採択		
昭和 44 (1969)		● 「同和対策事業特別措置法」* 施行	
昭和 45 (1970)		● 「心身障害者対策基本法」施行	
昭和 48 (1973)			● 「愛媛県同和教育基本方針」 策定
昭和 50 (1975)	● 国際婦人年 ● 「障害者の権利 宣言」採択		
昭和 51 (1976)	● 「国連婦人の 10 年」開始		
昭和 52 (1977)		● 婦人問題「国内行動計画」策定	
昭和 54 (1979)	● 国際児童年 ● 「女子差別撤廃 条約」採択	● 「同和対策事業特別措置法」* 3年延 長 ● 「国際人権規約」* 批准	
昭和 55 (1980)		● 「国際障害者年推進本部」設置	● 「障害者福祉都市」の指定 (今治市)
昭和 56 (1981)	● 国際障害者年		
昭和 57 (1982)		● 「地域改善対策特別措置法」施行 ● 「障害者対策に関する長期計画」* 策定	
昭和 59 (1984)		● 地域改善対策協議会*意見具申「今後 における啓発活動のあり方」	

年	国際的な動き	日本の動き	愛媛県・今治市の動き
昭和 60 (1985)		● 「女子差別撤廃条約*」 批准	
昭和 61 (1986)	● 国際平和年	● 地域改善対策協議会*意見具申「今後における地域改善対策について」 ● 「男女雇用機会均等法*」 施行	
昭和 62 (1987)		● 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」 施行	
平成元 (1989)	● 「子どもの権利条約*」 採択	● 高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)」 策定	
平成 3 (1991)		● 地域改善対策協議会*意見具申 ● 「今後の地域改善対策について」	
平成 4 (1992)		● 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」 5年延長	
平成 5 (1993)		● 「障害者対策に関する新長期計画*」 策定 ● 「障害者基本法*」 施行	● 「今治市人権都市宣言*」
平成 6 (1994)	● 「人権教育のための国連 10 年*」 採択	● 「子どもの権利条約*」 批准 ● 「エンゼルプラン」 策定 ● 「ハートビル法*」 施行 ● 「新ゴールドプラン」 策定	● 「今治市老人保健福祉計画」 策定 ● 「今治市女性行動計画」 策定
平成 7 (1995)	● 「人権教育のための国連 10 年*」 開始	● 「人種差別撤廃条約*」 加入 ● 「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」 策定	
平成 8 (1996)		● 地域改善対策協議会*意見具申「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」 ● 「男女共同参画 2000 年プラン」 策定	
平成 9 (1997)		● 「人権擁護施策推進法*」 施行 ● 人権擁護推進審議会*設置 ● 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」 縮小し 5年延長 ● 「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」 策定	● 「今治市エンゼルプラン」 策定
平成 10 (1998)	● 世界人権宣言* 50 周年	● 「障害者雇用促進法」 改正施行	● 「今治市障害者計画*」 策定

年	国際的な動き	日本の動き	愛媛県・今治市の動き
平成 11 (1999)	● 国際高齢者年	<ul style="list-style-type: none"> ● 「男女共同参画社会基本法[*]」施行 ● 「男女雇用機会均等法[*]」改正施行 ● 人権擁護推進審議会[*]「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」答申 ● 「ゴールドプラン 21」策定 	
平成 12 (2000)	● 「女性 2000 年会議」開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 「人権教育・啓発推進法」施行 ● 「児童虐待防止法」施行 ● 「交通バリアフリー法」施行 ● 「男女共同参画基本計画」策定 ● 「介護保険制度[*]」の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「人権の日[*]」制定（今治市） ● 第 1 回人権の日制定記念講演会を開催 ● 「第三次今治市長期総合計画」策定 ● 「今治市新高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）」策定 ● 『「人権教育のための国連 10 年」愛媛県行動計画』策定
平成 13 (2001)		<ul style="list-style-type: none"> ● 人権擁護推進審議会[*]「人権救済制度の在り方について」答申 ● 人権擁護推進審議会[*]「人権擁護委員制度の改革について」追加答申 ● 「DV防止法」一部施行 ● 「男女共同参画局」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「愛媛県人権尊重の社会づくり条例」制定 ● 「愛媛県男女共同参画計画」策定 ● 「今治市人権尊重のまちづくり条例[*]」制定
平成 14 (2002)		<ul style="list-style-type: none"> ● 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」3 月末失効 ● 「人権教育・啓発に関する基本計画[*]」策定 ● 「障害者基本計画」策定及び「重点施策実施 5 か年計画（新障害者プラン）」策定 ● 「DV防止法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「愛媛県男女共同参画推進条例」施行 ● 「今治市人権に関する市民意識調査」実施
平成 15 (2003)		<ul style="list-style-type: none"> ● 「次世代育成支援対策推進法[*]」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「今治市男女共同参画計画（いきいき女・男プラン）[*]」策定 ● 「今治市母子保健計画（すこやか親子・いまばり 21）」策定 ● 「今治市新高齢者保健福祉計画（第 2 期）」策定

年	国際的な動き	日本の動き	愛媛県・今治市の動き
平成 16 (2004)	● 「人権教育のための世界計画」行動計画（第 1 段階）採択	● 「性同一性障害特例法」施行 ● 「DV防止法」改正施行 ● 「児童虐待防止法」改正施行	● 「今治市人権施策基本計画」策定 ● 「愛媛県人権施策推進基本方針」策定
平成 17 (2005)	● 「生命倫理と人権に関する世界宣言」ユネスコ総会採択	● 「犯罪被害者等基本法」施行 ● 「発達障害者支援法」施行 ● 「第 2 次男女共同参画基本計画」策定	● 旧今治市、及び越智郡 11 町村が対等合併 ● 「いまばり・次代 ^{あした} ・子育てプランー今治市次世代育成支援地域行動計画」策定 ● 「愛媛県障害者計画」策定 ● 「今治市人権都市宣言*」 ● 「今治市人権尊重のまちづくり条例*」制定
平成 18 (2006)	● 「障害者権利条約」採択	● 「高齢者虐待防止法」施行 ● 「障害者自立支援法」施行 ● 「自殺対策基本法」施行 ● 「障害者雇用促進法」改正施行	● 「愛媛県男女共同参画計画」中間改訂 ● 「今治市総合計画*」策定 ● 「今治市新高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 3 期）」策定
平成 19 (2007)	● 「先住民族の権利に関する国連宣言」採択	● 「男女雇用機会均等法*」改正施行 ● 「雇用対策法」改正施行	● 「人権意識に関するアンケート調査」（今治市）実施 ● 「今治市障害者計画*及び障害福祉計画」策定
平成 20 (2008)		● 「DV防止法」改正施行 ● 「児童虐待防止法」改正施行	
平成 21 (2009)		● 「児童福祉法」等改正施行 ● 「人権教育推進のための調査研究事業」実施 ● 「ハンセン病問題基本法」施行 ● 「青少年インターネット環境整備法」施行	● 「今治市高齢者福祉計画・介護保険事業計画*（第 4 期）」策定 ● 「今治市人権施策基本計画」策定
平成 22 (2010)	● 「人権教育のための世界計画」行動計画（第 2 段階）採択	● 「第 3 次男女共同参画基本計画」策定 ● 「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト」を実施	● 「今治市男女共同参画計画ーいきいきひとプランー*」策定 ● 「愛媛県人権施策推進基本方針」改訂
平成 23 (2011)		● 「人権教育・啓発に関する基本計画*」（平成 23（2011）年 4 月 1 日一部変更） ● 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」実施	● 「第 2 次愛媛県男女共同参画計画」策定 ● 「障害者虐待実態調査」実施 ● 「東日本大震災に係る愛媛県への避難者アンケート」実施

年	国際的な動き	日本の動き	愛媛県・今治市の動き
平成 24 (2012)		<ul style="list-style-type: none"> ● 「人権擁護に関する世論調査」実施 ● 「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」実施 ● 「障害者虐待防止法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「今治市高齢者福祉計画・介護保険事業計画*（第5期）」策定 ● 「人権意識に関するアンケート調査」（今治市）実施
平成 25 (2013)		<ul style="list-style-type: none"> ● 「いじめの問題等への対応について」（教育再生実行会議第一次提言） ● 「いじめ防止対策推進法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「愛媛県人権・同和教育基本方針」策定
平成 26 (2014)	<ul style="list-style-type: none"> ● 「人権教育のための世界計画」行動計画（第3段階）採択 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者権利条約」批准 ● 「子どもの貧困対策法」施行 ● 「リベンジポルノ防止法」施行 ● 「DV防止法」改正施行 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「愛媛県家庭における暴力及び虐待の防止並びに被害者の保護等推進条例」制定 ● 「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」策定 ● 「今治市人権施策基本計画」改訂
平成 27 (2015)		<ul style="list-style-type: none"> ● 「子ども・子育て支援法」施行 ● 「生活困窮者自立支援法」施行 ● 「女性活躍推進法*」施行 ● 「第4次男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「今治市子ども・子育て支援事業計画*」策定 ● 「今治市障害者計画*及び障害福祉計画」策定 ● 「今治市高齢者福祉計画・介護保険事業計画*（第6期）」策定 ● 「愛媛県人権施策推進基本方針」改訂
平成 28 (2016)		<ul style="list-style-type: none"> ● 「成年後見制度利用促進法」施行 ● 「障害者差別解消法*」施行 ● 「児童福祉法」等改正施行 ● 「ヘイトスピーチ解消法*」施行 ● 「部落差別解消推進法*」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「第2次今治市総合計画*」策定 ● 「第2次愛媛県男女共同参画計画」中間改訂
平成 29 (2017)		<ul style="list-style-type: none"> ● 「成年後見制度利用促進基本計画」策定 ● 「児童福祉法」等改正施行 ● 「外国人技能実習法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「人権意識に関するアンケート調査」（今治市）実施

年	国際的な動き	日本の動き	愛媛県・今治市の動き
平成 30 (2018)		<ul style="list-style-type: none"> ● 「青少年インターネット環境整備法」改正施行 ● 「ユニバーサル社会実現推進法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「第 5 期今治市障害福祉計画・第 1 期今治市障害児福祉計画」策定 ● 「今治市高齢者福祉計画・介護保険事業計画*（第 7 期）」策定 ● 「えひめ性暴力被害者支援センター・ひめここ（媛 C C）」設立
令和元 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> ● 「人権教育のための世界計画」行動計画（第 4 段階）採択 ● 「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「ハンセン病問題基本法」改正施行 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「えひめチャレンジオフィス*」設置 ● 「今治市人権施策基本計画」改訂
令和 2 (2020)		<ul style="list-style-type: none"> ● 「労働施策総合推進法」改正施行 ● 「児童虐待防止法」改正施行 ● 「第 5 次男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「愛媛県人権施策推進基本方針」改訂 ● 「愛媛県再犯防止推進計画」策定 ● 「第 2 期今治市子ども・子育て支援事業計画*」策定 ● 「今治市障がい者計画*」策定 ● 「今治市男女共同参画計画ーいきいきひとプランー*」策定
令和 3 (2021)		<ul style="list-style-type: none"> ● 「学校と地域で育む男女共同参画促進事業」実施 ● 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」改正施行 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「第 3 次愛媛県男女共同参画計画」策定 ● 「第 6 期今治市障がい福祉計画・第 2 期今治市障がい児福祉計画」策定 ● 「今治市高齢者福祉計画・介護保険事業計画*（第 8 期）」策定
令和 4 (2022)		<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」施行 ● 「プロバイダ責任制限法」改正施行 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「人権意識に関するアンケート調査」（今治市）実施
令和 5 (2023)		<ul style="list-style-type: none"> ● 「子ども基本法」施行 ● 「L G B T 理解増進法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「今治市パートナーシップ宣誓制度」導入

【あ行】

● 今治市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

介護保険制度の導入にあたり、すべての高齢者を対象にする保健福祉施策全般にわたる計画を一体的に策定したものの。平成 12（2000）年に第 1 期計画が策定された。

平成 15（2003）年 3 月に、計画策定後の新たな課題に対応するため一部を見直し、第 2 期の計画を策定した。

さらに、平成 18（2006）年 3 月には、計画期間を平成 18（2006）年度～平成 20（2008）年度とする第 3 期の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画が策定され、その後平成 21（2009）年度～平成 23（2011）年度を期間とする第 4 期計画、平成 24（2012）年度～平成 26（2014）年度を期間とする第 5 期計画、平成 27（2015）年度～平成 29（2017）年度を期間とする第 6 期計画、平成 30（2018）年度～令和 2（2020）年度を期間とする第 7 期計画、令和 3（2021）年度～令和 5（2023）年度を期間とする第 8 期計画が策定された。

● 今治市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に策定された。少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援対策推進法に基づく「今治市次世代育成支援地域行動計画（いまばり・次代（あした）・子育てプラン）」の考え方並びに、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」、母子保健法を踏まえた「健やか親子 21」の考え方を継承するものとされている。

● 今治市障がい者計画

障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項の規程に基づく障害者のための施策に関する今治市の基本的な計画として、平成 10（1998）年 3 月に第 1 期計画が策定された。第 1 期計画の期間は平成 19 年度までの 10 年間であり、平成 19（2007）年 3 月に平成 26（2014）年度までを期間とする計画、平成 27（2015）年 3 月に平成 31（2019）年度までを期間とする計画、令和 2（2020）年 3 月に令和 5（2023）年度までを期間とする計画が策定された。

●今治市人権尊重のまちづくり条例

今治市人権宣言の基本的理念の具体化を図るため、市及び市民の役割を明らかにし、人権施策を総合的かつ計画的に推進するための枠組みを設けることを目的として、平成13(2001)年9月に制定された。さらに、平成17(2005)年6月には、目的を達成するための重要事項を審議するため、「今治市人権尊重のまちづくり審議会」の設置が規定された。

●今治市人権都市宣言

基本的人権尊重の精神が市民全体に浸透し、差別のない明るく住みやすい豊かなまちづくりを実現するため、平成5(1993)年3月25日に今治市議会において可決し、今治市を人権都市とすることを宣言した。また、合併後、平成17(2005)年6月24日に、新たに「人権都市宣言」を行った。

●今治市総合計画

中長期にわたる市政運営の指針として、今治市の進むべき方向と基本施策、重点事業などを明らかにしたものである。

この総合計画は、基本構想と基本計画からなり、第2次計画の基本構想は、平成28(2016)年度から令和7(2025)年度までを、基本計画は、前期計画として平成28(2016)年度から令和2(2020)年度までを、後期計画として令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までを計画期間として策定している。

●今治市男女共同参画計画(いきいきひとプラン)

男女共同参画を促進するため、国の基本法や県の計画などを考慮しながら、今治市の特性に応じた男女共同参画の取り組みを明らかにした総合的かつ具体的な計画。第1期計画の期間は、平成15(2003)年度から平成21(2009)年度までの7年間で、平成15(2003)年3月に策定され、第2期計画の期間は、平成22(2010)年度から平成31(2019)年度までの10年間で、平成22(2010)年3月に策定、第3期計画の期間は、令和2(2020)年度から令和11(2029)年度までの10年間で、令和2(2020)年3月に策定された。

●今治市人権行政推進本部

基本施策の策定、関連部局間の連絡調整等、同和行政に関わる施策を総合的に検討し推進するため、平成5(1993)年2月に発足したもの。合併後、平成17(2005)年4月に「今治市人権行政推進本部」に改めた。市長を本部長、副市長、教育長を副本部長として、委員(各部長)及び推進員(各局長・課長等)で構成されている。

● インフォームド・コンセント

説明と同意 (informed-consent) のことで、医師は患者に対して、受ける治療内容の方法や意味、効果、危険性、その後の予想や治療にかかる費用について、十分にかつ、わかりやすく説明する義務があるといわれている。また、そのとき、患者は自分の身体の中でどのようなことが起こっているのか知る権利があり、医師から十分な説明を受けて、疑問点を解消し納得した上で治療を受けることに同意することを併せて、インフォームド・コンセントという。

● エイズ・HIV

ヒト免疫不全ウイルス (Human Immunodeficiency Virus) の略で、昭和 58 (1983) 年に発見された。HIV は感染力の弱いウイルスであり、HIV 感染者の唾液や汗、尿を介しては感染しないが、血液、精液、膣分泌液、母乳が体内に侵入することにより感染する。HIV 感染による免疫力の低下は、緩慢に進行し、いわゆるエイズ (後天性免疫不全症候群、AIDS : Acquired Immunodeficiency Syndrome) の発症までには 10 年以上かかると言われている。近年、HIV の増殖を抑える治療薬が多数開発され、病気の進行を抑えることができる。

● えせ同和行為

企業や行政機関等を相手に、同和問題を口実にして利益を得るための不当な要求、不法な行為をいい、高額書籍の購入要求の事例が特に多く見られる。この行為が、同和問題の解決を遅らせている要因として問題となっている。

● NPO (非営利組織)

非営利組織 (Non-Profit Organization) の略語で、株式会社や有限会社などと違い、営利を目的としない団体のこと。現在日本では、市民が主体となって福祉や環境などの社会貢献活動を行っている団体を指して NPO と呼ぶことが多い。平成 10 (1998) 年に、「特定非営利活動促進法 (NPO 法)」が施行され、この法律に基づいて法人格を取得した団体は、特定非営利活動法人 (NPO 法人) と呼ばれている。

● えひめチャレンジオフィス

障がいがあり常時勤務による就労が困難な方を対象に、非常勤職員として一定期間 (最長 3 年間) 雇用し、事務補助や軽作業などオフィスで働いた経験を生かして民間企業や県、市町等への就労にステップアップすることを支援する。

● M R S A 感染症

「メチシリン耐性黄色ぶどう球菌」の英語名の頭文字。多くの抗生物質に耐性をもつ黄色ぶどう球菌による感染症で、抵抗力のおとろえた人に感染すると重篤になることがある上に、この菌が医師や看護師など医療関係者を介して感染していくことがある。

● O-157

病原菌を有する大腸菌の一種。下痢・血便等赤痢と同じような症状を呈して重篤な状態になることがある経口感染症。平成8（1996）年には、全国で大流行があった。

【か行】

● 介護保険制度

40歳以上の被保険者の要介護状態または要介護状態となるおそれのある状態に関し、必要な介護サービスの保険給付を行う制度。40歳以上の国民の保険料と国・県・市町村の公費を財源として市町村等が保険者となって行われる社会保険制度。

● 学習障がい（LD）

学習障がいとは、(Learning Disabilities) の訳語で、一般にその頭文字をとってLDと表記される。この障がいは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力の内、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態をさす。その原因としては、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されるが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接の原因となるものではないとされている。

● 完全参加と平等

ノーマライゼーションの理念をふまえた国際障害者年（昭和56（1981）年）のテーマ。障がいのある人がそれぞれの住む社会において、社会生活と社会の発展に完全に参加できるようにすると同時に、社会の他の市民と同じ生活条件の獲得と社会的・経済的発展によって生み出された成果の平等な配分の実現を意味する。

● 共生社会

ユネスコ国際理解教育における“to live together”（共に生きる）の日本語訳として使われている。「国際寛容年」の寛容の使い方と同義語。自分を理解し、お互いが違いを認め尊重し合うこと、自分と他者との共通点を見つけ出していくこと、共に生きる社会のことをいう。さまざまな文化をもつ住民が同じ地域社会で生きる、多（異）文化を尊重し合う社会の意味で使用することもある。

● グループホーム

数人の精神障がい者や高齢者などが、地域のアパートやマンション、一戸建ての住居などで、一定の経済的負担をしながら共同生活する施設。専任の世話人が同居、または近くに住み、食事の世話や健康管理などの相談を行う。

● 国際人権規約

世界人権宣言の精神に基づき、それに法的拘束力を持たせるため条約化したもの。昭和41（1966）年12月に国連総会で採択された条約。「1.経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」「2.市民的及び政治的権利に関する国際規約」「3.市民的及び政治的権利に関する国際規約の議定書」の3つの条約の総称。我が国は、1.及び2.の規約について、昭和54（1979）年6月に批准している。

● 子育て支援

子育てに喜びや楽しみを持ち、安心して子どもを産み育てて、子ども自身が健やかに育っていける社会を形成するため、国、地方自治体をはじめ、企業、職場、地域社会を含めた社会全体として総合的に支援していく取り組み。

● 子ども・子育て関連3法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された、「子ども・子育て支援法」「認定こども園法」「関係法律の関係整備法」のこと。

● 子どもの権利条約

平成元（1989）年11月に国連総会で採択された条約。前文及び54条からなり、児童の意見表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等、児童の権利に関して包括的に規定している。我が国は、平成6（1994）年に批准している。

【さ行】

●次世代育成支援対策推進法

我が国における急速な少子化の進行をふまえ、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業者による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するための必要な措置を講ずることを求めている。平成15（2003）年7月施行され、平成17（2005）年度から10年間の時限立法であったが、平成26（2014）年4月の改正施行で、令和7（2025）年3月までの延長が決まった。

●社会福祉協議会

地域社会において民間の自主的な福祉活動の中核になり、住民が参加する福祉活動を推進し、社会福祉上の諸問題の解決に取り組み、地域住民の福祉を増進することを目的とする民間非営利団体で、市町村、都道府県、政令指定都市、全国の各段階に組織されている。

●周産期医療

妊娠満22週から生後1週間未満までの期間を周産期という。この期間は、母子ともに異常を生じやすいので、突発的な緊急事態に備えて、産科、小児科双方からの一貫した総合的な医療体制が必要なことから、これを特に「周産期医療」という。

●生涯学習

だれもが、学齢期だけでなく、生涯にわたっていつでもそれぞれの目的に応じて、自由に学習機会を選択して学び、学んだことを行動につなげていくこと。平成2（1990）年7月施行の「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」で法制化された。

●障がい者

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。

● 障害者基本法

障がい者のための施策に関し、基本原則を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする。

● 障害者差別解消法

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律。

● 障害者対策に関する長期計画

国連では障がい者の「完全参加と平等」のために、昭和 56（1981）年を国際障害者年、昭和 58（1983）年～平成 4（1992）年を「国連・障害者の 10 年」とし、障がい者が社会生活に完全に参加し、障がいのない人と同等の生活を享受する権利の実現を目指した。日本では昭和 57（1982）年 3 月に、「障害者対策に関する長期計画」を決定し、政府・各省はじめ各地方公共団体はこれに準拠し、それぞれの立場で障がい者対策の新たな計画の立案と実施の方向をうち出すことにした。

● 女子差別撤廃条約

昭和 54（1979）年 12 月に国連総会で採択された条約。女子が女子である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男子と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目的として、漸進的に措置をとることが、批准国に求められている。我が国は、昭和 60（1985）年 6 月に批准している。

● 女性活躍推進法

女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備することを目的とした令和 8（2026）年 3 月までの時限立法。従業員が 100 人を超える企業には、女性の活躍に関する状況の把握・課題分析や、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ事業主行動計画の策定・公表、女性の職業選択に資する情報の公表が義務付けられた（100 人以下の民間企業等は努力義務）。

● シルバー人材センター

原則 60 歳以上の人を会員とし、その社会参加と生きがいづくりを目的に、臨時的かつ短期的または軽易な就業を希望する会員に働く場を提供するために組織されている。

● 人権教育・啓発に関する基本計画

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」第7条の規定に基づき、平成14（2002）年3月15日に閣議決定された計画。平成23（2011）年に計画の一部が変更され、人権課題に対する取り組みに「北朝鮮当局による拉致問題等」の項目が追加された。

● 人権教育のための国連10年

平成6（1994）年12月の国連総会において、平成7（1995）年～平成16（2004）年までの10年間を「人権教育のための10年」とすることが決議された。人権教育を「知識と技術の伝授及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義し、各国にさまざまな活動を行うことを提唱している。これを受けて日本では、平成9（1997）年7月に、「人権教育のための国連10年国内行動計画」が同推進本部（本部長：内閣総理大臣）より出された。

● 人種差別撤廃条約

昭和40（1965）年12月に国連総会で採択された条約。締結国が人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとること等を主な内容としている。我が国は、平成7（1995）年12月に加入している。

● 人権週間

国連は昭和23（1948）年の第3回総会で世界人権宣言が採択されたのを記念して、12月10日を「世界人権デー」と定めるとともに、すべての加盟国にこれを記念する行事を実施するように呼びかけている。日本では12月10日の世界人権デーを最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及・高揚のための啓発活動を全国的に展開している。

● 人権の日

今治市では、市民一人一人が、家庭や職場、地域社会など身近なところで人権問題について考え人権を大切にする行動を通じて差別のない社会を目指すことを目的として、平成12（2000）年度から毎月11日を「人権の日」（人権を確かめ合う日）と設定した。1は『人』を表し、1を重ねることにより、11は人（ひと）は=等（ひと）しいをイメージしている。また、昭和40（1965）年8月11日は、同和対策審議会答申*が出された日でもある。

● 人権文化（人権という普遍的文化）

「人権教育のための国連 10 年」の活動は、地球上のどこにおいても人権が尊重されることを社会規範にしようとして進められてきたものであり、その基本理念である「人権という普遍的な文化」とは、人権についてお互いが理解し、尊重し合うことが暮らしの中の一つの文化（人権文化）として、当たり前になっている社会の在り方をいう。

● 人権擁護委員

地域住民の中にあって人権擁護活動を行う任務をもった人。市町村長からの推薦により法務大臣が委嘱する。地域において、自由人権思想の普及高揚を図るとともに、人権侵害が起きないように監視し、人権を擁護している。

● 人権擁護推進審議会

人権擁護施策推進法*に基づいて、平成 9（1997）年に設置された。法務大臣、文部科学大臣、総務大臣または関係各大臣の諮問に応じ、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」を調査協議し、平成 11（1999）年 7 月に第一次答申が出された。また、法務大臣の諮問に応じ、「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項」を調査協議し、平成 13（2001）年 5 月に第二次答申が出された。

● 人権擁護施策推進法

人権の擁護に関する施策の推進について、国の責任を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的とし、平成 8（1996）年 12 月 26 日に公布された法律で、達成すべき基準を定めていたが、平成 14（2002）年 3 月 25 日に失効している。

● 性的マイノリティ

同性愛者、両性愛者、身体の性と心の性が一致しない人など、性をめぐって社会的に差別されるおそれのある人々の総称。全体的にみて少数者であることから、性的少数者ともいわれる。

● 成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者など、判断能力が不十分な成人を支援するための法律上の制度。財産管理や契約などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法の被害にあったりするなどのおそれがあることから、このような人々の保護と支援を目的に、平成12(2000)年4月からスタートした。本人やその配偶者などが家庭裁判所に申し立てることにより、法律行為全般に関わる後見人、保佐人、補助人が選任される制度。

● 世界人権宣言

昭和23(1948)年12月の国連総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由の他、経済的・社会的権利について、各国が達成すべき基準を定めた。

● セクシュアル・ハラスメント

一般的には、「性的嫌がらせ」を意味するものとされ、労働の場では、性的な言動に対する労働者の対応により、降格、減給など労働条件に不利益を受ける「対価型セクシュアル・ハラスメント」、性的な言動によって就業環境を害される(不必要に身体を触る、性的な噂の流布、人目に触れる場所へのわいせつなポスター等の掲示など)「環境型セクシュアル・ハラスメント」の2種類に分類される。

セクシュアル・ハラスメントの中には単なる嫌がらせに止まらず、心身に支障を及ぼしたり、職場環境を悪化させて働く意欲を低下させたり、最悪の場合には労働者側が退職に追い込まれるといった深刻なケースも見受けられる。

「ハラスメント」とは、その行為を被害者の側に重点をおいた概念で、被害経験のない人には理解しにくい面があることから、啓発・研修が特に重要である。平成11(1999)年4月に改正された男女雇用機会均等法では、職場でのセクシュアル・ハラスメントの防止を事業者に義務づけている。

【た行】

● 男女共同参画社会

男女共同参画社会基本法では、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会と位置づけられている。

● 男女共同参画社会基本法

平成11（1999）年6月23日に公布・施行された法律で、男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調、という5つの理念を定め、この基本理念に則り、国や地方公共団体は男女共同参画社会の形成に努めることという、それぞれの責務を明らかにしている。その上で、男女共同参画基本計画等の策定、地方公共団体及び民間団体に対する支援など、施策の基本となる事項について規定している。

● 男女雇用機会均等法

正式には、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」という。雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して、妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする法律。平成11（1999）年4月に改正され、募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでの雇用管理のすべての段階における女性に対する差別が禁止された。また、企業名公表制度の創設等、法の実効性を確保するための措置が強化された。

● 地域改善対策協議会

同和行政について、政府に対し意見を具申するため設置された、旧総務庁の付属機関。昭和57（1982）年に設置され、平成8（1996）年5月には、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」の意見具申として、「今後、差別意識の解消にあたっては、これまでの同和教育や啓発の中で積み上げられてきた成果とその手法の評価をふまえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられ、その中で、同和問題を人権問題の重要な柱としてとらえ、積極的に推進するべきである。」と述べられている。

● 地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）

これからの福祉サービスが、基本的に自らが福祉サービスを選択し契約を結んで利用する仕組みになったのを受けて、判断能力に不安がある人が安心して生活が送れるように援助することを目的として始まった事業。どのような福祉サービスがあるのか、どのようにすればサービスが利用できるのかなどの援助を行う。

● 注意欠陥／多動性障がい（ADHD）

注意欠陥／多動性障がいは、(Attention Deficit/Hyperactivity Disorder)の訳語で、一般にその頭文字をとってADHDと表記される。この障がいは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力または衝動性、多動性を特徴とし、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。

● デートDV

デートDVとは、結婚していない男女間での、体、言葉、態度による暴力のこと。親密な相手を思い通りに動かすために複合的に使われるあらゆる種類の暴力をさす。(身体的暴力、言葉・心理的感情的暴力、性的暴力、経済的暴力)

● 同和对策事業特別措置法

昭和40(1965)年の同和对策審議会答申*に基づいて、すべての国民に基本的人権の共有を保障する憲法の理念に則り、歴史的、社会的、経済的、文化的に低位の状態におかれている地域に行政機関が協力して行う同和对策事業の目的と達成に必要な特別措置を、早期に講ずることを定めた時限立法の法律。その後、いくたびか法律の内容と名称の変更を伴いながら、33年間にわたり「特別措置法」に基づく施策を行ってきたが、平成14(2002)年3月31日に失効した。

● 同和对策審議会

同和問題の解決に資するため、旧総理府に付属機関として、昭和35(1960)年8月13日に設置された。同和問題の解決のために必要な総合的施策の樹立、その他同和地区に関する社会的及び経済的諸問題の解決に関する重要事項について、調査・審議する。また、以上の事項に関し、内閣総理大臣の諮問に答申し、建議することができる。

● 同和对策審議会答申

同和問題に対する国の方策を決める基盤となった、昭和40(1965)年8月の同和对策審議会の政府への答申。答申は、同和問題の解決を「国の責務」「国民的課題」とうたい、環境改善、社会福祉、産業・職業、教育啓発、人権問題など差別解消のための事業の必要性を述べ、これに基づいて、昭和44(1969)年から同和对策事業特別措置法による、国、地方自治体の取り組みが始まった。

● ドメスティック・バイオレンス（DV）

一般的には配偶者や恋人・パートナーなど「親密な」関係にある相手から振るわれる暴力といった意味で使われる。殴る、蹴るといった「身体的暴力」だけでなく、話しかけても無視するといった「精神的暴力」、嫌がっているのに性行為を強要する「性的暴力」、生活費を渡さないといった「経済的暴力」などさまざまな暴力がある。またこれらが重なり合って起こることが少なくない。

【な行】

● 認知症

アルツハイマー病や脳梗塞などの病気で脳に損傷を受けることによって、大人になる過程で身につけてきた認知機能（記憶、日時や場所や人の見当づけ、物事の判断等）が次第に低下し、自分らしい暮らしを自立して行うことが困難な状態。

早期に発見され、適切な医療やケアが提供されることで、本人や家族が体験する苦しみや生活上の困難、社会的な支援コストが大幅に軽減できることがわかってきている。従来用いられてきた「痴呆」という用語は、当事者や社会に侮辱感やあきらめを感じさせ、適切な理解と支援の普及を阻み、当事者と社会に多大な損失を生むため、認知症が急増する中、効果的かつ速やかな社会的支援が必要とされ、正しい理解と支援を広げるために、行政用語としては、平成16（2004）年12月24日以降、認知症を使用することになった。

● ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきで、共に生きる社会がノーマル（正常な様子）な社会であるという理念をいう。つまり、障がいのある人などが社会から隔離されて保護されているのではなく、社会の一員としてお互いを尊重し支え合いながら、地域の中で共に生活する社会こそが本来あるべき姿であるという考え方やその方法をいう。

【は行】

● ハートビル法

平成6（1994）年に施行された「高齢者や身体障害者などが円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律」のこと。劇場や銀行、ショッピングセンターなど、だれもが利用する建物をつくる際に、高齢者や身体障がい者が利用しやすくなるための一定の基準を設け、その基準にあった「ハートのあるやさしい建物」にすることを求めている。この認定を受ければ、補助や税法上の特例措置、低利融資の制度が受けられるようになっている。平成18（2006）年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の施行に伴い、廃止された。

● バリアフリー

高齢者や障がいのある人が社会生活をしていく上で、妨げになる障壁（バリア）を取り除くことをいう。もともと住宅建築用語で、段差等の物理的障壁の除去をさすが、近年では、物理的障壁だけでなく、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁をなくし、自由に社会活動に参画し、いきいきと暮らしやすい環境をつくるという、広い意味に用いられている。また、社会制度上の不利益を解消し、さらには人々の差別意識や偏見・誤解・無知をなくしていくことを、「心のバリアフリー」という。

● ハローワーク

公共職業安定所の愛称。職業紹介、職業指導、公共職業訓練の斡旋等の業務を行っている。

● パワー・ハラスメント

業務の適正な範囲を超えて行われる過度な要求、暴言、侮辱、暴力など、身体的もしくは精神的な苦痛を与えたり就業環境を害するような行為のこと。職務上の地位が上位の者だけに限らず、同僚または部下によるものやそれらの集団による行為も含まれる。

●ハンセン病

ハンセン病は、感染力のきわめて弱い「らい菌」によって引き起こされる慢性の細菌感染症で、「らい病」と呼ばれ遺伝病のように考えられていた時代もあった。明治6（1873）年にらい菌を発見したノルウェーのアルマウエル・ハンセン医師の名前をとり、現在は「ハンセン病」と呼ばれている。

かつては、感染によって手足等の抹消神経の麻痺や皮膚にさまざまな症状が起こり、病気が進むと顔や手足に後遺症が残ることから、不治の病と恐れられたが、昭和18（1943）年に「プロミン」という治療薬がこの病気によく効くことが報告されて以来、完全に治る病気となった。現在は、いくつか薬を組み合わせる多剤併用療法（MDT）がとられている。

●貧困の連鎖

親の貧困が子どもの貧困につながっていくこと。家庭の所得差によって子どもの教育や健康に格差が生じ、成人後に貧困に陥る可能性が高いとされる。

●ファミリー・サポート・センター

仕事と育児の両立を支援するための住民参加による組織で、育児の援助を行う人（提供会員）と、援助を受けたい人（依頼会員）で構成される相互援助グループのこと。依頼会員の要望に応じて、提供会員は自宅で子どもを預かったり、送迎するなどの援助活動を行う。

●部落差別解消推進法

現在もなお、部落差別が存在し、差別は許されないものとする認識のもと、国は部落差別解消のための施策を講じ、地方公共団体は国との役割分担を踏まえ、その地域の実情に応じた施策（相談体制の充実、教育及び啓発等）を講じるよう努めるものとし、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、「部落差別のない社会を実現すること」を目的とする法律。

●ヘイトスピーチ解消法

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組について、基本理念や基本的施策を定め、それらを推進することを目的とする法律。

●ボランティア

自発性、柔軟性、公益性、無償性等を原則として、地域や社会のために時間や労力、知識、技能などを提供する個人のこと。

【ま行】

● マイナンバー制度

平成25（2013）年に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」に基づく制度。マイナンバーは、住民票を有するすべての人に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用される。

● 民生委員・児童委員

民生委員法及び児童福祉法に基づき、各市町村に置かれる奉仕者で、厚生労働大臣が委嘱する者。地域社会において、福祉に関わるさまざまな調査・相談、福祉の措置を必要とする人に対する指導・助言、福祉事務所・各種相談所など関係行政機関に対する協力等の活動を行う委員をいう。また、民生委員は、児童委員を兼務することとなっており、児童委員としても、児童・妊産婦の状態把握、福祉に関する援助や指導、児童相談所や福祉事務所などとの連携、協力を行っている。平成6（1994）年から児童福祉専門の主任児童委員が委嘱され、児童委員とともに活動している。

【や行】

● ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍など人々がもつさまざまな特性の違いを越えて、はじめからできるだけすべての人が利用しやすいよう配慮して、施設、建物、製品、環境、行事等をデザイン（計画・実施）していこうとする考え。

【ら行】

● リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

平成6（1994）年にカイロでの国際人口・開発会議で提唱された概念で、重要な人権の一つとして認識されている。「性と生殖に関する健康／権利」と訳される。女性が妊娠と出産を安全に行えること。子どもが健康に生まれ育つこと。健康を損なうことなく、妊娠、出産を調整できること。さらに、いつ何人子どもを産むか、産まないかを主体的に選択する権利を女性が持つことなどがうたわれている。

3 関連資料

(1) 世界人権宣言

昭和 23 (1948) 年 12 月 10 日 第 3 回国際連合総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第 1 条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第 10 条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第 11 条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第 12 条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第 13 条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

第 14 条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第 15 条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

(2) 日本国憲法 (抄)

昭和 21 (1946) 年 11 月 3 日公布

昭和 22 (1947) 年 5 月 3 日施行

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、我が国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 3 章 国民の権利及び義務

(日本国民の要件)

第 10 条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

(基本的人権の享有と性質)

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

(自由・権利の保持義務、濫用の禁止、利用の責任)

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

(個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重)

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(法の下での平等、貴族制度の否認、栄典の限界)

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

(公務員の選定罷免権、公務員の性質、普通選挙と秘密投票の保障)

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

(請願権)

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

(国及び公共団体の賠償責任)

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。

(奴隷的拘束及び苦役からの自由)

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

(思想及び良心の自由)

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

(信教の自由、国の宗教活動の禁止)

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

(集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の自由)

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

(居住・移転・職業選択の自由、外国移住・国籍離脱の自由)

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

(学問の自由)

第23条 学問の自由は、これを保障する。

(家族生活における個人の尊厳と両性の平等)

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(生存権、国の生存権保障義務)

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(教育を受ける権利、教育の義務、義務教育の無償)

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(労働の権利・義務、労働条件の基準、児童酷使の禁止)

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

(労働者の団結権・団体交渉権その他団体行動権)

第 28 条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

(財産権の保障)

第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

(納税者の義務)

第 30 条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

(法廷手続の保障)

第 31 条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

(裁判を受ける権利)

第 32 条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

(逮捕に関する権利)

第 33 条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

(拘留・拘禁に対する保障)

第 34 条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

(住居侵入・搜索・押収に対する保障)

- 第 35 条** 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第 33 条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。
- 2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

(拷問及び残虐な刑罰の禁止)

- 第 36 条** 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

(刑事被告人の諸権利)

- 第 37 条** すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。
- 2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。
- 3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

(不利益な供述の共用の禁止、自白の証拠能力)

- 第 38 条** 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。
- 2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。
- 3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

(刑罰法規の不遡及、二重刑罰の禁止)

- 第 39 条** 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

(刑事補償)

- 第 40 条** 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第 10 章 最高法規

(基本的人権の本質)

- 第 97 条** この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(3) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12(2000)年12月6日公布

平成12(2000)年12月6日施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

(4) 部落差別の解消の推進に関する法律

平成 28 (2016) 年 12 月 16 日公布

平成 28 (2016) 年 12 月 16 日施行

(目的)

第 1 条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第 4 条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。
2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

【衆議院法務委員会（平成28（2016）年11月16日）】

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

【参議院法務委員会（平成28（2016）年12月8日）】

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

(5) 愛媛県人権尊重の社会づくり条例

平成13(2001)年3月23日 条例第13号

前文

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、基本的人権を侵すことのできない永久の権利としてすべての国民に保障している日本国憲法の理念とするところでもある。

しかしながら、我が国においては、社会的身分、門地、人種、信条、性別等による不当な差別その他の人権侵害が存在しており、また、我が国社会の国際化、情報化及び高齢化の進展等に伴い、人権に関する様々な課題も生じている。

すべての人が幸せな生活を営むためには、県民一人ひとりが互いに人間の尊厳や権利を尊び、差別や偏見のない平等と参加の地域社会づくりを実現していかなければならない。

私たちは、人権が尊重される社会づくりのため、たゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もってすべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、県民の人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策（以下「人権施策」という。）を策定し、及び積極的に推進する責務を有する。

2 県は、人権施策を実施するに当たっては、国、市町及び関係団体と連携し、及び協力するものとする。

(県民の責務)

第3条 県民は、自らが、人権が尊重される社会をつくる担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重しなければならない。

(県と市町との協働)

第4条 県は、市町に対し、県と協働して人権が尊重される社会の実現に努めること及び県が実施する人権施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町が実施する人権施策について必要な助言その他の支援を行うものとする。

(基本方針の策定)

第5条 知事は、人権施策の総合的な推進に関する基本方針を策定するものとする。

2 知事は、前項の基本方針を策定するに当たっては、あらかじめ、愛媛県人権施策推進協議会の意見を聴くものとする。

(愛媛県人権施策推進協議会)

第6条 人権施策の推進に関する重要事項を調査協議させるため、愛媛県人権施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、人権施策の推進に関する事項に関し、知事に意見を述べるができる。

第7条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、人権問題に関し学識経験のある者その他適当と認める者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

2 愛媛県執行機関の附属機関設置条例（昭和27年愛媛県条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部愛媛県同和対策委員会の項を削る。

附 則

この条例は、平成17年1月16日から施行する。

(6) 愛媛県人権施策推進基本方針（概要）

平成 16（2004）年 12 月策定

平成 22（2010）年 1 月改訂

平成 27（2015）年 3 月改訂

令和 2（2020）年 3 月改訂

I 基本的な考え方

●基本方針（第三次改訂版）策定の主旨

愛媛県では、「愛媛県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、平成 16 年に「愛媛県人権施策推進基本方針」を策定し、平成 22 年に第一次改訂、平成 27 年に第二次改訂を行いました。その後の人権を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、「ハラメント」を新たに「その他の重要課題」に位置付けるなど、県民一人ひとりが互いに人間の尊厳や権利を尊び、差別や偏見のない地域社会づくりを推進するため、令和 2 年に第三次改訂版を策定しました。

●基本方針（第三次改訂版）の性格

この基本方針（第三次改訂版）は、「人権という普遍的な文化」の創造を基本理念として、人権教育・啓発や人権擁護を総合的に推進します。

県民自らが、人権尊重の社会づくりの担い手であるという認識のもとに、県や市町、NPO、各種団体など地域で活動する多様な主体が協働して、人権意識の高揚や人権擁護の取組を進めていくための基本的な考え方を示すものです。

この基本方針（第三次改訂版）は、県が推進するあらゆる行政分野で、人権尊重の理念を浸透させていくもので、他の様々な計画や方針の策定にあたって、準拠すべき基本指針となります。

●基本方針（第三次改訂版）の目指すもの

子どもから高齢者まで県民一人ひとりが生活に生きがいを感じ、安心して暮らすことのできる「^{えがお}愛顔あふれる愛媛県」の実現を目指して、3つのキーワードのもとに、人権施策を進めます。

(1) 自己実現を尊重する

一人ひとりの様々な生き方の可能性が否定されることなく、その個性や能力が十分発揮できる機会の保障が重要です。お互いの自己実現を尊重していくためには、相手の立場に立って考え、行動することが求められており、すべての人が自分らしい生き方のできる地域社会の実現を目指します。

(2) 共同参画を保障する

性別や年齢、障がいなどによって制約を受けることなく、誰もが地域社会の構成員として、あらゆる分野の活動への参画が保障されることが重要です。すべての人が、平等に参加できる地域社会の実現を目指します。

(3) 共生社会を目指す

すべての人が、それぞれの多様な文化や価値観を尊重し、それぞれの個性や生き方の違いを認め合い、共に生きているという認識や他人を思いやる心を持つことが大切です。ユニバーサルデザインの考え方にのっとり、またSDGsの取組に対応してすべての人が安心して暮らすことができる地域社会を目指します。

2 人権施策の推進方針

(1) あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

日常生活の中で人権への配慮が行動や態度に現れるよう、家庭や学校、地域社会、職場などあらゆる場を通じて、人権教育・啓発を推進します。

(ア) 学校

- ・ 児童生徒の発達段階に応じた人権学習の推進
- ・ 高齢者や障がいのある人、外国人との交流など、体験学習の充実
- ・ 教職員の指導力の向上や学習プログラム、研修手法の研究の推進

(イ) 地域・家庭

- ・ 子育てや家事、介護など、男女が協力して行う意識づくりの推進
- ・ 子育てや高齢者介護に関する学習機会の確保や情報の提供
- ・ 人権に関する学習機会や社会教育における指導体制の充実

(ウ) 職場・企業

- ・ セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、性別等による不当な差別などのない働きやすい職場環境づくりの推進
- ・ 人権啓発研修への講師の派遣・紹介や研修会の開催などを通じた、職場における人権啓発活動の支援の推進
- ・ 就職の機会均等を図るための公正な採用選考システムの確立

(エ) 県民参加型の効果的な啓発活動

- ・ 講義中心の知識習得型学習やワークショップやフィールドワークなど子どもから高齢者まで誰でも参加可能な体験型学習の推進
- ・ インターネットやマスメディアなど多様な媒体を活用した啓発活動の推進

(オ) 継続的な情報発信

- ・ 愛媛県人権啓発センターからの継続的な情報発信や啓発拠点としての機能強化
- ・ 人権に関する情報の収集を行うとともに、県民が親しみやすい啓発冊子の作成による人権に対する正しい知識の普及

(2) 特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進

人権の擁護に深い関わりを持つ公務員、教職員、警察職員、消防職員、保健・医療・福祉関係者、マスメディア関係者に対して、人権尊重の理念の浸透が図られ、効果的な人権教育が行われるよう積極的な支援に努めます。

(3) 人権擁護

人権侵害を受けるおそれのある人に対する相談や解決のための助言など、実施可能な支援体制の整備を推進します。

- ・ 人権救済制度の早期確立
- ・ 人権擁護委員の活動支援と連携
- ・ 人権相談の充実・強化、人権侵害の救済
- ・ 福祉サービスの苦情解決制度の円滑な運用
- ・ 愛媛県男女共同参画推進委員制度の適切な運用
- ・ 権利擁護への取組の推進
- ・ 成年後見制度の適切な利用の推進
- ・ 福祉サービス利用援助事業の円滑な推進

3 重要課題への対応

(1) 女性

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、意識の改革や男女共同参画を推進します。

- ・ 男女の人権の尊重
- ・ 男女共同参画の視点に立った意識の改革
- ・ あらゆる分野への男女共同参画の推進

(2) 子ども

子どもを大人と同じ独立した人格を持つ権利の主体としてとらえ、子どもの人権の尊重やその擁護に向けて取り組むとともに、地域における子育ての支援を推進します。

- ・ 地域における子育ての支援
- ・ 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進
- ・ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ・ 子育てを支援する生活環境の整備
- ・ 児童虐待防止対策の充実

(3) 高齢者

高齢者の社会参加の促進、介護サービスの質の向上、認知症介護に対する取組の推進など、高齢者の権利擁護やその尊厳を支える地域づくりを推進します。

- ・ 高齢者の社会参加の促進と生きがい対策の充実
- ・ 高齢者の主体性を尊重したくらしの実現
- ・ 介護サービス等の質の向上

(4) 障がいのある人

障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現に向けて、障がいのある人に対する差別の解消、障がいのある人の自立と社会参加、雇用の拡大を推進します。

- ・障がいに関する正しい理解の普及啓発
- ・一人ひとりの生きる力をはぐくむ特別支援教育の推進
- ・障がいのある人の自立と社会参加の促進
- ・障害福祉サービスの質の向上
- ・生活環境の整備
- ・障がいのある人に対する差別解消に関する取組

(5) 同和問題

我が国固有の人権問題である同和問題について、結婚問題を中心に依然根深く差別意識が存在しており、これまでの同和教育や啓発活動の成果と手法への評価を踏まえ、相談体制の充実、効果的な教育・啓発を推進します。

- ・同和問題への正しい理解と認識を深めるための教育・啓発の推進
- ・就労の安定等生活支援の推進

(6) 外国人

外国人と日本人が、互いに多様な文化や習慣、価値観等の違いを正しく認識し、国籍や民族を問わず、すべての人が同じ人間として尊重しあい、共生できる地域社会の実現に努めます。

- ・国際理解の促進と共生意識の醸成
- ・外国人が暮らしやすい地域社会づくりの推進

(7) エイズ患者・H I V感染者

エイズに対する正しい知識の一層の浸透を図り、感染拡大の防止を図るとともに、エイズ患者やH I V感染者に対する偏見や差別意識の解消を進め、安心して尊厳をもって暮らせる社会づくりを推進します。

- ・感染拡大の防止、偏見・差別意識解消のための教育・啓発の推進
- ・相談・支援体制の整備

(8) ハンセン病患者・回復者及びその家族

ハンセン病に対する偏見や差別意識の解消を進めるとともに、療養所入所者の社会復帰を支援し、ハンセン病患者・回復者の方々が地域社会で暮らしていけるよう環境の整備に努めます。

- ・社会復帰への支援
- ・名誉回復と偏見・差別意識解消のための教育・啓発の推進
- ・ふるさととの交流
- ・患者・回復者の意向を踏まえた施策の推進

(9) 犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族は直接的な被害はもとより、様々な二次的被害に苦しんでいます。こうした被害者等が直面している困難な状況を踏まえ、権利利益を保護するための施策を総合的に推進します。

- ・経済的支援への取組
- ・支援のための体制整備に関する取組
- ・県民の理解と協力を得るための取組
- ・犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりにおける取組

(10) 性的指向・性自認（SOGI）

性的指向や性自認に対する偏見や差別意識の解消に努めるとともに、すべての人が等しく自分らしく生きていくための権利が尊重される社会を目指し、日々の生活を送る上で生きづらさを感じることをのこさないよう、当事者の要望に沿った施策の実施に努めます。

- ・県民の理解と協力を得るための取組
- ・相談・支援体制の整備
- ・教育機関の取組

(11) インターネットによる人権侵害

インターネットの匿名性を悪用したプライバシーの侵害や名誉棄損などが社会的に大きな関心事になっており、適切に対応していけるよう関係機関等と連携していきます。

- ・子どもに対する啓発の推進
- ・県民に対する啓発の推進
- ・差別的書き込みへの対応

(12) 北朝鮮による拉致問題

北朝鮮による日本人の拉致は、我が国の主権及び人権に対する重大かつ明白な侵害であるため、拉致問題に対する県民の関心と認識を深めるよう努めます。

- ・ 拉致問題への認識を深めるための啓発の推進
- ・ 学校教育における啓発の推進

(13) 被災者

風水害や土砂災害、地震等の災害時において、要配慮者や女性等の人権に配慮し、被災者の視点に立った支援や体制の構築を促進します。

- ・ 啓発活動の推進
- ・ 災害時の対応

(14) その他の重要課題

- ・ 刑を終えて出所した人
- ・ アイヌの人々
- ・ ホームレス・生活困窮者
- ・ 人身取引
- ・ ハラスメント
- ・ その他（個人情報流出などプライバシーの保護に関する問題、難病や感染症などの患者の人権に関する問題、旧優生保護法下の強制不妊手術に関する問題、ひきこもりに関する問題）

社会情勢の変化に伴い、様々な人権問題が発生しており、今後ともそれぞれの人権課題に対応した施策の推進やあらゆる場を通じて、人権意識の高揚や人権擁護の推進に努めます。

4 推進体制

●県の推進体制の構築

「愛媛県人権施策推進基本方針（第三次改訂版）」に基づき、人権施策を推進するため、愛媛県人権施策推進本部を設置し、関係部局相互の連携・協力のもと、総合的かつ効果的な施策の推進に努めるとともに、愛媛県人権施策推進協議会の意見や提言を踏まえ、基本方針の適切な進行管理に努めます。

●愛媛県人権啓発センターの機能強化

人権啓発活動の拠点として、平成15年4月に設置した愛媛県人権啓発センターの機能や組織の充実に努め、県民の人権意識の高揚や人権擁護を推進します。

●国及び市町との連携

国、県、市町がそれぞれの立場や役割に応じた人権施策を推進するとともに、相互の緊密な連携のもと、より効果的な人権施策を進めます。また、市町に対して、人権教育・啓発に関する情報提供や指導者の育成など、積極的な支援に努めます。

●NPO、各種団体等多様な主体による協働

県や市町が、NPOや各種団体の自主的、主体的な活動と連携し、県民参加型の効果的な啓発活動が行えるよう、人権啓発活動の企画への参画や事業の共催などを含め、NPOをはじめとする多様な主体による協働を推進します。

●県民に期待される役割

県民自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、お互いを認め合い、思いやることができるよう、県民一人ひとりが人権意識の高揚に努めることが重要です。県民一人ひとりの主体的な行動によって、笑顔に満ちた地域社会の実現を目指しましょう。

(7) 今治市人権都市宣言

平成17(2005)年6月24日 今治市議会可決

－人権都市宣言－

人は生まれながらにして自由であり平等であることは、人類普遍の原理であり、基本的人権として保障されている。

しかしながら、この権利を守るための長年にわたる多くの人の努力にもかかわらず、現在もなお差別や人権侵害の現実があり重大な社会問題となっている。

私たちは、この現実を正しく認識し、よりよい市民生活を願って、今治市を「人権都市」とすることを宣言する。

1. 偏見や不合理な習慣による差別をなくし
人権を認め合う社会を実現しよう
1. 人権尊重を基盤とした
信頼と連帯感を確立しよう
1. 人権意識の高揚を図り
明るく住みよい人権尊重のまちづくりに努力しよう

(8) 今治市人権尊重のまちづくり条例

平成17(2005)年6月30日 条例第290号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法及び今治市人権都市宣言を基本理念とし、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者及び外国人等へのあらゆる人権侵害をなくするための市及び市民の責務を明らかにするとともに、明るく住みよい人権尊重のまちづくり（以下「人権尊重のまちづくり」という。）の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を推進し、市民の人権意識の高揚を図るものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、この条例の精神を尊重し、自ら人権尊重の啓発に努めるとともに、市が実施する施策の推進に協力するものとする。

(施策の推進)

第4条 市は、あらゆる人権侵害をなくし、人権尊重のまちづくりのために必要な施策を、総合的かつ計画的に推進するものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第5条 市は、人権尊重のまちづくりのため、あらゆる機会を通じ、教育及び啓発活動の充実に努めるものとする。

(調査等の実施)

第6条 市は、前2条の施策の策定並びに教育及び啓発活動を推進するため、必要に応じ調査等を行うものとする。

(推進体制の充実)

第7条 市は、この条例に基づく施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会の設置)

第8条 この条例の目的を達成するための重要事項を審議するため、今治市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織、運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

今治市人権施策基本計画

令和6（2024）年3月

発行 : 今治市
〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1
TEL : 0898-36-1521（直通）

編集 : 今治市市民環境部市民参画課
